

# 欧州債務危機をめぐる動き

2014年5月21日更新

2014年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

欧州債務危機の影響で長い間、景気低迷に面していたユーロ圏経済であるが、2013年第4四半期の成長率（前期比）は0.3%と、3期連続で増加を記録。欧州・景況感指数（ESI）も2013年6月以降、ユーロ圏およびEUともに上昇し、2014年には100ポイントを上回り、欧州債務危機は収束しつつある。一方、ユーロ圏の3月の失業率は11.8%と依然として高い水準にあり、今後の欧州委員会や加盟各国の雇用対策に期待がかかる。

EU全体では、「銀行同盟」の完成に向けて、単一監督メカニズムや単一破綻処理メカニズムといった枠組みが整備されつつある。EU閣僚理事会（理事会）は2014年5月6日、「銀行同盟」を支える銀行破綻処理に関する指令と規則を最終採択した。

本報告（最終回）では、欧州債務危機に関連するEU全体の各種経済統計を概説、EUとしての対応を整理する。欧州主要国に加えて、ギリシャ（G）、イタリア（I）、アイルランド（I）、ポルトガル（P）、スペイン（S）の5カ国の頭文字をとり「GIIPS諸国」と総括される国々についても報告する。

## 目次

1. EU経済の状況（マクロ動向）	3
(1) 実質GDP成長率（見通し含む）	3
(2) 失業率	4
(3) 景況感	6
(4) 自動車販売台数	7
(5) 消費者物価上昇率	8
(6) ユーロ圏・英国の政策金利	9
(7) 財政収支（対GDP比）	11
(8) 法人税・付加価値税（VAT）の推移	12
(9) 公的債務残高	13
(10) 国債利回り（10年国債）	14
(11) 国債償還	17
(12) 主要通貨為替レート推移	18
(13) 主要格付け機関の格付け評価	18
2. EUの政策動向	21
(1) 主な支援の枠組み	21

(2)	首脳会議などの動向（予定含む） .....	27
3.	EU 主要国の政治・経済動向 .....	39
(1)	ドイツ .....	39
①	政治動向 .....	39
②	経済動向 .....	41
(2)	フランス .....	45
①	政治動向 .....	45
②	経済動向 .....	49
(3)	英国 .....	56
①	政治動向 .....	56
②	経済動向 .....	58
(4)	イタリア .....	62
①	政治動向 .....	62
②	経済動向 .....	65
(5)	スペイン .....	69
①	政治動向 .....	69
②	経済動向 .....	72
(6)	ギリシャ .....	69
①	政治動向 .....	79
②	経済動向 .....	82
(7)	その他周辺国 .....	85

## 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. EU 経済の状況（マクロ動向）

### (1) 実質 GDP 成長率（見通し含む）

欧州委員会が 2014 年 5 月 5 日に発表した「春季経済予測」によれば、2014 年の実質 GDP 成長率は EU28 カ国で 1.6%、ユーロ圏 18 カ国で 1.2%の予測となった。2015 年については EU28 カ国で 2.0%、ユーロ圏で 1.7%と予測した。欧州債務危機から本格的な回復が見込まれる。

実質GDP成長率（前年比）

(単位: %)

	2014年(予測)		2015年(予測)	
	春季予測	冬季予測	春季予測	冬季予測
EU28カ国	1.6	1.5	2.0	2.0
ユーロ圏18カ国	1.2	1.2	1.7	1.8
ベルギー	1.4	1.4	1.6	1.7
ドイツ	1.8	1.8	2.0	2.0
エストニア	1.9	2.3	3.0	3.6
アイルランド	1.7	1.8	3.0	2.9
ギリシャ	0.6	0.6	2.9	2.9
スペイン	1.1	1.0	2.1	1.7
フランス	1.0	1.0	1.5	1.7
イタリア	0.6	0.6	1.2	1.2
キプロス	△ 4.8	△ 4.8	0.9	0.9
ラトビア	3.8	4.2	4.1	4.3
ルクセンブルク	2.6	2.2	2.7	2.5
マルタ	2.3	2.1	2.3	2.1
オランダ	1.2	1.0	1.4	1.3
オーストリア	1.6	1.5	1.8	1.8
ポルトガル	1.2	0.8	1.5	1.5
スロベニア	0.8	△ 0.1	1.4	1.3
スロバキア	2.2	2.3	3.1	3.2
フィンランド	0.2	0.2	1.0	1.3
ブルガリア	1.7	1.7	2.0	2.0
チェコ	2.0	1.8	2.4	2.2
デンマーク	1.5	1.7	1.9	1.8
クロアチア	△ 0.6	0.5	0.7	1.2
リトアニア	3.3	3.5	3.7	3.9
ハンガリー	2.3	2.1	2.1	2.1
ポーランド	3.2	2.9	3.4	3.1
ルーマニア	2.5	2.3	2.6	2.5
スウェーデン	2.8	2.5	3.0	3.3
英国	2.7	2.5	2.5	2.4

(注) ラトビアは2014年からユーロ導入。冬季予測は2014年2月発表のもの。

(出所) 欧州委員会経済・金融総局 2014年5月春季経済予測

2014年第1四半期のGDP成長率(前期比)を国別にみると、ハンガリーとポーランドが共に1.1%を記録した。これにドイツと英国(共に0.8%)、ラトビア(0.7%)、が続く。

ユーロ圏は全体としてはまだ回復が緩やかだが、懸念されていたフランスで景気の底入れを確認したとの見方も出ている。

	2013年			2014年
	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
EU28カ国	0.4	0.3	0.4	0.3
ユーロ圏18カ国	0.3	0.1	0.2	0.2
ベルギー	0.2	0.3	0.3	0.4
ドイツ	0.7	0.3	0.4	0.8
エストニア	△ 0.3	0.5	0.2	△ 1.2
アイルランド	1.1	2.1	-2.3	n.a.
ギリシャ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スペイン	△ 0.1	0.1	0.2	0.4
フランス	0.6	△ 0.1	0.2	0.0
イタリア	△ 0.3	△ 0.1	0.1	-0.1
キプロス	△ 1.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.7
ラトビア	△ 0.1	1.1	0.7	0.7
ルクセンブルク	1.9	0.6	0.7	n.a.
マルタ	1.9	△ 0.2	0.4	n.a.
オランダ	0.0	0.1	1.0	△ 1.4
オーストリア	0.0	0.3	0.4	0.3
ポルトガル	1.1	0.3	0.5	△ 0.7
スロベニア	0.2	0.4	1.2	n.a.
スロバキア	0.4	0.4	0.5	0.6
フィンランド	0.0	0.0	△ 0.4	△ 0.4
ブルガリア	0.1	0.4	0.3	0.2
チェコ	0.3	0.3	1.8	0.0
デンマーク	1.0	0.3	△ 0.6	n.a.
クロアチア	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4	n.a.
リトアニア	0.8	0.4	1.2	0.6
ハンガリー	0.2	1.1	0.7	1.1
ポーランド	0.8	0.8	0.7	1.1
ルーマニア	0.7	1.6	1.4	0.1
スウェーデン	0.0	0.5	1.7	n.a.
英国	0.8	0.8	0.7	0.8

(注)数値は速報値(2014年5月15日時点)。n.a.は未入手。  
(出所)ユーロスタット

## (2) 失業率

2014年3月のEU28カ国の失業率(季節調整済み)は前月と同率の10.5%だった。ユーロ圏18カ国も前月と同率の11.8%となった。一方、3月のEU28カ国全体の若年層(25歳未満)の失業者数は、前月より約3万人減の534万人となった。ユーロ圏18カ国の失業者数も前月より約1万人減少し、343万人であった。

国別の失業率(2月→3月)では、リトアニア(11.5%→10.8%)を始め、デンマーク(6.9%→6.5%)、クロアチア(17.5%→17.3%)で改善がみられたほか、アイルランド(11.9%→

11.8%)、オランダ (7.3%→7.2%)、ポーランド (9.7%→9.6%) で 0.1 ポイントの失業率低下がみられた。他方、キプロス (16.8%→17.4%) で著しい上昇がみられたほか、オーストリア (4.8%→4.9%) とチェコ (6.6%→6.7%) で 0.1 ポイント上昇した。

欧州委員会は 2014 年 1 月 15 日、加盟各国の「若年者保証」実施計画の準備状況を発表した。これは加盟各国に対して、2014 年から導入を奨励している若年層の失業対策で、欧州社会基金 (ESF) や若年者雇用イニシアチブの下での追加資金を活用できるものである。

## 失業率

(単位: %、ポイント)

	2013年3月	2014年2月	2014年3月	前月比	前年同月比
EU28カ国	10.9	10.5	10.5	0.0	△ 0.4
ユーロ圏18カ国	12.0	11.8	11.8	0.0	△ 0.2
ベルギー	8.3	8.5	8.5	0.0	0.2
ドイツ	5.4	5.1	5.1	0.0	△ 0.3
エストニア	9.2 ***	7.8	n.a.	-	-
アイルランド	13.7	11.9	11.8	△ 0.1	△ 1.9
ギリシャ	26.5 **	26.7 *****	n.a.	-	-
スペイン	26.3	25.3	25.3	0.0	△ 1.0
フランス	10.4	10.4	10.4	0.0	0.0
イタリア	12.0	12.7	12.7	0.0	0.7
キプロス	14.8	16.8	17.4	0.6	2.6
ラトビア	13.9 *	11.6 *****	n.a.	-	-
ルクセンブルク	5.7	6.1	6.1	0.0	0.4
マルタ	6.4	6.9	6.8	△ 0.1	0.4
オランダ	6.4	7.3	7.2	△ 0.1	0.8
オーストリア	4.9	4.8	4.9	0.1	0.0
ポルトガル	17.4	15.2	15.2	0.0	△ 2.2
スロベニア	10.7	9.7	9.7	0.0	△ 1.0
スロバキア	14.2	13.9	13.9	0.0	△ 0.3
フィンランド	8.1	8.5	8.5	0.0	0.4
ブルガリア	13.0	13.1	13.1	0.0	0.1
チェコ	7.3	6.6	6.7	0.1	△ 0.6
デンマーク	7.1	6.9	6.5	△ 0.4	△ 0.6
クロアチア	16.6	17.5	17.3	△ 0.2	0.7
リトアニア	12.4	11.5	10.8	△ 0.7	△ 1.6
ハンガリー	11.2 ***	7.9	n.a.	-	-
ポーランド	10.6	9.7	9.6	△ 0.1	△ 1.0
ルーマニア	7.2	7.2	7.2	0.0	0.0
スウェーデン	8.3	8.1	8.1	0.0	△ 0.2
英国	7.9 **	6.8 *****	n.a.	-	-

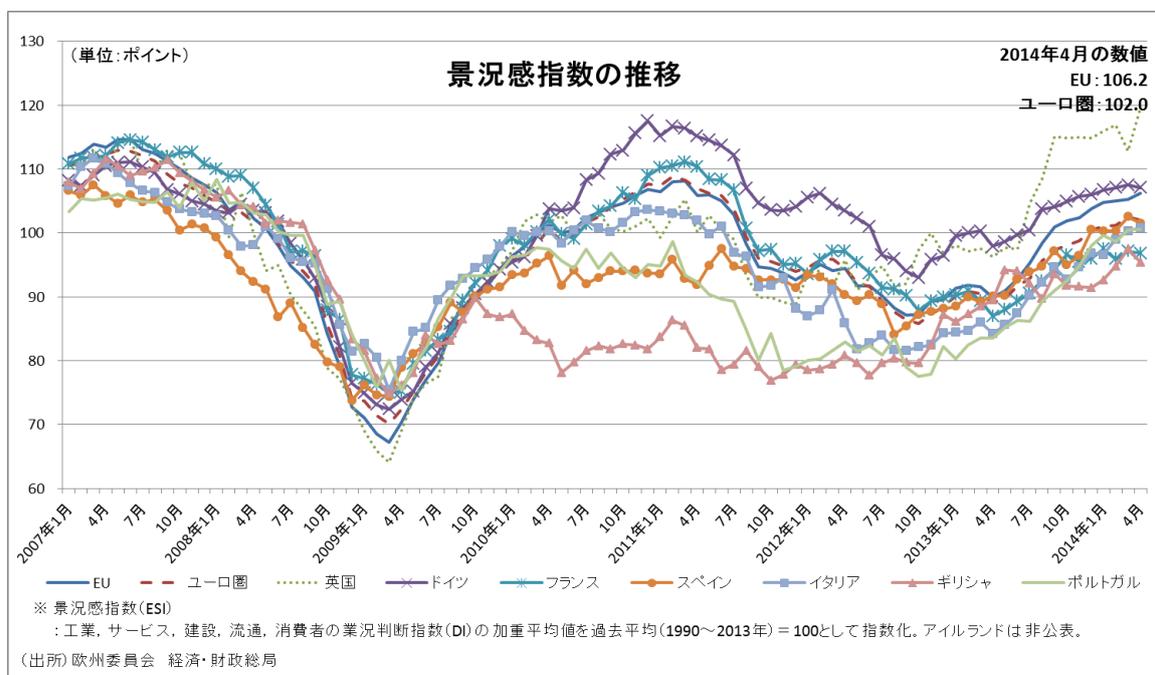
(注)ラトビアは2014年からユーロ導入。n.a.は未入手、-は算出不能、\*は2012年第4四半期、\*\*は2013年1月数値、\*\*\*は2013年2月数値、\*\*\*\*は2013年第4四半期、\*\*\*\*\*は2014年1月数値。

(出所)EU統計局(ユーロスタット)

### (3) 景況感

欧州委員会が発表する景況感指数をみると、2010～2011年に広がりをもせたEU域内、ユーロ圏内での格差が再び収斂しつつある。EU内で景気を牽引するドイツおよび2012年頃から持ち直している英国は平均以上の水準を維持している。一方、GIIPS諸国は平均より低い水準にあるが、全体的に上昇基調にある。中でもギリシャは2009年10月の初期段階で金融不安に苛まれ、その後も景況感が度々失速し低迷が続いていたが、2012年末に支援プログラムの継続合意などを受け回復した。

EUおよびユーロ圏をみると、2012年は4月までは小康状態にあったものの、5月はギリシャの国民議会選挙で反財政緊縮派が躍進し組閣に失敗し再選挙に突入したことや、フランスの大統領選挙でオランド氏がドイツのメルケル首相と蜜月関係にあった当時現職のサルコジ大統領を破り社会党政権が31年ぶりに誕生したことなど、政局の混乱を背景に下降した。7月にはユーロ圏で90ポイントを切り、その後もスペインの金融機関への支援などをめぐり悪化傾向にあったが、12月にはスペインの銀行への資金注入が実施されるなど不安定要素がひとまずの決着をみせた。2013年6月以降、EUおよびユーロ圏ともに90ポイントを上回り始めた。さらに、EUは9月、ユーロ圏は12月に100ポイントを超え、2014年以降も回復傾向にある。



欧州・景況感指数(ESI)の推移

(単位:ポイント)

	2007年				2008年				2009年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
EU28カ国	111.8	113.4	113.1	110.1	106.3	102.2	94.8	84.3	71.1	70.3	79.7	89.8
ユーロ圏18カ国	110.5	112.3	112.1	107.8	104.8	101.6	95.6	85.7	73.7	72.4	80.8	89.7
英国	110.5	109.7	109.4	112.3	107.5	99.9	90.3	78.8	69.0	69.0	77.5	92.5
ドイツ	108.2	110.5	110.3	106.1	103.4	103.5	98.3	88.5	74.9	73.9	81.2	90.4
フランス	110.8	112.1	114.2	112.6	110.0	107.0	97.0	87.9	77.2	75.2	83.3	92.2
スペイン	106.6	105.8	104.8	100.4	99.3	92.3	89.0	79.8	76.1	78.9	85.3	90.1
イタリア	107.3	110.8	106.6	103.7	102.7	98.1	96.1	91.3	82.6	80.0	89.5	94.5
ギリシャ	107.9	111.6	109.6	109.4	105.6	104.1	101.6	92.6	81.5	76.2	82.6	89.8
ポルトガル	103.3	105.5	104.9	103.9	108.4	103.1	99.6	88.8	80.0	75.4	86.6	93.2

	2010年				2011年				2012年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
EU28カ国	96.4	101.3	102.4	104.6	106.4	105.9	102.9	94.5	93.8	94.4	90.1	87.2
ユーロ圏18カ国	95.8	100.7	101.7	105.2	107.4	106.9	103.7	95.5	94.6	94.4	89.3	85.8
英国	97.1	101.6	102.1	100.2	99.3	100.1	99.0	89.9	93.7	95.8	94.8	97.3
ドイツ	95.4	103.8	108.3	112.9	115.2	115.1	112.2	103.6	105.6	103.5	96.5	93.0
フランス	99.1	102.1	101.3	106.3	110.2	110.4	106.7	97.4	93.6	97.1	91.4	87.8
スペイン	93.4	96.4	92.0	94.0	93.6	91.9	94.7	92.6	93.4	90.3	88.9	87.2
イタリア	100.2	100.3	101.9	101.6	103.4	101.9	96.9	91.8	87.0	85.9	83.9	82.1
ギリシャ	87.3	82.7	81.5	82.6	83.7	82.0	79.4	76.9	78.5	80.8	79.6	79.6
ポルトガル	96.3	97.4	97.4	94.4	94.8	92.3	89.3	84.2	80.1	82.9	80.9	77.5

	2013年				2014年			
	1月	4月	7月	10月	1月	2月	3月	4月
EU28カ国	91.3	89.9	95.3	101.9	104.8	105.0	105.3	106.2
ユーロ圏18カ国	90.1	89.0	92.9	98.1	101.0	101.2	102.5	102.0
英国	98.1	96.2	104.6	114.8	115.9	116.9	112.8	119.5
ドイツ	99.5	97.9	100.4	104.9	106.7	107.1	107.5	107.1
フランス	90.3	87.0	90.6	96.6	97.5	95.9	97.1	96.8
スペイン	88.5	90.1	93.9	95.0	100.3	100.3	102.5	101.5
イタリア	84.4	84.2	90.2	92.7	96.6	99.0	100.3	100.8
ギリシャ	86.1	89.5	92.1	91.7	92.6	94.8	97.5	95.4
ポルトガル	80.3	83.5	86.2	92.5	99.6	98.6	100.4	100.6

(出所)欧州委員会 経済・財政総局

#### (4) 自動車販売台数

欧州全体の景気後退への懸念は乗用車の新規登録台数の推移にも影響した。リーマン・ショックを受けて一部の国で導入された新車買い替え補助金制度（スクラップ・インセンティブ）が下支えしたものの、2009年から2010年にかけて新車の新規登録は減少した。同制度の打ち切りに加え、欧州債務危機の影響や景気の低迷によって2011年と2012年も落ち込んだ。

2013年に入っても欧州全体で低迷が続き、前年比1.7%減となった。しかし、2014年3月の乗用車新規登録台数において、EUでは前年同月比10.6%増となり、回復の兆しがみられる。また、欧州5大市場（ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペイン）では、英国

が 17.7%増、スペインが 10.0%増、フランスが 8.5%増、ドイツが 5.4%増、イタリアが 5.0%増と大幅な改善がみられる。

乗用車新規登録台数

(単位: 1,000台、%)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	前年比	2014年3月	前年同月比
EU*	14,331.8	14,157.8	13,372.9	13,148.1	12,057.1	11,850.9	△ 1.7	1,449.1	10.6
オーストリア	293.7	319.4	328.6	356.1	336.0	319.0	△ 5.1	29.7	△ 4.4
ベルギー	535.9	476.2	547.3	572.2	486.7	486.1	△ 0.1	52.8	△ 0.5
ブルガリア	43.8	25.0	15.6	19.3	19.4	19.4	0.0	1.7	37.6
クロアチア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	3.0	22.3
キプロス	n.a.	n.a.	n.a.	14.5	11.0	7.1	△ 35.4	0.7	79.0
チェコ	182.6	167.7	169.2	173.6	174.0	164.7	△ 5.3	16.6	19.9
デンマーク	150.1	112.2	153.9	169.7	170.8	182.2	6.7	16.8	12.4
エストニア	24.6	9.9	8.8	17.1	17.3	19.5	12.7	1.7	6.0
フィンランド	139.6	88.3	112.0	121.2	111.3	103.5	△ 7.0	9.6	1.3
フランス	2,050.3	2,302.4	2,251.7	2,204.2	1,898.8	1,790.5	△ 5.7	179.9	8.5
ドイツ	3,090.0	3,807.2	2,916.3	3,173.6	3,082.5	2,952.4	△ 4.2	296.4	5.4
ギリシャ	267.3	219.7	141.5	97.7	58.5	58.7	0.3	5.9	30.6
ハンガリー	153.3	60.2	43.5	45.1	53.1	56.1	5.7	6.2	21.8
アイルランド	151.6	57.5	88.4	89.9	79.6	74.3	△ 6.7	14.4	23.2
イタリア	2,161.7	2,159.5	1,961.6	1,749.7	1,403.0	1,303.5	△ 7.1	139.3	5.0
ラトビア	19.8	5.4	5.0	11.0	10.7	10.6	△ 0.1	1.0	21.9
リトアニア	22.2	7.5	8.0	13.2	12.2	12.2	0.0	1.1	19.0
ルクセンブルク	52.4	47.3	49.7	49.9	50.4	46.6	△ 7.5	4.8	△ 1.6
オランダ	499.9	387.2	482.5	555.8	502.5	417.0	△ 17.0	29.5	△ 17.0
ポーランド	320.0	320.2	315.9	297.9	272.7	289.9	6.3	35.8	41.3
ポルトガル	213.4	161.0	223.5	153.4	95.3	105.9	10.8	14.1	47.0
ルーマニア	271.0	130.2	94.5	94.6	66.4	57.7	△ 13.1	4.6	37.7
スロバキア	70.0	74.7	64.0	68.3	69.3	66.0	△ 4.8	6.0	5.0
スロベニア	71.6	58.0	59.2	60.2	48.6	50.9	4.7	5.1	11.5
スペイン	1,161.2	952.8	982.0	808.1	699.6	722.7	3.3	79.9	10.0
スウェーデン	254.0	213.4	289.7	305.0	279.9	269.6	△ 3.7	27.6	22.7
英国	2,131.8	1,995.0	2,030.8	1,941.3	2,044.6	2,264.7	10.8	464.8	17.7

注: \*2014年3月はEU28カ国、2013年まではEU27カ国からマルタを除いたもの。キプロスは2012年1月からデータ公開。

(出所) 欧州自動車工業会 (ACEA)

## (5) 消費者物価上昇率

ユーロ圏の物価上昇率は 2013 年 2 月に ECB が掲げた物価安定の「目標値 2.0%」を 2 年 3 カ月ぶりに下回った。その後も多少の変動はあるものの、「目標値 2.0%」を下回る 1% 前後で推移している。EU28 カ国の 2014 年 3 月の消費者物価上昇率は前月より 0.2 ポイント減の 0.6% となり、前年同月と比べると 1.3 ポイント低下した。

消費者物価上昇率 (単位: %、ポイント)

	2013年3月	2014年2月	2014年3月	増減	
				前月比	前年同月比
EU28カ国	1.9	0.8	0.6*	△0.2	△1.3
ユーロ圏18カ国	1.7	0.7	0.5*	△0.2	△1.2
ベルギー	1.3	1.0	0.9	△0.1	△0.4
ドイツ	1.8	1.0	0.9	△0.1	△0.9
エストニア	3.8	1.1	0.7	△0.4	△3.1
アイルランド	0.6	0.1	0.3	0.2	△0.3
ギリシャ	△0.2	△0.9	△1.5	△0.6	△1.3
スペイン	2.6	0.1	△0.2	△0.3	△2.8
フランス	1.1	1.1	0.7	△0.4	△0.4
イタリア	1.8	0.4	0.3	△0.1	△1.5
キプロス	1.3	△1.3	△0.9	0.4	△2.1
ラトビア	0.3	0.5	0.3	△0.2	0.0
ルクセンブルク	2.0	0.8	0.8	0.0	△1.2
マルタ	1.4	1.6	1.4	△0.2	0.0
オランダ	3.2	0.4	0.1	△0.3	△3.1
オーストリア	2.4	1.5	1.4*	△0.1	△1.0
ポルトガル	0.7	△0.1	△0.4	△0.3	△1.1
スロベニア	2.2	0.2	0.6	0.4	△1.6
スロバキア	1.9	△0.1	△0.2	△0.1	△2.1
フィンランド	2.5	1.6	1.3	△0.3	△1.2
ブルガリア	1.6	△2.1	△2.0	0.1	△3.6
チェコ	1.5	0.3	0.3	0.0	△1.2
デンマーク	0.7	0.3	0.2	△0.1	△0.5
クロアチア	3.4	△0.2	△0.1	0.1	△3.5
リトアニア	1.6	0.3	0.4	0.1	△1.2
ハンガリー	2.3	0.3	0.2	△0.1	△2.1
ポーランド	1.0	0.7	0.6	△0.1	△0.4
ルーマニア	4.4	1.3	1.3	0.0	△3.1
スウェーデン	0.5	0.1	△0.4	△0.5	△0.9
英国	2.8	1.7	1.6	△0.1	△1.2

注: \*は暫定値。  
(出所) EU統計局(ユーロスタット)

## (6) ユーロ圏・英国の政策金利

ECBは2013年11月7日の政策理事会で主要政策金利(リファイナンス金利)を過去最低水準の0.25%に引き下げた。ドラギ総裁は、「(政策金利を)可能な限り長く、現水準かそれ以下の水準にとどめることになるだろう」と強調。この決定はユーロ圏の消費者物価上昇率の下落傾向への対応であるとし、政策金利、限界貸付ファシリティー金利の引き下げのほか、ECBの将来の金融政策指針(forward guidance)を再び吟味したものであった。その後、ECBは2014年5月8日の政策理事会で、政策金利を6ヵ月連続で過去最低値の0.25%に据え置いた。ドラギ総裁は、「消費者物価上昇率は今後数ヵ月、現在の水準にとどまるだろう。その後、2016年末までに2%に近い水準まで上昇するだろう」と述べた。

ユーロ圏・英国の政策金利

(単位: %)

	ユーロ圏			英国
	主要政策金利 (リファイナンス金利)	上限金利 (限界貸付ファシリティ金利)	下限金利 (中央銀行預金金利)	
2011年	1.00	1.75	0.25	0.5
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
2012年	1.00	1.75	0.25	
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
2013年	0.75	1.50	0.00	
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
2014年	0.25	0.75		
1月				
2月				
3月				
4月				

(出所)ユーロ圏: 欧州中央銀行 (ECB)

英国: イングランド銀行 (BOE)

## (7) 財政収支（対 GDP 比）

EU の財政収支の状況は、緩やかながら全体的に改善傾向にある。2014 年 5 月に発表された欧州委員会の「春季経済予測」によると、2011～13 年間の実質的な財政再建の後で、2014 年には財政政策が中立に近づくことが見込まれている。2014 年の財政赤字は経済回復の進展と、加盟国が導入した追加的な財政赤字削減措置により、EU とユーロ圏それぞれで GDP 比 2.6%、2.5%になると予測され、14 年 2 月の予測値と比べ、ともに 0.1 ポイント下方修正された。2015 年にはさらに減少し、それぞれ 2.5%、2.3%になると予測されている。なお、2012 年 11 月のユーログループ（ユーロ圏財務相理事会）では、ギリシャが財政赤字を 3.0%に抑える目標時期が 2014 年から 2016 年に延長することが認められた。

### 財政収支(対GDP比)

(単位: %、ポイント)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
EU	△ 6.9	△ 6.5	△ 4.4	△ 3.9	△ 3.3	△ 2.6	△ 2.5
ユーロ圏	△ 6.4	△ 6.2	△ 4.2	△ 3.7	△ 3.1	△ 2.5	△ 2.3
ベルギー	△ 5.6	△ 3.8	△ 3.8	△ 4.1	△ 2.6	△ 2.4	△ 2.8
ドイツ	△ 3.1	△ 4.2	△ 0.8	0.1	0.0	0.1	△ 0.1
エストニア	△ 2.0	0.2	1.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.6
アイルランド	△ 13.7	△ 30.6	△ 13.1	△ 8.2	△ 7.2	△ 4.8	△ 4.2
ギリシャ	△ 15.7	△ 10.4	△ 9.6	△ 8.9	△ 12.7	△ 1.6	△ 1.0
スペイン	△ 11.1	△ 9.6	△ 9.6	△ 10.6	△ 7.1	△ 5.6	△ 6.1
フランス	△ 7.5	△ 7.0	△ 5.2	△ 4.9	△ 4.3	△ 3.9	△ 3.4
イタリア	△ 5.5	△ 4.5	△ 3.7	△ 3.0	△ 3.0	△ 2.6	△ 2.2
キプロス	△ 6.1	△ 5.3	△ 6.3	△ 6.4	△ 5.4	△ 5.8	△ 6.1
ラトビア	△ 9.2	△ 8.2	△ 3.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.1
ルクセンブルク	△ 0.7	△ 0.8	0.2	0.0	0.1	△ 0.2	△ 1.4
マルタ	△ 3.7	△ 3.5	△ 2.7	△ 3.3	△ 2.8	△ 2.5	△ 2.5
オランダ	△ 5.6	△ 5.1	△ 4.3	△ 4.1	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.8
オーストリア	△ 4.1	△ 4.5	△ 2.5	△ 2.6	△ 1.5	△ 2.8	△ 1.5
ポルトガル	△ 10.2	△ 9.8	△ 4.3	△ 6.4	△ 4.9	△ 4.0	△ 2.5
スロベニア	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.4	△ 4.0	△ 14.7	△ 4.3	△ 3.1
スロバキア	△ 8.0	△ 7.5	△ 4.8	△ 4.5	△ 2.8	△ 2.9	△ 2.8
フィンランド	△ 2.5	△ 2.5	△ 0.7	△ 1.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 1.3
ブルガリア	△ 4.3	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.8	△ 1.5	△ 1.9	△ 1.8
チェコ	△ 5.8	△ 4.7	△ 3.2	△ 4.2	△ 1.5	△ 1.9	△ 2.4
デンマーク	△ 2.7	△ 2.5	△ 1.9	△ 3.8	△ 0.8	△ 1.2	△ 2.7
クロアチア	△ 5.3	△ 6.4	△ 7.8	△ 5.0	△ 4.9	△ 3.8	△ 3.1
リトアニア	△ 9.4	△ 7.2	△ 5.5	△ 3.2	△ 2.2	△ 2.1	△ 1.6
ハンガリー	△ 4.6	△ 4.3	4.3	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.9	△ 2.8
ポーランド	△ 7.5	△ 7.8	△ 5.1	△ 3.9	△ 4.3	5.7	△ 2.9
ルーマニア	△ 9.0	△ 6.8	△ 5.5	△ 3.0	△ 2.3	△ 2.2	△ 1.9
スウェーデン	△ 0.7	0.3	0.2	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.8
英国	△ 11.4	△ 10.0	△ 7.6	△ 6.1	△ 5.8	△ 5.1	△ 4.1

(出所) 欧州委員会経済・金融総局 春季経済予測(2014年5月)

## (8) 法人税・付加価値税 (VAT) の推移

財政健全化策として付加価値税 (VAT) 率の引き上げを実施する国が相次いでいる。ギリシャは 2010 年内に 2 回引き上げており、2011 年 9 月にはレストランでの飲食などに適用していた 13.0%の軽減税率を 23.0%に引き上げた (一部例外品目あり)。英国も VAT の標準税率を 2011 年 4 月 1 日から 20.0%に引き上げ、法人税率を段階的に引き下げ 2015 年 4 月には G20 主要国で最低水準の 20.0%にする方針を打ち出すなど、景気刺激を意識した税制改革を行っている。2014 年 4 月 1 日に英国は法人税率を 21.0%まで引き下げている。

法人税率が先進国の中で最低水準にあるアイルランド (12.5%) は、2011 年 3 月のユーロ圏首脳会議で金融支援の金利引き下げと引き換えに法人税率の引き上げを求められたが、合意には至らなかった。EU と国際通貨基金 (IMF) の共同支援の下での構造改革の枠組みの中でも、アイルランド政府は現状を維持するとしている。

また、2012 年にはアイルランド、ハンガリー、キプロス、スペイン、オランダが VAT 標準税率を引き上げた。一部軽減税率についてもチェコやフランスで引き上げられた。他方、ラトビアは 2012 年 7 月から VAT 税率を 22.0%から 21.0%に引き下げた。

2013 年に入ってもフィンランドとチェコで標準税率および軽減税率が、キプロスで標準税率が引き上げられるなど、増税の勢いは止まらない。なお、イタリアも VAT 税率を 2013 年 10 月に 21.0%から 22.0%に引き上げた。2014 年 1 月にはフランスとキプロスがそれぞれ VAT 税率を 19.6%から 20.0%に、18.0%から 19.0%に引き上げた。

法人税・付加価値税 (VAT)

(単位: %)

	法人税	VAT						
		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
ベルギー	34.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
ブルガリア	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
チェコ	19.0	19.0	19.0	20.0	20.0	20.0	(1月1日~)21.0	21.0
デンマーク	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
ドイツ	29.8	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
エストニア	21.0	18.0	(7月1日~)20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
ギリシャ	26.0	19.0	19.0	(3月15日~) 21.0 (7月1日~) 23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
スペイン	30.0	16.0	16.0	(7月1日~) 18.0	18.0	(9月1日~)21.0	21.0	21.0
フランス	36.1	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	(1月1日~)20.0
アイルランド	12.5	(2月1日~) 21.5	21.5	21.0	21.0	(1月1日~)23.0	23.0	23.0
イタリア	27.5	20.0	20.0	20.0	(9月17日~)21.0	21.0	(10月1日~)22.0	22.0
キプロス	10.0	15.0	15.0	15.0	15.0	(3月1日~)17.0	(1月14日~)18.0	(1月14日~)19.0
ラトビア	15.0	18.0	21.0	21.0	22.0	(7月1日~)21.0	21.0	21.0
リトアニア	15.0	18.0	(9月1日~)21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
ルクセンブルク	29.2	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
ハンガリー	20.6	20.0	(7月1日~)25.0	25.0	25.0	(1月1日~)27.0	27.0	27.0
マルタ	35.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
オランダ	25.0	19.0	19.0	19.0	19.0	(10月1日~)21.0	21.0	21.0
オーストリア	25.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
ポーランド	19.0	22.0	22.0	22.0	23.0	23.0	23.0	23.0
ポルトガル	31.5	(7月1日~) 20.0	20.0	(7月1日~) 21.0	23.0	23.0	23.0	23.0
ルーマニア	16.0	19.0	19.0	(7月1日~) 24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
スロベニア	17.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	(7月1日~)22.0	22.0
スロバキア	23.0	19.0	19.0	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0
フィンランド	24.5	22.0	22.0	(7月1日~) 23.0	23.0	23.0	(1月1日~)24.0	24.0
スウェーデン	22.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
英国	21.0	(12月1日~) 15.0	15.0	17.5	(4月1日~) 20.0	20.0	20.0	20.0

注: 法人税は法定基本税率、VATは標準税率。

(出所) 欧州委員会、ジェトロ投資コスト、その他資料よりジェトロ作成。

## (9) 公的債務残高

EU およびユーロ圏全体の公的債務残高はリーマン・ショック以降、増加傾向にある。2011年には多くのEU加盟国が「安定・成長協定」に明記されている上限値 (GDP 比 60.0%) を超えた。特にギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガルといった債務危機に喘ぐ国々はいずれも公的債務残高が GDP 比で 100% を超えている。なかでもギリシャは最も悪く、2011年には対 GDP 比で 170.3% まで拡大した。

その他の重債務国であるイタリアやポルトガル、スペインは増加傾向が続くと予測されるが、アイルランドは 2014 年に減少が見込まれる。また、フランスおよび英国といった大国も 9 割近くまで膨らんでおり、拡大基調にある。

公的債務残高(対GDP比)

(単位:%)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
EU	74.3	80.1	83.0	86.8	88.9	89.5	89.2
ユーロ圏	79.9	85.7	88.1	92.7	95.0	96.0	95.4
ベルギー	95.7	96.6	99.2	101.1	101.5	101.7	101.5
ドイツ	74.5	82.5	80.0	81.0	78.4	76.0	73.6
エストニア	7.1	6.7	6.1	9.8	10.0	9.8	9.6
アイルランド	64.4	91.2	104.1	117.4	123.7	121.0	120.4
ギリシャ	129.7	148.3	170.3	157.2	175.1	177.2	172.4
スペイン	54.0	61.7	70.5	86.0	93.9	100.2	103.8
フランス	79.2	82.7	86.2	90.6	93.5	95.6	96.6
イタリア	116.4	119.3	120.7	127.0	132.6	135.2	133.9
キプロス	58.5	61.3	71.5	86.6	111.7	122.2	126.4
ラトビア	36.9	44.5	42.0	40.8	38.1	39.5	33.4
ルクセンブルク	15.5	19.5	18.7	21.7	23.1	23.4	25.5
マルタ	66.5	66.0	68.8	70.8	73.0	72.5	71.1
オランダ	60.8	63.4	65.7	71.3	73.5	73.8	73.4
オーストリア	69.2	72.5	73.1	74.4	74.5	80.3	79.2
ポルトガル	83.7	94.0	108.2	124.1	129.0	126.7	124.8
スロベニア	35.2	38.7	47.1	54.4	71.7	80.4	81.3
スロバキア	35.6	41.0	43.6	52.7	55.4	56.3	57.8
フィンランド	43.5	48.8	49.3	53.6	57.0	59.9	61.2
ブルガリア	14.6	16.2	16.3	18.4	18.9	23.1	22.7
チェコ	34.6	38.4	41.4	46.2	46.0	44.4	45.8
デンマーク	40.7	42.8	46.4	45.4	44.5	43.5	44.9
クロアチア	36.6	45.0	52.0	55.9	67.1	69.0	69.2
リトアニア	29.3	37.8	38.3	40.5	39.4	41.8	41.4
ハンガリー	79.8	82.2	82.1	79.8	79.2	80.3	79.5
ポーランド	50.9	54.9	56.2	55.6	57.0	49.2	50.0
ルーマニア	23.6	30.5	34.7	38.0	38.4	39.9	40.1
スウェーデン	42.6	39.4	38.6	38.3	40.6	41.6	40.4
英国	67.1	78.4	84.3	89.1	90.6	91.8	92.7

(出所) 欧州委員会経済・金融総局 春季経済予測(2014年5月)

## (10) 国債利回り (10年国債)

ECBは2011年8月初めにスペインとイタリアの利回りの急上昇を受けて、両国の国債買い入れに踏み切った。スペインはその後落ち着きをみせたが、ラホイ首相が2012年3月2日の欧州理事会後のプレス発表で2012年の財政赤字削減目標を8.5%から5.8%まで緩和すると発表して以降、利回りは上昇傾向にあった。その後、住宅バブルの不良債権問題でスペインの金融システム不安が高まる中、利回りはさらに上昇。6月9日にスペイン政府が国内銀行の資本増強を目的とした資金支援をEUに要請する方針を発表した後は7%台に突入した。さらに7月中旬から下旬にかけてスペインの地方自治州の財政状況の深刻さが露呈し、財政支援も要請するのではとの懸念などから7%台後半の過去最高値を記録したが、直後にドラギ総裁によるECBの国債購入を示唆する発言があり6%台に下降した。その後、

9月初旬のECB政策理事会で大幅な国債購入プログラム（アウトライト・マネタリー・トランザクション〔OMT〕）の実施を決めたことや、12月末に欧州安定メカニズム（ESM）から金融機関に資金が注入されたことなどから低下し、4%台に落ち着いている。

イタリアは2011年8月初めのECBの国債買い入れ後も政権の脆弱さから上昇基調が続いており、ベルルスコーニ首相（当時）が辞任の意向を表明した翌日の2011年11月9日にはついに危険水域とされる7%台に突入した。モンティ政権に交代し財政再建および構造改革のための政策が打ち出されてからは一旦下降したものの、スペインの情勢に引きずられる形で2012年夏までは不安定な状況であった。その後、スペイン情勢の落ち着きに伴い4%台まで下降した。モンティ首相の辞意表明による2013年2月の前倒し選挙や、困難を極めた新政権樹立で一時不安定ではあったが、4月のレッタ連立政権（当時）の誕生後は比較的落ち着いている。

2011年4月に支援要請したポルトガルは、2013年1月に約2年ぶりに債券市場に復帰した。5年債25億ユーロの入札を行い、100億ユーロを超える応札があった。さらに、2013年5月に10年の長期国債を発行し、債権市場への復活を果たした。ポルトガル国債発行機関IGCPのソフィア・トレス債務管理局長は定期的に小規模の長期国債を発行し、短期国債の割合を減らし、長期国債に替えていく意向である。

また、2010年11月に支援要請に踏み切ったアイルランドは、2013年3月に約3年ぶりに10年国債の発行を完了した。利回りは4.15%で、目標額50億ユーロに対し130億ユーロの応札があった。これまで2桁の利回りが常態化しつつあったギリシャ国債（10年債）は2013年5月の平均利回りが9.1%と1桁台に回帰、11月には8.4%となった。

2013年12月にEU、IMFなどによる金融支援プログラムが終了したアイルランドは、2014年1月に同プログラム後初となる長期（10年）国債を新たに発行した。利回りは3.54%で発行額は37億5,000万ユーロであった。

国債利回り（10年国債） (単位: %)

	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月	2011年7月	2011年8月	2011年9月	2011年10月	2011年11月	2011年12月	2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月	2012年7月
ベルギー	4.1	4.2	4.2	4.3	4.2	4.1	4.2	4.1	3.9	4.2	4.8	4.4	4.1	3.7	3.5	3.5	3.3	3.2	2.7
ドイツ	3.0	3.2	3.2	3.3	3.1	2.9	2.7	2.2	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.9	1.8	1.6	1.3	1.3	1.2
アイルランド	8.8	9.1	9.7	9.8	10.6	11.4	12.5	9.6	8.5	8.1	8.5	8.7	7.7	7.0	6.9	6.9	7.1	7.1	6.1
ギリシャ	11.7	11.4	12.4	13.9	15.9	16.7	16.2	15.9	17.8	18.0	17.9	21.1	25.9	29.2	19.1	21.5	26.9	27.8	25.8
スペイン	5.4	5.3	5.3	5.3	5.3	5.5	5.8	5.3	5.2	5.3	6.2	5.5	5.4	5.1	5.2	5.8	6.1	6.6	6.8
フランス	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.0	2.6	3.0	3.4	3.2	3.2	3.0	3.0	3.0	2.8	2.6	2.3
イタリア	4.7	4.7	4.9	4.8	4.8	4.8	5.5	5.3	5.8	6.0	7.1	6.8	6.5	5.6	5.1	5.7	5.8	5.9	6.0
キプロス	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	5.8	6.3	6.4	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
ラトビア	5.4	6.2	6.5	6.5	6.4	5.9	5.7	5.6	5.6	5.6	5.7	5.9	5.7	5.5	5.2	5.1	5.2	5.1	4.7
ルクセンブルク	3.3	3.5	3.5	3.6	3.3	3.2	3.0	2.6	2.3	2.4	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.2	1.9	1.8	1.7
マルタ	4.5	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.3	4.1	4.3	4.4	4.4	4.3	4.2	4.3	4.3	4.2	4.3	4.2
オランダ	3.2	3.4	3.4	3.7	3.4	3.3	3.2	2.7	2.3	2.5	2.5	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.0	1.9	1.8
オーストリア	3.5	3.7	3.7	3.8	3.5	3.4	3.4	2.8	2.6	2.9	3.4	3.1	3.3	3.0	2.9	2.8	2.5	2.3	2.1
ポルトガル	7.0	7.3	7.8	9.2	9.6	10.9	12.2	10.9	11.3	11.7	11.9	13.1	13.9	12.8	13.0	12.0	11.6	10.6	10.5
スロベニア	4.3	4.3	4.3	4.5	4.4	4.6	4.9	5.0	4.9	5.2	6.5	6.9	6.7	5.7	5.1	5.3	5.3	5.6	6.3
スロバキア	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.4	4.6	4.6	4.3	4.3	4.7	5.2	5.2	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.4
フィンランド	3.3	3.4	3.5	3.6	3.3	3.3	3.2	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	1.8	1.8	1.6
ブルガリア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.3	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.1	5.1	4.9
チェコ	4.0	4.1	4.1	4.1	3.9	3.8	3.8	3.4	3.0	3.1	3.7	3.7	3.4	3.1	3.5	3.5	3.3	3.1	2.6
デンマーク	3.1	3.2	3.3	3.4	3.1	3.0	3.0	2.5	2.1	2.2	2.0	1.9	1.7	1.8	1.9	1.7	1.4	1.3	1.1
クロアチア	6.6	6.6	6.3	6.1	6.0	6.0	6.2	6.5	6.6	6.8	7.2	7.7	7.5	7.3	7.0	6.6	6.5	6.4	6.4
リトアニア	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.3	5.8	5.8	5.4	5.2	5.3	5.3	5.0	4.8
ハンガリー	7.7	7.4	7.3	7.1	7.1	7.2	7.4	7.5	7.6	7.9	8.5	9.0	9.5	8.6	8.7	8.8	8.3	8.3	7.6
ポーランド	6.3	6.3	6.3	6.1	6.1	5.9	5.8	5.7	5.7	5.7	5.8	5.8	5.7	5.5	5.4	5.5	5.4	5.2	5.0
ルーマニア	6.7	7.0	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.3	7.7	7.4	7.4	7.0	7.0	6.5	6.2	6.5	6.7	6.5
スウェーデン	3.3	3.4	3.4	3.3	3.0	2.9	2.8	2.2	1.8	1.9	1.7	1.7	1.7	1.9	2.0	1.8	1.5	1.5	1.3
英国	3.6	3.8	3.5	3.6	3.3	3.1	3.0	2.4	2.2	2.2	2.0	1.8	2.0	2.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.5

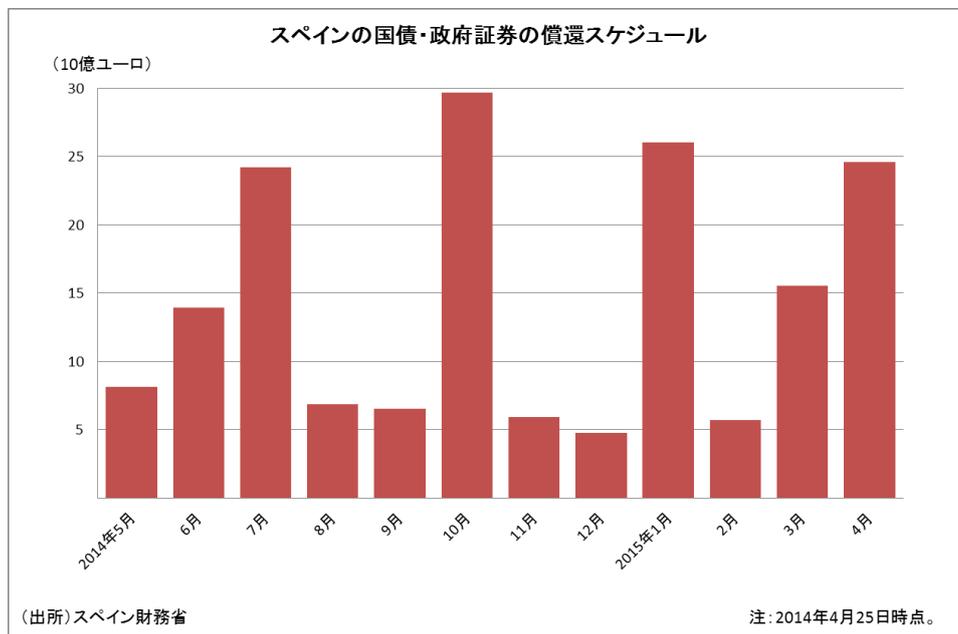
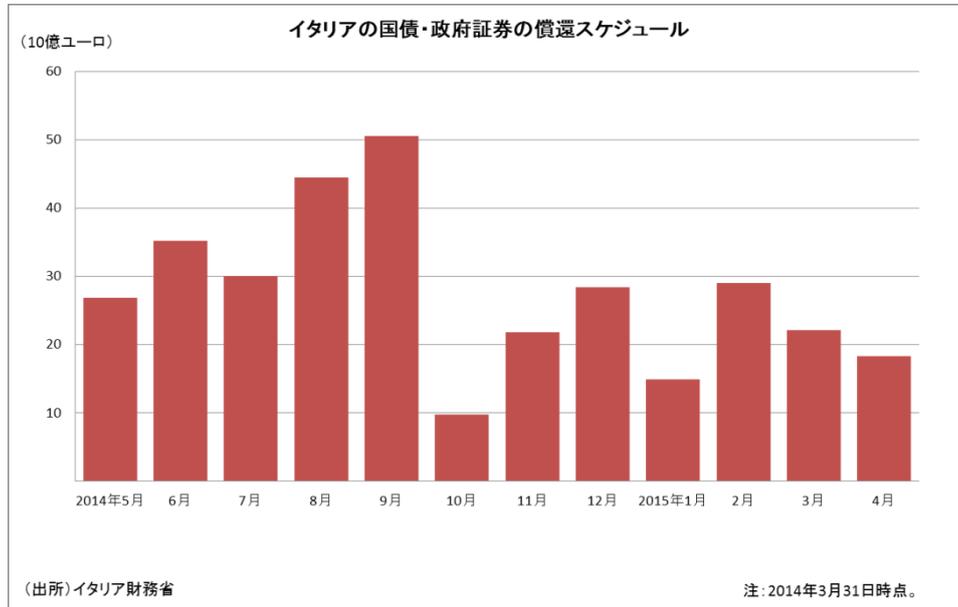
(単位: %)

	2012年8月	2012年9月	2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月	2013年7月	2013年8月	2013年9月	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
ベルギー	2.5	2.6	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.3	2.0	2.1	2.4	2.5	2.7	2.8	2.6	2.4	2.4	2.5	2.4	2.3
ドイツ	1.3	1.5	1.5	1.3	1.3	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.6	1.5
アイルランド	5.9	5.3	4.8	4.6	4.7	4.2	3.8	3.8	3.5	4.0	3.9	3.9	4.0	3.7	3.5	3.4	3.2	3.2	3.1	3.1
ギリシャ	24.3	20.9	18.0	17.2	13.3	11.1	11.0	11.4	11.6	9.1	10.1	10.5	10.0	10.2	8.7	8.4	8.7	8.2	7.7	6.9
スペイン	6.6	5.9	5.6	5.7	5.3	5.1	5.2	4.9	4.6	4.3	4.7	4.7	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	3.8	3.6	3.3
フランス	2.1	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.2	2.1	1.8	1.9	2.2	2.3	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4	2.3	2.2
イタリア	5.8	5.3	5.0	4.9	4.5	4.2	4.5	4.6	4.3	4.0	4.4	4.4	4.4	4.5	4.3	4.1	4.1	3.9	3.7	3.4
キプロス	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
ラトビア	4.5	3.9	3.5	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3	3.3	3.5	3.8	3.7	3.6	3.5	3.1	2.9
ルクセンブルク	1.7	1.7	1.6	1.5	1.4	1.6	1.7	1.6	1.4	1.5	1.8	1.8	2.0	2.1	1.9	1.8	2.1	2.1	1.9	1.8
マルタ	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	3.6	3.4	3.3	3.4	3.2	3.2	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.0	3.0
オランダ	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	2.0	2.0	2.2	2.3	2.2	2.1	2.2	2.1	1.9	1.8
オーストリア	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	2.1	2.2	2.3	2.2	2.1	2.2	2.1	2.0	1.9
ポルトガル	9.9	8.6	8.2	8.3	7.3	6.2	6.4	6.1	6.2	5.5	6.3	6.9	6.6	7.1	6.3	6.0	6.0	5.2	4.9	4.4
スロベニア	6.8	6.3	5.7	5.4	5.3	4.8	4.9	5.1	5.9	5.4	6.4	6.6	6.5	6.6	6.5	5.9	5.3	4.7	4.4	3.9
スロバキア	4.2	4.2	4.2	4.1	3.9	3.9	4.0	4.0	3.0	2.5	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5
フィンランド	1.6	1.8	1.8	1.7	1.6	1.8	1.8	1.6	1.5	1.6	1.9	1.9	2.1	2.2	2.0	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9
ブルガリア	4.3	3.8	3.4	3.2	3.4	3.3	3.3	3.5	3.5	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.7	3.6	3.4	3.6	3.6	3.5
チェコ	2.4	2.4	2.2	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.8	1.7	2.1	2.2	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4	2.3	2.2
デンマーク	1.2	1.3	1.3	1.1	1.1	1.6	1.7	1.6	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.1	1.9	1.8	1.9	1.9	1.7	1.6
クロアチア	6.4	5.6	4.8	4.6	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.4	4.6	4.9	5.0	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	4.8	4.5
リトアニア	4.8	4.5	4.3	4.1	4.0	4.0	4.1	4.2	4.0	3.5	3.5	3.5	3.7	3.9	4.0	4.0	3.7	3.4	3.3	3.3
ハンガリー	7.4	7.3	6.9	6.9	6.4	6.2	6.3	6.4	5.7	5.1	6.0	5.8	6.3	6.2	5.6	5.8	5.8	5.6	6.0	5.8
ポーランド	4.9	4.9	4.6	4.2	3.9	3.9	4.0	3.9	3.5	3.3	4.0	4.0	4.3	4.5	4.3	4.4	4.4	4.4	4.5	4.3
ルーマニア	6.8	6.5	6.9	6.8	6.7	5.9	5.7	5.9	5.5	5.2	5.4	5.3	5.0	5.3	5.2	5.3	5.3	5.2	5.4	5.3
スウェーデン	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.8	2.0	1.9	1.7	1.8	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2
英国	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.8	1.9	1.7	1.5	1.6	2.0	2.1	2.3	2.4	2.3	2.3	2.5	2.5	2.4	2.3

注: 期中平均値。  
 エストニアは発行額が限定的なため、ECBのサイトでは掲載されていない。  
 キプロスは発行市場における利回り、それ以外の国は流通市場における利回り。  
 (出所) 欧州中央銀行 (ECB)

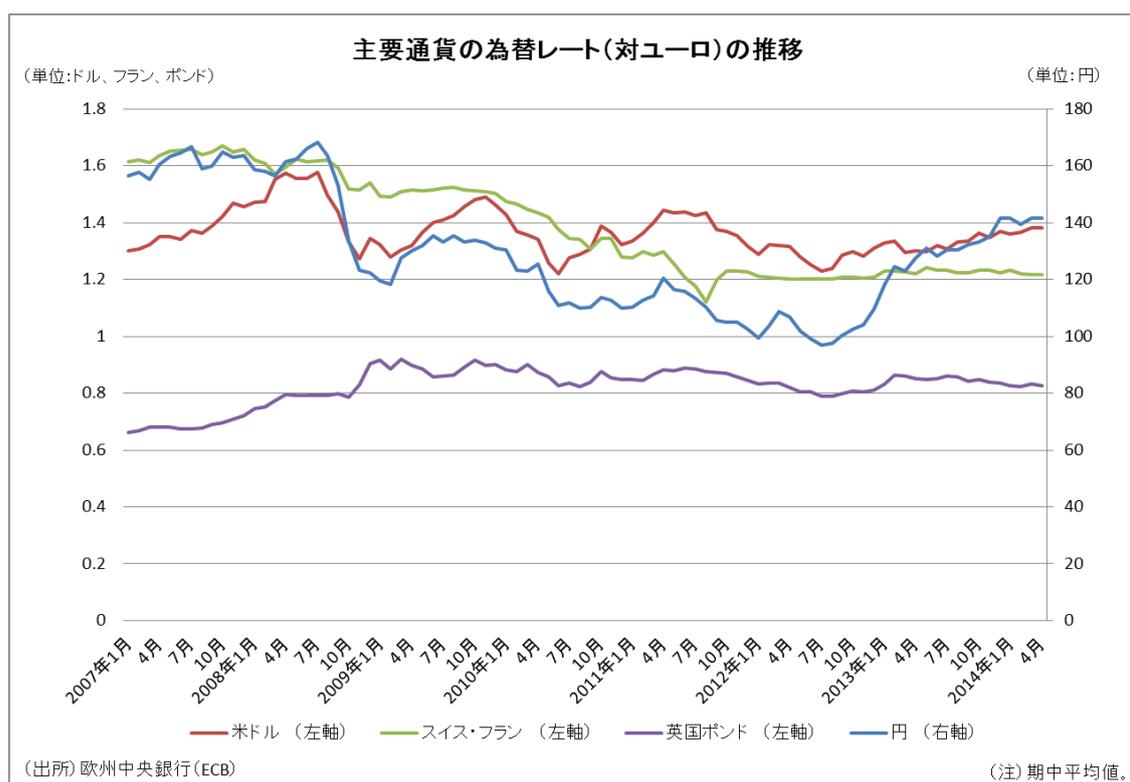
## (11) 国債償還

イタリアとスペインの2013年の国債償還スケジュールは以下のとおり。スペインは今後半年間で2014年7月と10月に大量償還を控えている。



## (12) 主要通貨為替レート推移

リーマン・ショック以降、記録的な円高ユーロ安となり、日本企業にとっては厳しい状況だった。2011年末から2012年始にかけて対円でユーロが急落。2012年1月2日にはおよそ11年ぶりに100円台を割り、1月平均は99.33円となった。その後2月後半からは105～110円の間で推移していた。しかし、5月のギリシャ国民議会選挙などを受け再び100円前後まで下がった。その後、7月に入ってスペインの財政不安などを背景にさらにユーロ安が進行し、90円台後半まで下がった。2012年12月以降、日本の政権交代などを受け円安が急激に進み、2013年5月には130円台に突入し、12月には140円台を上回った。対ドルでは、長期的スパンで見ると横ばいではある。また、スイス・フランはユーロに対するフラン高騰を抑えるためスイス国立銀行（中央銀行）が2011年9月6日に1ユーロ=1.20フランを最上限とする無制限介入を発表した後、一定の水準を保っている。



## (13) 主要格付け機関の格付け評価

ギリシャについては2012年2月21日のユーロ圏財務相会合でギリシャ向け第2次金融支援策（2014年までに総額1,300億ユーロの追加支援）とPSI（民間投資家の関与）に関

して合意には至ったものの、緊縮財政に対するギリシャ国民の反発やユーロ圏内での足踏みの乱れなどから、市場不安が悪化。フィッチは2012年2月22日にギリシャの格付けをCCCからCへと2段階引き下げ、さらに3月9日に1段階引き下げRD(一部債務不履行)とした。しかしその後、民間債権者との債務交換条件合意を受け2012年3月13日には4段階引き上げBマイナスとしたが、5月6日の国民議会選挙で反緊縮派が躍進して組閣が難航し再選挙を実施することになりユーロ圏残留への懸念が高まったため5月17日にCに引き下げた。しかし、2013年6月7日、ギリシャが財政と経常収支の赤字解消に向けた取り組みを開始したことにより、再びBマイナスに引き上げた。他方、ムーディーズはギリシャの債務交換案を受け同案が投資家に70%以上の予想損失が発生することを示唆していることを理由に2012年3月2日にCaから最低水準のCに格下げしたが、2013年11月29日にはCaa3と2段階格上げした。S&Pは2012年2月27日に2段階格下げSD(選択的債務不履行)とした後、債務交換の完了を受けて5月2日にCCCに引き上げた。その後、ギリシャ政府の国債買い戻しの発表を受けて再びSDに格下げしたが、買い戻しの完了やユーログループにおける二次融資の承認などを受けBマイナスに格上げした。しかし、国内経済の脆弱さから、依然として不安要素は残るとしている。

また、スペインについては、S&Pが2012年4月26日にスペイン長期国債の格付けを2段階引き下げBBBプラスとし、10月10日にさらに2段階引き下げBBBマイナスとした。経済情勢の悪化とそれに伴う政府の再建策の遅延や止まらない失業率の増加、銀行部門への支援に対する不信感を主な要因としてあげている。その後、2012年6月9日のスペイン政府によるEUへの支援要請の発表を受け、ムーディーズは6月13日にスペインの長期国債を投資不適格の一步手前のBaa3まで3段階引き下げた。6月26日にはさらに、28行の格付けを一気に引き下げた。またフィッチは、6月7日にスペイン長期国債を3段階引き下げた。2014年に入り、ムーディーズは2月21日、フィッチは4月25日に1段階格上げをした。

イタリアについては、フィッチが2013年3月8日に長期国債の格付けをAマイナスからBBBプラスに1段階格下げした。理由としては、2月24～25日の議会選挙の結果を受けた政治的不安定さや構造改革の進展への不信を挙げた。さらに、S&Pは2013年7月9日に長期国債格付けをBBBプラスからBBBに格下げた。イタリア政府による大手銀行MPSへの支援について、欧州委員会がリストラ策の一段の強化を迫っていることなども明るみに出ており、同行の融資枠縮小などの影響が懸念される。

フランスは、2012年11月にムーディーズが経済成長や財政状況改善の見通しが芳しく

ないとして、トリプル A から 1 段階格下げした。それでも国としての信用性は強固だと評しているが、同時に政府の構造改革の進捗次第で状況は変わるとしている。また、フィッチは 2013 年 7 月 12 日に外需の不振、競争力の低下、高い失業率、財政の強化などの理由からフランスの経済の回復の遅延を予測し、フランスの国債を AAA から AA プラスに格下げした。これに伴い、フィッチは欧州金融安定化ファシリティ（EFSF）の格付けも AAA から AA プラスに引き下げた。

英国は 2013 年 2 月 22 日にムーディーズが最上位のトリプル A から Aa1 に 1 段階格下げした。要因として低成長の継続や財政再建の遅れなどを挙げ、将来の見通しは「安定的」とした。格付けの見直しは、1978 年 3 月に Aaa に引き上げて以来 35 年ぶり。

## 主要格付け機関の評価

2014年5月21日時点

### <GIIPS諸国>

	S&P	ムーディーズ	フィッチ
ギリシャ	B- (2012年12月18日 :6段階格上げ)	Caa3 (2013年11月29日 :2段階格上げ)	B- (2013年6月7日 :1段階格上げ)
イタリア	BBB (2013年7月9日 :1段階格下げ)	Baa2 (2012年7月13日 :2段階格下げ)	BBB+ (2013年3月8日 :1段階格下げ)
アイルランド	BBB+ (2011年4月1日 :3段階格下げ)	Baa1 (2014年5月16日 :2段階格上げ)	BBB+ (2010年12月10日 :3段階格下げ)
ポルトガル	BB (2012年1月13日 :2段階格下げ)	Ba2 (2014年5月9日 :1段階格上げ)	BB+ (2011年11月24日 :1段階格下げ)
スペイン	BBB- (2012年10月10日 :2段階格下げ)	Baa2 (2014年2月21日 :1段階格上げ)	BBB+ (2014年4月25日 :1段階格上げ)

### <主要国>

	S&P	ムーディーズ	フィッチ
フランス	AA (2013年11月8日 :1段階格下げ)	Aa1 (2012年11月19日 :1段階格下げ)	AA+ (2013年7月12日 :1段階格下げ)
ドイツ	AAA	Aaa	AAA
英国	AAA	Aa1 (2013年2月22日 :1段階格下げ)	AA+ (2013年4月19日 :1段階格下げ)
欧州金融安定化 ファシリティ(EFSF)	AA (2013年11月8日 :1段階格下げ)	Aa1 (2012年11月30日 :1段階格下げ)	AA+ (2013年7月15日 :1段階格下げ)

※スタンダード&プアーズ(S&P):BB+以下は投資不適格。

ムーディーズ:Ba1以下は投資不適格。

フィッチ・レーティングス:BB+以下は投資不適格。

<出所> 各社ホームページ

## 2. EU の政策動向

### (1) 主な支援の枠組み

#### ①債務危機

EU は、ギリシャの財政赤字問題に端を発する債務危機について、以下のような支援メカニズムを構築している。

- ・ 欧州金融安定化メカニズム (EFSM : European Financial Stabilisation Mechanism) :  
財政危機に陥った EU 加盟国に対し、欧州委員会が EU 予算を担保として市場や金融機関から資金を調達し、融資や与信枠を提供する制度。最大支援額は 600 億ユーロ。
- ・ 欧州金融安定化ファシリティ (EFSF : European Financial Stability Facility) <sup>1</sup> :  
ユーロ圏諸国を対象に、4,400 億ユーロのユーロ圏各国政府の保証付き緊急融資スキーム。最大支援額は 4,400 億ユーロ。2013 年 6 月までの期限付き措置。2011 年 10 月の首脳会議で、EFSF の財源をレバレッジに支援可能額を増額する計画に合意した。EFSF が持つ財源のうち、レバレッジで増額可能なのは 2,500 億ユーロ程度。
- ・ 欧州安定メカニズム (ESM : European Stabilisation Mechanism) <sup>2</sup> :  
上記の暫定支援メカニズムの恒久化を目指し、ユーロ圏諸国間の条約により設立される機関。ボードメンバーは加盟国財務相から成り、欧州委員会の経済通貨担当委員、および ECB 総裁もオブザーバーとして参加する。暫定的な支援枠組みである EFSF をベースに、ユーロ圏各国政府の保証を基に債券を発行し、支援要請国向けの財政融資支援を行う機能に加え、EFSM をベースに支援を行う機能を併せ持つ予定。ESM 条約<sup>3</sup>について、加盟各国は 2012 年末までに承認手続きを終了し、当初 2013 年 1 月の発効、同 7 月からの稼働を目指していたが、債務危機の深刻化を受け、2011 年 12 月の欧州理事会で、1 年前倒して 2012 年 7 月の稼働を目指すことに合意した。しかし、各国での批准手続きが遅れており、7 月に稼働することはできなかった。発効には批准した加盟国全体で出資額の 9 割以上となる必要があるとされていた。ドイツについては、ESM 条約の合憲性について連邦憲法裁判所の判断を待って批准手続きを進めることになった。憲法裁は 9 月 12 日に、ドイツの負担が議会の承認のない限り 1,900 億ユーロ

---

<sup>1</sup> <http://www.efsf.europa.eu>

<sup>2</sup> <http://www.esm.europa.eu/>

<sup>3</sup> <http://www.european-council.europa.eu/media/582311/05-tesm2.en12.pdf>

を超えないことなどを条件に合憲と判断した。これを受け、ドイツも批准手続きを進め、ESM 条約は 9 月 27 日に発効。ESM は 10 月 8 日に正式に発足した<sup>4</sup>。2012 年 12 月には初の資金投入として、スペインによる銀行の資本増強のため 395 億ユーロの支援を行っている。なお、ESM は 2013 年 6 月末までは EFSF と併用されることになるが、当初両者の上限は 5,000 億ユーロとされていた。しかし、2012 年 3 月のユーロ圏財務相会合（ユーログループ）で 7,000 億ユーロに引き上げることで合意した。

・ IMF による支援能力強化：

2011 年 12 月の欧州理事会では、IMF の支援能力強化のため、各国政府および中銀が IMF に対して 2,000 億ユーロ拠出することを確認。2012 年 4 月の G20 財務相・中央銀行総裁会議では、IMF の資金基盤強化のため、各国は計 4,300 億ドルを拠出することで合意した。2012 年 6 月の G20 首脳会議では、拠出額の 4,300 億ドルから 4,560 億ドルへの上積みで合意した。IMF によれば<sup>5</sup>、日本が 600 億ドルを拠出する最大の拠出国で、中国も 430 億ドル拠出する。

これらの枠組みなどを活用し、これまでにギリシャ、アイルランド、ポルトガル、キプロスに対して以下のような支援を行っている。

## 対ギリシャ<sup>6</sup>

2010 年 4 月

ギリシャが EU などに支援を正式要請

2010 年 5 月

ユーログループは、総額 1,100 億ユーロのギリシャ支援で合意。ユーロ圏諸国は 800 億ユーロ、IMF はスタンバイ取極により 300 億ユーロをそれぞれ 3 年で融資。その後のユーロ圏首脳会議で正式承認。

2011 年 7 月までに 5 回にわたり 650 億ユーロが支出されている。ギリシャの財務、構造改革実施の監視のため、IMF、ECB、欧州委によるトロイカ査察団が定期的に派遣されている。2011 年 10 月に 80 億ユーロの第 6 回融資を承認したが、パパンドレウ首相（当時）が

---

<sup>4</sup> [http://www.consilium.europa.eu/homepage/highlights/the-european-stability-mechanism-\(esm\)-inaugurated?lang=en](http://www.consilium.europa.eu/homepage/highlights/the-european-stability-mechanism-(esm)-inaugurated?lang=en)

<sup>5</sup> <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12231.htm>

<sup>6</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/assistance\\_eu\\_ms/greek\\_loan\\_facility/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/assistance_eu_ms/greek_loan_facility/index_en.htm)

国民投票の実施を突如発表した（後に撤回）ことに伴い、正式な実施の決定は棚上げとなっていた。パパデモス政権の発足後、2011年11月のユーログループで第6回融資の実施は決定された。2011年3月のユーロ圏首脳会議で、融資条件を緩和（貸出利率を100ベーシスポイント（bp、1bp=0.01%）引き下げ、返済期間を7.5年に）<sup>7</sup>。

## 2011年7月、10月

上記の総額1,100億ユーロの支援では不十分であることが明らかになったことから、ユーロ圏首脳会議は2011年7月、第2次支援として1,090億ユーロの支援で基本合意に達した。融資条件も緩和（EFSFによる貸出しについては、国際収支ファシリティーと同等水準に利率引き下げ（約3.5%）。返済期間を最長7.5年→最短15年、最長30年。元本返済は10年間猶予）<sup>8</sup>。さらに、10月の欧州理事会では、民間保有ギリシャ国債の50%割引、第2次支援を最大1,300億ユーロとすることで基本合意。

## 2012年1月

債務へアカットをめぐる民間債務者と政府の交渉が大詰めを迎えた。当初予定していた1月23日のユーログループまでの合意には間に合わなかったが、早急な合意を目指した。争点は、債務交換後の利率を巡って隔たりがあるとされている。

## 2012年2月

2012年2月20～21日早朝にかけて、ユーログループを開催。ギリシャ政府との追加緊縮策の合意を受け、ギリシャへの追加支援に合意<sup>9</sup>。EFSF、IMFあわせて1,300億ユーロ規模の支援となる。これにより、3月20日に償還期日を迎える145億ユーロの国債償還は乗り越えられる見込み。民間投資家の関与（PSI）による債務カットは、53.5%とすることで合意された。

## 2012年3月

2012年3月14日のユーログループで約1,300億ユーロの追加支援を正式承認。初回として394億ユーロの融資を承認。

## 2012年11月

2012年11月26～27日のユーログループで、ギリシャへの437億ユーロの融資、金利引き下げなどで合意<sup>10</sup>。

## 2012年12月

---

<sup>7</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/119810.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/119810.pdf)

<sup>8</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/123978.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/123978.pdf)

<sup>9</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/128075.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/128075.pdf)

<sup>10</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/133857.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/133857.pdf)

邦訳は以下参照。 <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2012/20121127/120037/>

2012年11月26～27日のユーログループで、EFSFによるギリシャへの資金拠出を正式承認（総額491億ユーロ）<sup>11</sup>。343億ユーロを12月中に拠出。

## 2013年1～5月

残り148億ユーロは、2013年1月に銀行の資本増強のために72億ユーロ、財政支援のために1月（20億ユーロ）、2月（28億ユーロ）、5月（28億ユーロ）の3回に分けて計76億ユーロがEFSFから拠出された。

## 2013年5～6月

2013年5月13日のユーログループで、支援の条件となっているギリシャの構造改革の進展を評価。継続的な実施を条件に、総額75億ユーロの追加融資を決定した。5月17日にはEFSFが42億ユーロを、6月25日に残り33億ユーロを拠出した。

## 2013年7～12月

EFSFが7月31日には25億ユーロを、12月20日に5億ユーロを拠出した。

## 対アイルランド<sup>12</sup>

### 2010年11月

アイルランドがEUなどに支援を正式要請。欧州委、IMF、ECBと協議の結果、総額850億ユーロの財政支援を受けることになった。内訳は、IMFが225億ユーロ、EFSMから225億ユーロ、EFSFから177億ユーロ、英国、スウェーデン、デンマークからそれぞれ38億ユーロ、6億ユーロ、4億ユーロ。残りの175億ユーロは、アイルランドの公的年金積立基金などから同国自身が拠出。総額850億ユーロの用途としては、銀行再編に350億ユーロ、財政健全化のための調整に500億ユーロを投じることになっている。同年12月に正式承認。EFSMから217億ユーロ、EFSFから121億ユーロ、IMFから194億ユーロを支出（2012年末現在）。

当初の合意<sup>13</sup>では、EFSMの融資金利はEUの資金調達コストに292.5bp上乗せした金利に設定し、平均返済期間は7年半に設定された。これはIMFと同等の融資条件。その後首脳会議での合意を受けて、欧州が2011年9月に融資条件の大幅に緩和を提案<sup>14</sup>、同10月11日の理事会（一般問題）で承認した。これにより、金利はEUの資金調達コストと同等

---

<sup>11</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/134269.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/134269.pdf)

邦訳は以下参照。 <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2012/20121213/175553/>

<sup>12</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/assistance\\_eu\\_ms/ireland/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/assistance_eu_ms/ireland/index_en.htm)

<sup>13</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/118260.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/118260.pdf)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/eu\\_economic\\_situation/pdf/2010-12-07-council\\_imp\\_decision\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/eu_economic_situation/pdf/2010-12-07-council_imp_decision_en.pdf)

<sup>14</sup> <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/11/602&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>

(292.5bp 引き下げ)、返済期間は最短 15 年、最長 30 年となった。

2013 年 12 月

IMF、EU などによるアイルランド向け金融支援プログラムが終了。

対ポルトガル<sup>15</sup>

2011 年 4 月

ポルトガルが EU などに支援を正式要請。

2011 年 5 月

欧州委、IMF、ECB と協議の結果、2011～14 年に最大 780 億ユーロの融資を受けること  
で合意。内訳は、EFSM、EFSF、IMF がそれぞれ 260 億ユーロを拠出する。

うち 211 億ユーロを EFSF が支出した（2013 年 6 月末時点）。

2014 年 5 月

IMF、EU などによるポルトガル向け金融支援プログラムが終了。

対スペイン<sup>16</sup>

2012 年 6 月

スペインは 6 月 9 日、国内銀行の資本増強を目的とした資金支援を近く EU に要請する方  
針を発表した。ユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）もこの発表を受け、最大 1,000  
億ユーロの支援を行うことで合意したとの声明<sup>17</sup>を出した。6 月 25 日には、正式に支援を  
要請した。

2012 年 7 月

スペインの要請を受けて、ユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）は 7 月 20 日、金融機  
関の資本増強のための金融支援を行うことを正式に承認した。支援は EFSF（ESM 発足後  
は ESM）からスペイン政府が設立した銀行業界再編基金（FROB）に対して行われ、FROB  
から各銀行に資金を注入する。支援に当たっては MOU<sup>18</sup>に定められた一定の条件が課され  
る。

2012 年 12 月

スペインの要請を受け、同国銀行の資本増強のため、ESM から 395 億ユーロの支援を実施。

---

<sup>15</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/assistance\\_eu\\_ms/portugal/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/assistance_eu_ms/portugal/index_en.htm)

<sup>16</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/assistance\\_eu\\_ms/spain/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/assistance_eu_ms/spain/index_en.htm)

<sup>17</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/130778.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/130778.pdf)

<sup>18</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/eu/countries/pdf/mou\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/eu/countries/pdf/mou_en.pdf)

2013年12月

EUによるスペイン向け金融支援プログラムが終了。

## 対キプロス<sup>19</sup>

2012年6月

キプロスは2012年6月25日、EUに金融支援を正式要請した。国内の金融機関が抱えるエクスポージャー（金融資産のうち価格変動リスクにさらされている資産の割合）が国内経済にネガティブな影響を与えかねないと判断したため。現地報道では資本強化のために少なくとも18億ユーロを必要としているとされている。

2013年3月

3月15～16日にかけて開催したユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）では、キプロスに対しユーロ圏とIMFから最大100億ユーロの金融支援を実施することで合意した<sup>20</sup>。ユーロ圏財務相は、キプロスの銀行の預金者に対し、課徴金を徴収することを支援の条件として提示。課徴金は総額で58億ユーロとされ、国内外の預金者を対象に10万ユーロ以上の預金は9.9%、それ未満は6.75%の課徴金を1回に限り徴収することとした。

しかし、課徴金賦課の決定を受け、キプロスでは預金者に混乱が起きた。当初の予定では3月19日に課徴金を預金から差し引くとされていたが、そのために必要なキプロス議会での採決を前日に行うことができなかった。これを受けて、ユーロ圏財務相は再度電話会議を開き、高額預金者への課税を強化し、少額預金者の負担を軽減することとしたが、最終的に3月25日に、課徴金の賦課ではなく、キプロスの2大銀行であるライキ銀行の清算、およびキプロス銀行の再建策実施を条件とすることで合意した<sup>21</sup>。ライキ銀行は「グッドバンク」「バッドバンク」に分離され、「グッドバンク」（10万ユーロ以下の預金）はキプロス銀行に組み込まれる。キプロス銀行は10万ユーロ超の預金を株式化し、自己資本比率を高める。すなわち、10万ユーロ以下の預金は全額保護され、10万ユーロ超の預金に大きな負担が強いられることになる。

---

<sup>19</sup> [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/assistance\\_eu\\_ms/cyprus/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/assistance_eu_ms/cyprus/index_en.htm)

<sup>20</sup> 2013年3月19日付通商弘報原稿「ユーロ圏財務相、キプロスへの最大100億ユーロの支援を決定—銀行預金者への課税が条件—」を参照。<http://www.jetro.go.jp/world/europe/biznews/5147d172dfe08>

<sup>21</sup> <http://www.eurozone.europa.eu/newsroom/news/2013/03/eurogroup-reaches-an-agreement-with-cyprus/>  
<http://www.eurozone.europa.eu/newsroom/news/2013/03/eg-statement-cyprus-25-03-13/>

2013年5～6月

支援総額 100 億ユーロのうち、5月13日に 20 億ユーロが、6月26日に 10 億ユーロが、9月27日に 15 億ユーロが、ESM から拠出された。

## (2) 首脳会議などの動向（予定含む）

2009年4月

安定成長協定に基づきギリシャに対し過剰財政赤字の是正勧告。

2009年10月

EU 統計局、ギリシャの財政収支の統計値に重大な不確実性ありとして留保。

2009年12月

経済・財務相（ECOFIN）理事会、ギリシャに是正措置が不十分と警告。

2010年2月

EU 非公式首脳会議を開催。財政赤字削減に向けたギリシャの財政再建策を支援することで合意。ただし、2月時点でギリシャからの要請はなく、財政支援は行わないことを確認。

2010年3月

欧州理事会とともにユーロ圏首脳会議を開催。仮にギリシャから財政支援の要請があれば、IMF の財政支援と EU 主要国の財政支援の組み合わせにより、2 国間協調融資を行う用意があることで合意。

2010年4月

ギリシャの財政赤字が予想を上回る GDP 比 13.6%に達したとの EU 統計局の発表を受け、ギリシャの 10 年物国債の利回りが 98 年以来最高水準となる 9.13%に上昇。ギリシャが EU などに財政支援を要請。

2010年5月

ユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）が、ギリシャに対して今後 3 年間で総額 1,100 億ユーロの支援を実施することを決定。ユーロ圏首脳会議で正式承認。臨時 ECOFIN 理事会では、総額 5,000 億ユーロの融資枠の設置で合意。内訳は EFSM から 600 億ユーロ、EFSF から 4,400 億ユーロ。3 年の期限。これらに加えて IMF から 2,500 億ユーロの支援。

2010年6月

欧州金融安定化ファシリティ（EFSF）設立。

2010年10月

欧州理事会、恒久的な支援メカニズムとして、限定的な条約改正を伴う「欧州安定メカニ

ズム (ESM)」の構築に着手することで合意。

## 2010年12月

欧州理事会、ESM 設置のための限定的な条約改正に合意。2012 年末までに加盟各国の批准を終え、2013 年 1 月の発効、同 7 月からの稼働を目指す。

## 2011年3月

ユーロ圏首脳会議で、ESM の貸出し上限を 5,000 億ユーロとするなど基本枠組みに合意、ギリシャへの融資条件緩和に合意。欧州理事会で ESM の枠組み、機能などについて承認<sup>22</sup>。

## 2011年6月

欧州理事会、ESM 設置条約に合意したことを歓迎し、2012 年末までに批准することで改めて合意。

## 2011年7月

ユーロ圏首脳会議、EFSF の 4,400 億ユーロへの機能拡充、ギリシャの国債原本の一部割引、1,090 億ユーロの第 2 次支援などギリシャ支援で合意<sup>23</sup>。

## 2011年10月

欧州理事会、ユーロ圏首脳会議を 10 月 23 日、10 月 26～27 日の 2 回開催。26 日の欧州理事会で域内銀行の自己資本率を 9%まで増強することに合意、26～27 日にかけて行われたユーロ圏首脳会議で、民間保有ギリシャ国債の 50%割引や最大 1,300 億ユーロ（ユーロ圏各国の負担 300 億ユーロ含む）の第 2 次支援などギリシャ支援、加盟国の新規発行国債の債務保証、および特別目的事業体（SPV）を設立して国際的に資金を集めるという手法による EFSF の支援の 1 兆ユーロ規模への拡充に合意し、債務危機対策としての包括戦略に大筋で合意した<sup>24</sup>。

## 2011年11月

11 月 23 日に欧州委が 2012 年の年次成長概観を発表するとともに、さらなる財政規律強化案、ユーロ共同債（安定債）導入に向けての議論のたたき台を提示した<sup>25</sup>。財政規律強化案では、議会での採択前の予算計画案の提出などを求める。

---

<sup>22</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/120296.pdf#page=22](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/120296.pdf#page=22)

<sup>23</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/123979.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/123979.pdf)

<sup>24</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_Data/docs/pressdata/en/ec/125644.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/125644.pdf)

<sup>25</sup> [http://ec.europa.eu/commission\\_2010-2014/president/news/documents/2011/11/20111123\\_documents\\_1\\_en.htm](http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/president/news/documents/2011/11/20111123_documents_1_en.htm)

表: ユーロ圏安定債について欧州委員会が提示した選択肢の概要

		選択肢1	選択肢2	選択肢3
主な要素	加盟国国債の発行を安定債で代替する割合	完全	部分的	部分的
	保証の構造	連帯保証	連帯保証	強化された個別保証
主な効果	平均基金コスト 1) 安定債全体 2) 加盟国間	1) ややプラス 流動性は極めて高まるが強いモラルハザードにより相殺される 2) 高格付け国から低格付け国への利益の移転	1) ややプラス 流動性はやや高まる一方、モラルハザードも限定的 2) 高格付け国から低格付け国へやや利益移転。債務などが高水準にある加盟国には市場からの圧力	1) ややプラス 流動性への影響は低いが、市場規律が強化されることでより健全な政策推進 2) 加盟国間での利益移転はなし。債務などが高水準にある加盟国には市場から強い圧力
	モラルハザードの可能性(ガバナンスが強化されない場合)	高	中(ただし、財政規律に向け強い市場のインセンティブ)	低(財政規律に向け強い市場のインセンティブ)
	欧州の財政統合	高	中	中
	世界でのEUの金融市場の魅力	高	中	中
	金融市場の安定性	高	高(ただし、国により国債発行が安定しない場合もある)	低(ただし、迅速な実施により現在の危機への対応の一助となる可能性がある)
条約改正の必要性の有無		おそらく有	おそらく有	不要
実施に必要な期間		長期	中長期	短期

(出所) 欧州委員会2011年11月23日付プレスリリース

2011年11月29日のユーロ・グループ(ユーロ圏財務相会合)で、欧州金融安定ファシリティー(EFSF)の機能拡充について、①国債の部分保証導入、②共同投資基金(CIF: Co-Investment Fund)設立の2つの案を併用することで合意<sup>26</sup>。①については、債権者に対する保証割合は20~30%とする。主に危機発生の予防措置として活用される。②については、公的、民間資金いずれの活用も図る。CIFが加盟各国の国債を購入することで加盟各国に直接資金を投入し、主に銀行の資本再建に活用する。2012年1月からの運用を目指す。支援規模は当初目標の1兆ユーロには届かない見込み。このため、下記の通り12月の欧州理事会でIMFへの追加融資を議論することになった。

## 2011年12月

12月8~9日に欧州理事会を開催。深刻化する債務危機への短期的対策として、IMFへの2,000億ユーロの追加融資による緊急時の救済枠拡大、ESMの1年前倒し設立(2012年7月)などに合意。なお、融資に当たり民間部門の関与は求めないこととし、ギリシャについて民間保有の国債割引を求めたのは特殊例外的事例であると位置付けた。

中長期的な課題として、ユーロ圏首脳は、財政規律のさらなる強化のため「財政協定(fiscal

<sup>26</sup> <http://www.efsf.europa.eu/mediacentre/news/2011/2011-015-maximising-efsf-capacity-approved.htm>

compact)」を締結することで合意<sup>27</sup>。当初 EU 基本条約の改正を目指していたが、英国が最後まで反対したため、EU の枠外で条約を締結することとした。条約にはユーロ圏諸国だけでなく、英国を除くユーロ圏外の加盟国も参加の見込み。条約では予算均衡の義務付け（ただし、構造的財政赤字として名目 GDP 比で 0.5%までは容認）、同ルールおよび自動是正メカニズムの国内憲法化、過剰赤字是正の構造改革を詳細に規定したプログラムの報告義務、国債発行計画の事前報告の導入などを規定する予定。国内憲法化については、EU 司法裁判所の審査の対象となる。

EFSF の銀行化、ユーロ共同債の導入は、ドイツの反対により触れられていない。

欧州中央銀行（ECB）は 2011 年 12 月 8 日の政策理事会<sup>28</sup>で、3 年物の長期リファイナンスオペ（LTRO）の実施を決定。応札限度額を設定せず実質上無制限に資金供給することとした。12 月 21 日の第 1 回公募では 4,900 億ユーロ弱の資金が EU 域内 523 行に提供された。2012 年 2 月末に第 2 回を実施予定。

## 2012 年 1 月

欧州委員会は、財政赤字改善の期限が 2011～12 年に設定されていた国のうち、措置が不十分と判断した 5 カ国（ベルギー、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド）の状況を精査。ハンガリーを除く 4 カ国はその後改善策がとられたと判断された。ハンガリーはユーロに加入していないことから、12 月に発効した新しい財政規律規制に基づく制裁の発効は回避された。ただし、ハンガリーについては結束基金（EU 補助金）の支給停止が予想されている。

いわゆる財政協定を巡っては、2012 年 1 月 30 日の非公式欧州理事会<sup>29</sup>で英国とチェコを除く 25 カ国で「経済通貨同盟における安定、調整および統治に関する条約」の締結に合意した。3 月 1～2 日に開かれる欧州理事会で署名される見込みで、2013 年 1 月の発効を目指す。条約は、ユーロ導入国のうち 12 カ国の批准によって発効する。同条約に基づき、各国は債務ブレーキ制度を導入することが義務付けられるが、既に同制度を導入しているドイツなどの制度が参考にされるものとみられる<sup>30</sup>。国内法化の履行状況は EU 司法裁判所の管轄となり、条約を履行していないと認定されれば、最終的に罰金が課されることになっている。

---

<sup>27</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/126658.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/126658.pdf)

<sup>28</sup> [http://www.ecb.int/press/pr/date/2011/html/pr111208\\_1.en.html](http://www.ecb.int/press/pr/date/2011/html/pr111208_1.en.html)

<sup>29</sup> 2012 年 1 月 31 日付通商弘報原稿「非公式欧州理事会、危機脱出に向けて雇用と成長を模索-「財政協定」は 25 カ国で合意」を参照。（<http://www.jetro.go.jp/world/europe/biznews/4f2770b9d7550>）

<sup>30</sup> 同制度については、「ドイツ・スイスの債務ブレーキ制度と EFSF 拡充に関するドイツ保証引受法改正」（<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000809>）を参照。

2012年2月

欧州委員会は2月14日、加盟各国のマクロ経済指標を比較する「警告メカニズム報告書」を発表した。新設された経済ガバナンス制度の一つ、マクロ経済不均衡手続きのもとでの“初の報告”となる。12カ国が詳細審査の対象とされ、不均衡の存在についてより詳細に検討されることとなった。ベルギー、ブルガリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、ハンガリー、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国が詳細審査の対象。ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、ルーマニアについては、既にEU・IMFの財政支援を受け監視の対象となっていることから、詳細審査の対象とはならない。

なお、12カ国が詳細審査の対象となった主な理由は以下の通り。

<ベルギー>

経常収支の悪化、コスト競争力の低下とともに、輸出市場シェア<sup>31</sup>の喪失。民間部門債務と公的債務が高水準。

<ブルガリア>

急激に対外、対内不均衡が拡大したが、現在は急速に是正されつつある。ただし、不均衡はいまだ高い水準にあり、さらなる調整の可能性もあることから、詳細審査が必要。

<デンマーク>

危機前の住宅ブームは2007年から是正され始めたが、特に家計部門の債務が急増した。住宅価格などは近年収まりつつあるが、依然民間債務残高が高い水準にある。

<スペイン>

住宅・資金ブームによる対外、対内不均衡の拡大を経て、現在調整期間にある。

<フランス>

貿易収支が徐々に悪化しており、経常収支の悪化、輸出市場シェアの大幅な減少がみられる。

<イタリア>

90年代半ば以来競争力の深刻な減少がみられ、輸出市場シェアも継続的に減少している。民間債務は比較的安定しているが、公的債務は高い水準にある。

<キプロス>

対外、対内不均衡両面で多くの不均衡がある。継続的な経常収支赤字、輸出市場シェアの

---

<sup>31</sup> 世界の輸出額に対する当該国の輸出額の割合（財・サービス含む）。その他各指標の計算方法、定義については、欧州委員会経済・財務総局のレポートを参照。

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/publications/occasional\\_paper/2012/pdf/ocp92\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/occasional_paper/2012/pdf/ocp92_en.pdf)

減少、高い民間債務といった問題を抱える。

<ハンガリー>

拡大した不均衡の急速な調整が起こりつつある。債務の水準は公的部門、民間ともに高い。対外債務残高が EU で最も高い水準にある。

<スロベニア>

単位労働コスト、民間クレジットフロー、住宅価格が上昇するとともに、対内不均衡が急激に蓄積している。大きく膨れ上がった銀行部門は現在レバレッジ解消の途上であり、緊縮を余儀なくされている。

<フィンランド>

輸出市場シェアが大きく減少。主に住宅ローンの増加により、民間債務の水準がここ 10 年で徐々に上昇。

<スウェーデン>

家計部門の債務が高い水準にある。これは、近年は収まりつつあるものの、ここ 15 年で住宅価格が大きく上昇したことによる。

<英国>

近年は安定しつつあるものの、ここ 10 年で輸出市場シェアを大幅に失った。民間部門、公的部門ともに債務は高い水準。特に、家計債務は住宅価格の高騰による。

ECB は 2 月 29 日、3 年物長期リファイナンスオペ (LTRO) を実施 (第 2 回)。800 の金融機関が応札し、合計で約 5,300 億ユーロが供給された。

## 2012 年 3 月

3 月 1~2 日に欧州理事会を開催<sup>32</sup>。英国とチェコを除く 25 カ国で「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約 (通称: 財政協定)」に署名。ユーロ圏 12 カ国以上の批准で発効し、2013 年 1 月の発効を目指す。このほか、財政再建とともに雇用・成長戦略をあわせて進めることが重要との認識から、各国レベルで実施すべき経済政策について議論がなされた。融資能力の上限の再評価については月末に先送り。

3 月 30 日にユーログループを開催<sup>33</sup>。ESM と EFSF の貸出し上限額を 5,000 億ユーロから 7,000 億ユーロに引き上げ。EU は EFSF のもとで 2,000 億ユーロの貸し出しを行っているから、実質的に 5,000 億ユーロが ESM の貸出し余力となる。EU は、EFSF、ESM の 7,000

---

<sup>32</sup> 2012 年 3 月 5 日付通商弘報原稿「欧州理事会、「成長と雇用」のための具体策を討議-25 カ国が「財政協定」に署名-」を参照。 <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/4f542b8c153d8>

<sup>33</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/129381.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/129381.pdf)

億ユーロに、EFSM から支出する 490 億ユーロ、およびギリシャとの 2 国間融資 530 億ユーロをあわせると、総額でおよそ 8,000 億ユーロとなり、1 兆ドルのファイアウォールを構築したことになるとしている。

## 2012 年 5 月

欧州理事会（EU 首脳会議）は 5 月 23 日夕方から 24 日未明にかけて、ファンロンパウ常任議長の招集で非公式首脳会議を開催した。EU で喫急の課題になっている「成長と雇用」の具体策を議論し、6 月 28～29 日の次回首脳会議で合意が得られるよう、地ならしをした。

## 2012 年 6 月

6 月 28～29 日に開催した欧州理事会では、「成長・雇用協定 (Compact for Growth and Jobs)」に合意した<sup>34</sup>。成長・雇用協定の要素として、以下の措置に EU レベルで取り組むことに合意した。

- 総額約 1,200 億ユーロ規模の成長促進策の実施
  - 欧州投資銀行（EIB）の資金を 100 億ユーロ増資やし、融資能力を 600 億ユーロに引き上げる。
  - 運輸、エネルギー、ブロードバンドなどのインフラ・プロジェクトに対し、民間資金を呼び込む 45 億ユーロまでの「プロジェクト債」を発行する。
  - EU 域内の地域間格差是正に利用される「構造基金」の未消化部分から 550 億ユーロを研究・イノベーション、中小企業、若年層の雇用促進を支援する予算として転用する。
- 第 2 次単一市場法の策定、サービス指令の着実な履行など、単一市場の深化
- 2015 年までにデジタル単一市場を構築
- スマート・レギュレーションに対する取り組みなど規制負担の軽減
- 2014 年までに域内エネルギー市場を完成
- ホライズン 2020 計画など研究・イノベーションの促進
- 地域（結束）政策の改革
- 欧州単一特許の実施
- 財政再建と持続的成長に貢献する税制
- 若年層および長期失業者に特に配慮した雇用の促進
- EU 域内での労働者の移動の容易化
- FTA を含む自由貿易の促進

---

<sup>34</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/131388.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/131388.pdf)

## ○ 成長にとっての必要条件となる財政の安定化

また、6月29日に開かれたユーロ圏首脳会議では、ESMから銀行への直接資本注入を可能にすることを決定した。中長期的な課題としては、欧州理事会ファンロンパウ常任議長が提出した報告書「真の経済通貨同盟(EMU)に向けて」に基づき、銀行同盟(Banking Union)を含む金融統合、財政統合、経済政策統合の完成に向け、議論が進められる。

### 2012年10月

10月18～19日に開催した欧州理事会では、銀行同盟の実現に向けての具体的スケジュールなど「真の経済通貨同盟(EMU)」のための改革、および「成長・雇用協定」の見直しなどについて議論した<sup>35</sup>。喫緊の課題として、ユーロ圏の銀行を一元的に監督する単一監督メカニズム(SSM)に最も多くの議論が割かれたが、2013年1月1日までの法的枠組みの合意を目指すことで一致した。法的枠組みの整備を踏まえ、2013年中に運用開始に向けた作業を進める。また、欧州委員会は10月23日、加盟国間で意見の分かれている金融取引税(FTT)について、同意する一部の国で先行導入するため、「強化された協力」手続きを適用するための提案を行った。提案の段階では、ユーロ圏の10カ国、ドイツ、フランス、オーストリア、ベルギー、ポルトガル、スロベニア、ギリシャ、イタリア、スペイン、スロバキアが参加を表明している。

### 2012年12月

12月13～14日に開催した欧州理事会では、最優先課題となるSSMの本格稼働時期に加え、SSM稼働後にESMから銀行への直接資本注入が可能になることを確認した。さらに、SSM立ち上げの際に、参加する加盟国の銀行を救済する手段として、単一破綻処理メカニズムを導入することで合意した<sup>36</sup>。「真のEMU」の実現に向けた工程表(ロードマップ)についても、12月5日にファンロンパウ常任議長が発表した「深い真のEMU」実現に向けた詳細計画(ブループリント)<sup>37</sup>に基づき議論がなされた。しかし、長期的なロードマップの合意は先送りされた模様。

### 2013年2月

2月7～8日に開催した欧州理事会では、予定より合意が遅れていた次期中期予算枠組み

---

<sup>35</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/133004.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/133004.pdf)

<sup>36</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/134353.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/134353.pdf) 2012年12月17日付通商弘報原稿「欧州理事会、銀行の単一破綻処理メカニズムの導入で合意—共通安全保障・防衛政策に関する1年後の協議を予告—」を参照。<http://www.jetro.go.jp/world/europe/biznews/50ce92f3aaa78>

<sup>37</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf)

2012年12月4日付通商弘報原稿「欧州委、真のEMU実現に向けた詳細計画を発表—短期、中期、長期の各施策を提示—」を参照。<http://www.jetro.go.jp/world/europe/biznews/50ce92f3aaa78>

(2014～2020 年) について、徹夜での交渉を経て合意された。そのほかに、「雇用・成長協定」パッケージの 1 つに組み込まれている「貿易の潜在力の活用」と対外関係についても協議。日米との FTA に期待を示した。

## 2013 年 3 月

ラトビアは 3 月 5 日、2014 年 1 月からのユーロ導入を申請。

3 月 14～15 日に開催した欧州理事会では、主に成長政策、雇用政策を議論。「成長と雇用」の具体策、特に若者の雇用対策を短期的な優先課題とし、加盟各国に対し状況に応じた成長志向型の財政再建を求めた。成長・雇用協定について、特に雇用創出を目的とした措置や即効性のある成長対策への融資促進に関する実施評価を 2013 年 6 月に行うことを確認した。分野別の取り組みとしては、エネルギー、イノベーション、デジタルなどサービス、防衛、産業競争力強化のための政策について数ヵ月間で議論をすすめることとした。

## 2013 年 4 月

4 月 12～13 日に開催した非公式の ECOFIN 理事会およびユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）では、ポルトガルおよびアイルランドに対する EFSM および EFSF からの融資の返済期限を最大 7 年間延長することで合意した。支援プログラムの継続的な実施が条件となる。

## 2013 年 5 月

5 月 22 日の欧州理事会では、税制とエネルギー政策に焦点を絞った協議がなされた。税制については、脱税および課税回避対策の作業を加速し、乱用的租税回避への取り組みを行うことで合意した。エネルギー政策については、エネルギー効率化、エネルギー単一市場の完成、インフラ・R&D 投資の促進、エネルギー源の多様化の 4 点について今後の方向性や計画について合意した。

## 2013 年 6 月

6 月 27～28 日の欧州理事会では、主に若年者の失業対策、中小企業支援、EMU に焦点が当てられた。若者の雇用促進のための予算増額を始めあらゆる措置を動員することを確認した。中小企業支援については、EU 予算と欧州投資銀行（EIB）の資金を活用し、1,500 億ユーロ以上の新規融資の準備を進める。EMU の完成に向けた取り組みとしては、銀行の単一破綻処理メカニズム（SRM）の年内合意を目指すことを確認した。また、ラトビアの 2014 年 1 月からのユーロ導入を歓迎し、セルビアとの加盟交渉開始を決定した。

## 2013 年 7 月

7 月 3 日、欧州議会は 2014 年から 2020 年の中期予算案を可決した。7 月 10 日、欧州委員

会は「銀行同盟」の進展に向けて、銀行の単一監督メカニズム（SSM）を補完する単一破綻処理メカニズム（SRM）の具体案を発表した。危機的状況にある銀行の対応を協議する単一破綻処理委員会の設置に加え、約 550 億ユーロに及ぶ破綻処理基金の創設を提案している。2015 年 1 月からの本格稼働を目指す<sup>38</sup>。

## 2013 年 9 月

9 月 12 日、欧州議会はユーロ圏の全ての銀行の監督権を欧州中央銀行（ECB）に一元化する単一監督メカニズム（SSM）に関する法案パッケージを可決した。約 150 の大手銀行を ECB の直接的な監督下に置く SSM が、2014 年秋から本格稼働する見込み。EU 閣僚理事会での正式採択後、EU 官報への掲載を経て、発効する予定。これにより、欧州安定メカニズム（ESM）から銀行への直接的な融資が可能になる。

## 2013 年 10 月

10 月 15 日、EU 経済・財務相（ECOFIN）理事会はユーロ圏の全ての銀行の監督権を欧州中央銀行（ECB）に一元化する単一監督メカニズム（SSM）に関する 2 つの規則を採択した。約 150 の大手銀行を ECB の直接的な監督下に置く SSM が、早ければ 2014 年 10 月下旬から本格稼働する見込み。これにより、欧州安定メカニズム（ESM）から銀行への直接的な融資が可能になる。

## 2013 年 11 月

11 月 13 日、欧州委員会は 2014 年の成長戦略ともいえる年次成長概観を発表した。進行中の経済回復を持続させるために、2012 年と 2013 年の成長概観で示した 5 つの優先課題をそのまま引き継ぐ内容となった。また、年次成長概観を補強するものとして、共同雇用報告書案と、マクロ経済不均衡に関する 2014 年の警告報告書、単一市場の統合に関する 2 回目の報告書を併せて発表した。さらに今回初めて、2014 年度のユーロ圏各国予算案に対して、各国議会が承認する前に欧州委員会が査定し、意見を 11 月 15 日に発表する予定。

## 2013 年 12 月

12 月 19～20 日、共通安全保障・防衛政策（CSDP）と「銀行同盟」の前進に焦点を当てた欧州理事会（EU 首脳会議）が開催された。会議前日の経済・財務相（ECOFIN）理事会で単一破綻処理メカニズムの大枠合意に達したことで、一元化に向けて監督、破綻処理、預金保証の 3 要素が出そろったところまで来た。また、CSDP を協議したのは 5 年ぶりで、緊

---

<sup>38</sup> 2013 年 7 月 12 日付通商弘報原稿「欧州委、「銀行同盟」の実現へ破綻処理メカニズムを提案（EU・ユーロ圏）」を参照。<http://www.jetro.go.jp/biznews/51df60b0416e0>

縮財政による国防費の削減と、急速な世界情勢の変化に各国単独で立ち向かうことが困難になりつつあることが背景にあるが、防衛産業の活性化を雇用創出につなげたいとの思惑もある。

## 2014年1月

ラトビアは1月1日、18カ国目のユーロ導入国となった。2009年秋のギリシャ危機に端を発する欧州債務危機以降では、2011年1月に導入したエストニアに続き2カ国目。また、ユーロ圏拡大は3年ぶりであり、構造改革による経済調整下にあるユーロ圏諸国の関係者にとっても励みになるものとなった。

## 2014年2月

非財務情報と取締役会の多様性に関する情報の開示に関する指令案について、EU閣僚理事会（理事会）の常駐代表委員会（COREPER）は2月26日、欧州議会と理事会の妥協案を承認した。承認された指令案は、従業員500人以上の公共性のあるEU企業に対し、環境、社会、従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止に関して、会社の方針、結果、リスクに関する情報を毎年の経営報告書で開示することを義務付けている。

## 2014年3月

3月20～21日に開催された欧州理事会（EU首脳会議）では、ウクライナ問題だけではなく、欧州の経済見通しや、産業競争力強化に関する政策、2030年までの温暖化対策・エネルギー政策などの重要な議題も協議された。エネルギー政策においてはウクライナ問題に絡んで、ロシアからの輸入依存をいかに引き下げるかがポイントとなり、北米からの天然ガス調達促進方法を米国との包括的貿易投資協定（TTIP）に盛り込むことも協議された。

## 2014年4月

欧州議会は4月15日、銀行同盟を支える3つの主要な法案を採択した。このうち2つは銀行の破綻処理に関する規則案と指令案で、もう1つは銀行破綻時の預金保証に関する指令案。今回採択された3つの法案は、2013年10月に既に採択されているユーロ圏の全ての銀行の監督権を欧州中央銀行（ECB）に一元化する単一監督メカニズム（SSM）に関する規則を補完する。

## 2014年5月

EU閣僚理事会（理事会）は5月6日、「銀行同盟」を支える銀行破綻処理に関する指令と規則を最終採択した。これらの法制は4月15日に、欧州議会の本会議で既に採択されており、理事会での採択を残すのみとなっていた。今回の採択により、金融機関の債務危機が公共財政や実体経済に直接影響を及ぼすような連鎖を打ち切り、銀行破綻時には株主や債

権者に負担を求めるバイルインの枠組みが確立することになる。なお、加盟各国は今回採択した指令を 2014 年末までに国内法制化しなければならない。

<今後の予定>

**欧州理事会 (EU 首脳会議)**

2014 年 6 月 26～27 日

**EU 経済・財務相 (ECOFIN) 理事会**

2014 年 6 月 20 日 ※ユーログループは、原則 ECOFIN 理事会の前日に開催される。

## 3. EU 主要国の政治・経済動向

### (1) ドイツ

#### ① 政治動向

<2012 年以降>

##### ・2013 年の総選挙に債務危機への対応ぶりが影響か

→メルケル政権の方針は、①財政再建は加盟各国の責任との前提で、財政規律強化を全加盟国に要求する、②ユーロ共同債の発行には反対、③IMF や欧州中央銀行（ECB）の権限拡大や ECB による国債買い取りには断固反対する、というもの。放漫な財政運営を続けてきた南欧諸国への救済に対する国民の不満感が根強い。

<2012 年 2 月 2～4 日>

##### ・メルケル首相、訪中で支援を要請

→温家宝首相との会談では、中国のユーロ圏支援のほか、両国の経済関係、中国での人権の動向、イランとシリアの情勢などが中心となった。2 月 2 日の両国首脳会談後の記者会見で温家宝首相は、欧州債務危機から脱却するために、ユーロ圏諸国の独自の対策が必要不可欠で、ギリシャ、イタリア、ポルトガルなど財政赤字に陥った国は「苦しい決意をしなければならぬ」と述べた。また、ユーロ圏諸国の財政管理と失業対策のほか、欧州の持続性あるダイナミックな経済成長も危機を乗り越えるための前提条件になるとした。欧州金融安定ファシリティ（EFSF）と 2012 年半ばに設立される予定の欧州安定メカニズム（ESM）への中国の支援については、「現在検討中」と明確なコメントを避けた。

<2012 年 3 月 18 日>

##### ・連邦会議、旧東独出身の人権活動家 ガウク氏を大統領に選出

→連邦会議<sup>39</sup>は 2 月に辞任したウルフ大統領の後任として旧東独出身の人権活動家ヨアヒム・ガウク氏を選出した。ガウク新大統領は同日付で大統領に就任した。ガウク氏は 72 歳の牧師で、東独時代に民主化運動を指導し、統一後は旧東独秘密警察（シュタージ）文書庁長官を務め、秘密警察の犯罪を追及した。

---

<sup>39</sup>連邦議会議員と州代表により構成される。

<2012年5月13日>

・ノルトライン・ウェストファーレン州選挙、SPDと緑の党が政権維持へ

→ノルトライン・ウェストファーレン州で州議会選挙が実施された。同州連立与党の社会民主党（SPD）が得票率39.1%で第1党になり、同じく与党の緑の党は11.3%を獲得、SPDと緑の党の合計得票率は50.4%と、過半数の議席を獲得し、連立政権を維持する。一方、キリスト教民主同盟（CDU）は26.3%と前回の2010年選挙に比べ8.3ポイント減り、同州で過去最低の得票率を記録した。連邦のメルケル政権にとり、5月のフランス大統領選でのオランダ氏当選に次ぐ打撃になった。

<2012年10月1日>

・社会民主党、シュタインブリュック前財務相を次期首相候補に指名

→SPD役員会はペーア・シュタインブリュック前財務相を全会一致で次期首相候補に指名した。同氏は第1次メルケル政権（2005～2009年）で財務相を務めた。2008年秋のリーマン・ショックにより不動産金融大手ヒポ・リアル・エステートの経営破たんなどの影響が出始めた際、迅速・的確に処理し大きな混乱回避につながった金融政策での手腕が高く評価されている。ギリシャ支援へのスタンスについては「ギリシャは義務を果たさなければならぬが、我々もギリシャにもっと時間を与えるべきだ。これ以上、締め上げることはできない」と述べている（「ディ・ヴェルト」紙9月30日付）。

<2013年9月22日>

・メルケル首相率いるCDU/CSUが第1党を維持—連立政権樹立を模索—

→連邦議会（下院）選挙が9月22日に実施され、メルケル首相率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）が第1党を維持する一方で、現在連立を組む自由民主党（FDP）は議席獲得に必要な得票率5%に届かなかつたため議席を失った。連立パートナーを失ったCDU/CSUは、社会民主党（SPD）もしくは緑の党との連立政権樹立の道を模索する予定。

<2013年12月17日>

・第3次メルケル政権が発足、閣僚ポストも決定

→社会民主党（SPD）の党员投票の結果、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）との大連立が承認されたため、12月17日に第3次メルケル政権が発足した。

## 【民間の反応】

### ・ユーロ不信の高まり

→保険最大手アリアンツが調査会社 TNS インフラテストに委託して 2,200 人のドイツ人を対象に 2011 年 11 月中旬に実施したアンケート調査結果が 12 月 8 日に発表され、「ユーロを信頼している」と答えたのは 30%、「やや信頼している」が 36%にとどまり、全体の 3 分の 1 がユーロに対して不信感を持っていることがわかった。

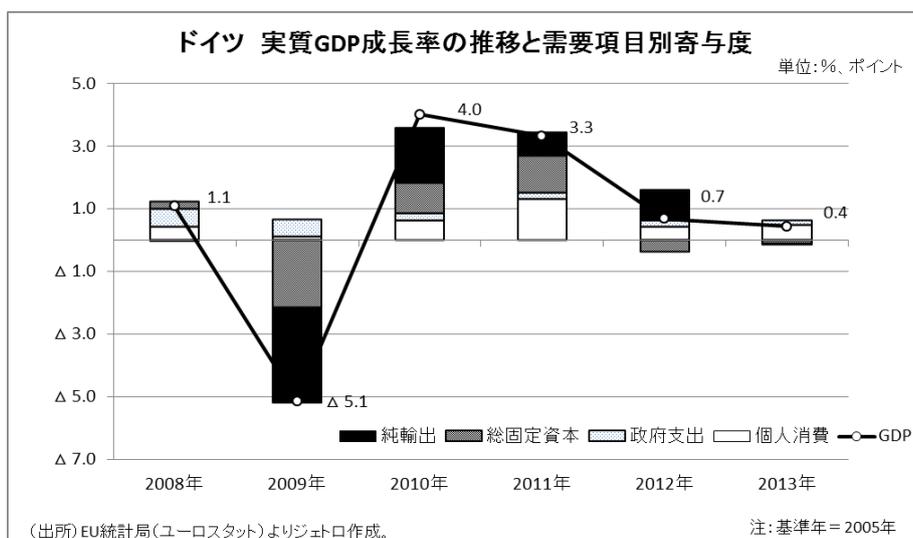
### ・根強いメルケル首相人気

→社会民主党（SPD）が国民に人気の高いシュタインブリュック前財務相を首相候補の対抗馬に指名したのを受けて、ARD（放送局）が 2012 年 10 月 1 日~3 日に 1,501 人を対象に実施したインタビュー調査では、「今、直接選挙で首相が選べるなら、メルケル首相に投票する」と回答した人が 49%となり、「シュタインブリュック氏に投票する」とした回答 38%を大きく上回った。

## ② 経済動向

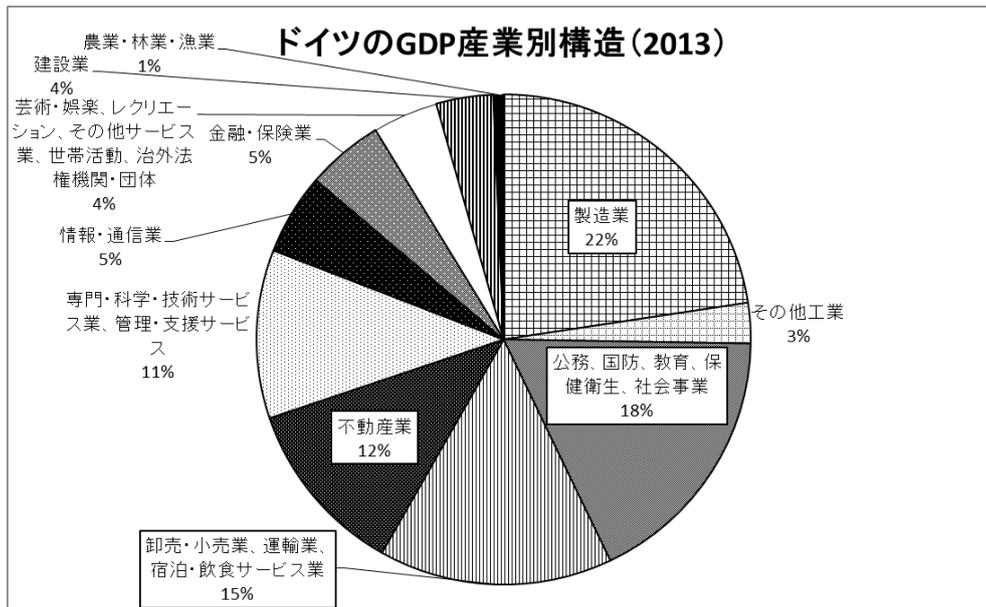
### a. GDP 項目別

連邦統計局によると、2013 年通年の実質 GDP 成長率は 0.4%と 2012 年の 0.7%に比べやや鈍化した。主に 2013 年半ばまで続いた総固定資本形成の低迷が経済成長の足かせとなった。連邦経済・エネルギー省が 2014 年 2 月に発表した年間経済報告書によると、実質 GDP 成長率は 2014 年には 1.8%と堅調な成長率を達成する見込み。その原動力となるのが個人消費と投資活動の回復。



## b. GDP 産業別構造

欧州最大の GDP を誇る。工業と製造業が約 4 分の 1 を占めており、輸出産業が経済を支えている。



## c. 財政再建策（税制・社会保障、その他）

### ・ 2009 年 8 月に導入された「債務ブレーキ」

ドイツは 2009 年に「債務ブレーキ (Schuldenbremse)」と呼ばれる財政健全化策を導入した。財政に関する基本法（憲法）の諸規定を改正し、国公債の新規起債に上限を設ける内容。2011 年から財政赤字を段階的に下げ、2016 年から連邦政府の新規債務額を名目 GDP 比 0.35% 以下に抑えることを義務付け、州政府については 2020 年から新規の起債が禁止される。「債務ブレーキ」は公的債務削減に貢献するものの、「債務ブレーキは成長ブレーキになる」との批判の声も多い。

### ・ 財政赤字削減策

政府は 2010 年 7 月、2011 年予算案と合わせて 2010～2014 年の財政計画を発表し、企業に対する租税優遇特別措置の低減と環境税負担率の引き上げ、失業手当の削減、航空税や金融取引税の導入、連邦軍改革（基地閉鎖、人件費削減）などの財政赤字削減策を盛り込んだ。これにより 2014 年までに歳出を約 800 億ユーロ削減する予定だ。

なお、ドイツ連邦統計局の2012年2月24日の発表によると、2011年の財政赤字の対GDP比率（単年度）は1.0%となり、3年ぶりに安定・成長協定が定めている3%以内に収まった。財政赤字縮小は好調な雇用環境による社会保障収入の増加に起因している。連邦政府と州の財政赤字がそれぞれ263億ユーロ、149億ユーロとなった一方、自治体の財政は8億ユーロ黒字を記録した。

#### ・2012年の財政収支は黒字に転換

連邦統計局の2013年2月の発表によると、2012年のドイツの財政収支は、労働市場の好調に伴う社会保障・税金収入の増加を受け、GDP比0.2%と2007年以来の黒字になった。

#### d. 企業動向（現地・日系）

##### <自動車>

#### ・2013年の国内乗用車新規登録台数は減少に転じる

ドイツ自動車産業連合会（VDA）が2014年1月に発表した2013年のドイツ国内の乗用車新規登録台数は295万2,400台と前年比で4.0%減少した。2013年の新規登録台数の動向を月別にみると、上半期に前年同期比8.1%減と低迷したのに対し、下半期は緩やかな回復に転じ、0.1%増加しており、下半期から欧州債務危機に収束の兆しがみえ始めている。

##### <再生可能エネルギー（RE）関連>

#### ・全般

2011年6月、ドイツ政府は2022年までに全ての原子力発電所を停止すると閣議決定した。また、2010年のエネルギー大綱で、電力供給に占めるREの割合を、10年の17%から20年には35%に拡大することを目標としている。これに基づきREによる発電量は拡大しており、2012年12月時点でドイツの電力供給の24%がREで賄われている。

ドイツ連邦議会は2012年3月29日、REの支援額を定める再生可能エネルギー法（EEG）改正案を可決。6月2日には連邦参議院で可決された。同改正法には太陽光発電への公的支援削減、電力買い取り価格引き下げが含まれている。2012年8月17日から施行、支援削減は2012年4月1日遡及されて適用された。

ドイツでRE分野は着実な成長分野であり、RE関連での雇用者数も増えおり、RE普及は急速に進んでいる。ドイツ商工会議所連合会（DIHK）が2012年12月17日に発表した

「エネルギーシフト・バロメーター」は、ドイツ企業 2,307 社を対象に「エネルギーシフト」による影響を調査したもののだが、「エネルギー・電力価格の上昇」が産業競争力に与えた影響については、「好影響」を 100、「悪影響」をマイナス 100 とした場合、回答平均は「マイナス 12.5」となり、競争力に悪影響を及ぼすと判断している企業が多いことが分かった。

## (2) フランス

### ① 政治動向

<2012年5月6日>

#### ・社会党のオランド氏 51.63%の得票で当選

→5月6日に行われた大統領選決選投票の結果は当初の予想どおり、51.63%を獲得した社会党フランソワ・オランド氏の勝利に終わった。国内はミッテラン大統領以来の左派の勝利に沸いているが、内政外交とも課題は山積みだ。オランド氏の勝利宣言にもその重みがうかがえた。その後、5月15日に、国民議会社会党代表のジョン＝マルク・エロー氏を首相に任命した。

<2012年6月17日>

#### ・社会党が単独過半数獲得－国民議会選挙・決選投票－

→国民議会選挙の決選投票が6月17日に行われ、社会党が過半数を超える議席を獲得した。左派全体では343議席を数え、オランド政権は強固な政治基盤を得た。極右の「国民戦線」は24年ぶりに2議席を獲得。環境派の「欧州エコロジー・緑の党」は社会党との連携戦略が成功して17議席を獲得し、初めて単独会派をつくる議席数に達した。女性議員の比率は前回の18.54%から26.86%へと大幅に伸びた。

<2012年8月9日、10月11日>

#### ・「財政協定」の批准に改憲は不要

→憲法評議会は8月9日、「財政協定」の批准に当たり憲法改正を行う必要はなく、国家組織法で財政規律を制定することが可能であると判断した。フランスは1997年に安定・成長協定が採択されて以降、EUの財政規律下であり、構造的財政赤字のGDP比の上限を1%から0.5%へ引き下げることが既存の取り組みの強化にすぎず、これにより国家主権が侵害されるものではないとした。10月11日には「財政協定」の批准を承認する法案が上院で可決され、議会の批准手続きが終わった。エロー首相はこれを受け、金融取引税導入や銀行同盟実現といった経済・財政再建計画の実施に意欲を示した。

<2012年9月4日>

#### ・政府が若年・高齢者雇用の支援指針

→政府は高齢者雇用を維持しながら若年者を雇用した民間企業に対して社会保険料を軽減

する「若年・高齢世代同時雇用契約」にかかわる指針を発表した。その後、2013年3月に施行。政府はこの契約により向こう5年間で50万人の若年者雇用の創出を目指す。

<2012年11月6日>

・投資活性化と雇用創出に向け企業負担を200億ユーロ軽減

→エロー首相は企業の競争力強化による投資の活性化と雇用創出に向けた35の政策措置を発表した。柱となるのは総額200億ユーロの法人税の税額控除。2014年からの付加価値税（VAT）の引き上げと歳出削減が財源となる。

<2013年6月16日>

・「雇用の安定化に関する法律」を公布、労働市場の柔軟化を図る

→労働市場の柔軟性と雇用の安定化を図る「雇用の安定化に関する法律」が公布された。労使間対話型の企業経営を目指し、従業員の取締役会参画を義務付けるとともに、集団解雇の手続きの簡素化、復職権を伴う転職制度の創設などを盛り込んだフランス版フレキシキュリティー。政府は同法の施行により雇用の改善を期待している。

<2013年7月9日>

・首相が120億ユーロの未来投資計画を発表

→未来産業の振興に向けた総額120億ユーロの「未来投資計画（Programme d'investissements d'avenir）」を発表した。大学や高等研究機関の競争力強化のほか、再生可能エネルギー（RE）の生産、貯蔵、消費に関わる新技術の開発・普及、住宅の省エネ改築支援、リサイクル産業の振興、環境に優しい交通システムの整備などが柱となる。財政再建が急がれる中、同計画の財源に政府保有株式の売却益を充てる方針を示した。

<2013年9月20日>

・エネルギー転換の基本方針を発表、2014年から炭素税を導入

→オランダ大統領は、地球温暖化対策としてフランスが進めていくエネルギー転換の基本方針を発表した。2050年までに二酸化炭素（CO2）排出量を1990年比で4分の1に削減する目標を確認。住宅の断熱改修支援による省エネ促進や、低炭素自動車の開発、再生可能エネルギー（RE）開発・普及などが政策の柱となる。大統領は政策財源として2014年

から炭素税を導入する意向を明らかにした。その後、4月1日に炭素税の導入が開始された。

<2013年10月29日>

・トラック走行課税「エコタックス」の施行を無期延期

→ 政府は10月29日、トラックの走行距離に応じて課税する対距離課金（エコタックス）制度の施行を無期延期すると決定した。2014年1月1日から施行予定だったが、反対運動が先鋭化し、エロー首相は運動の沈静化を図るため、トラックによる農産品の輸送に依存するブルターニュ地域圏議会議員と緊急会議を開催した後に発表した。交通インフラ整備の財源確保のために必要な措置として、関係者が制度の施行内容を再度協議、修正することにより事態の収拾を図る。

<2014年1月14日>

・「責任協定」の策定を提案

→ オランダ大統領は1月14日、2012年5月の就任以来3度目となる記者会見を開き、2014年の経済政策の柱を説明した。その中で大統領は「フランス経済の問題は生産（の縮小）にある」と述べ、企業活動の活性化に向け社会保険料の軽減など一連の政策を実施する方針を示した。政策の目玉として、政府が企業の税負担や事業に関わる行政手続きを軽減する見返りに、企業に対して雇用創出や労使協議の活性化を求める「責任協定」の策定を提案した。

<2014年2月17日>

・立地競争力の強化策を発表

→ オランダ大統領は2月17日、フランスに拠点を置く外国企業34社の経営者を集めた対仏投資誘致戦略評議会を開催した。その中でオランダ大統領は、産業競争力強化の観点から、外国の優秀な人材の呼び込みや将来のハイテク産業を担うスタートアップの誘致強化に向けた一連の政策を発表した。

<2014年3月31日>

・統一地方選で与党大敗、極右勢力が躍進—パリに初の女性市長

→ 統一地方選挙の第1次投票が3月23日に、決選投票が3月30日に行われ、オランダ政権与党の社会党が大敗し、人口10万人以上の都市では軒並み右派が当選した。極右の国民戦線が14都市で勝利し第3党の座を固めた。なお、パリでは社会党が持ちこたえ、史上初の女性市長が誕生した。与党の大敗を受け、オランダ大統領は3月31日に首相交代を発表、マニユエル・バルス内相が首相に指名された。

<2014年4月2日>

・バルス内閣の顔ぶれ決定、新入閣は2人

→ 統一地方選挙での与党社会党の大敗を受けて3月31日に首相に指名されたマニユエル・バルス内閣の閣僚名簿が4月2日に発表された。閣僚ポストはエロー前内閣の20から16に減り、2007年の大統領候補だったセゴレーヌ・ロワイヤル氏およびディジョン市長のフランソワ・レブサメン氏が新入閣した以外は前内閣のメンバーで固められた。

<2014年4月2日>

・工場閉鎖時には売却先を探すことを義務化

工場閉鎖を計画する企業に売却先を探すことを義務付ける「実体経済の回復を目指す法律」が4月2日に発効した。大企業の工場閉鎖時に売却先を探すことを義務付けて事業の継続化を図るというもの。対象となるのは従業員1,000人以上の企業（子会社を含む）。ただし、2月24日に同法が成立した際に盛り込まれていた、売却先を探す義務を怠った場合に企業に科される制裁規定は、憲法評議会により違憲と判断されたため、削除された。

## 【民間の反応】

・企業の競争力強化のための政策に懐疑的な見方

→2012年11月6日のエロー首相の政策措置発表を受け、日本の経団連にあたるフランス企業運動（MEDEF）のパリゾ会長は200億ユーロの法人税額控除について「政策の方向性は評価できる」とする一方、「われわれは最低300億ユーロの軽減シナリオを描いていた。ドイツと同じ（競争力）水準になるには700億ユーロの軽減が必要だ。（労働コストの軽減幅は）十分でない」とした。中小企業経営者同盟（CGPME）は「（法人税の税額控除）政策は社会保険料の引き下げよりも複雑だ。（フランスの高い労働コストの原因とされる）給与所得を財源とする社会保障会計の問題は残されたままだ」と指摘した。また、「外食産業や住宅改築工事に係るVATの引き上げは、中小企業の事業環境の安定を目指す政策方針か

らほど遠い」と批判した。

## ・年金制度改革に対して様々声

→2013年8月末にエロー首相が発表した年金改革方針に対して、フランス民主主義労働同盟（CFDT）は「年金制度の公平性を高める措置だ」と評価し好意的な見方を示した。他方、強硬路線を打ち出す労働総同盟（CGT）および労働者の力（FO）は「被保険者期間の延長は退職年齢を引き上げることであり、社会的前進とは言えない」と強く反発しており、9月10日に全国レベルで改革案に反対するデモを実施する方針を確認した。また、フランス企業運動（MEDEF）および中小企業経営者団体（CGPME）は企業負担の増大を柱とする政府の改革案を強く批判した。とりわけMEDEFのピエール・ガタズ会長は「これは非改革案だ。企業負担の引き上げでは構造的な問題は解決しない。政府案を受け入れる訳にはいかない」と述べた。さらに同会長は「社会保険料（企業負担分）の税率を0.1ポイント引き上げれば（労働コストの上昇により）失業者の数は5年で5,000人、10年で1万人増えることになる」と指摘、政府に税・社会保険料負担の軽減を訴えた。

## ・「実体経済の回復を目指す法律」制裁規定削除を歓迎

→2014年4月2日に発効した、工場閉鎖を計画する企業に売却先を探すことを義務付ける「実体経済の回復を目指す法律」で、企業への制裁規定が憲法評議会で違法と判断されたことを受けて、フランス企業運動（MEDEF）は、「同法は企業の経営の自由と財産権を侵すもので、施行不可能かつフランス経済にとり危険なものと政府、議会に警告していた。憲法評議会が同じ結論に達し、憲法違反との判断を下したことを喜ばしく思う。政府が今後策定する予定の『責任協定』に関する法案が、より現実的なものになることを期待している」と発表した。

## ② 経済動向

### a. GDP項目別

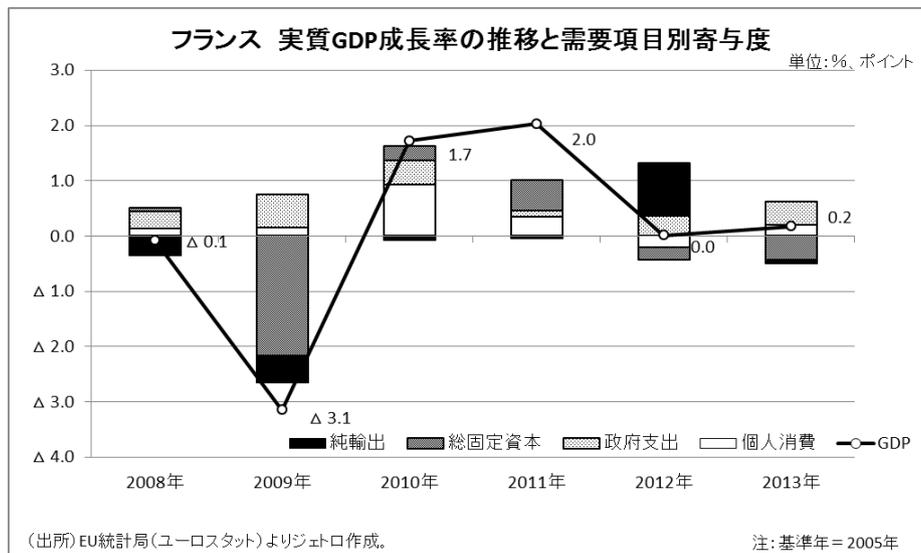
リーマン・ショックで2008年、2009年は大打撃を受けたが、2010年にはプラス成長に回復した。2011年のフランス経済は内需が景気を牽引し、実質GDP成長率は前年と同じ2.0%となった。

2012年は欧州債務危機の影響から投資マインドが冷え込み、0.0%と前年から大きく鈍化した。GDPの約6割を占める個人消費は国内雇用情勢の悪化や緊縮財政による税負担増な

どから購買意欲が低下し、0.4%減となった。企業部門では、工業生産が縮小し、民間設備投資は1.9%減と落ち込んだ。

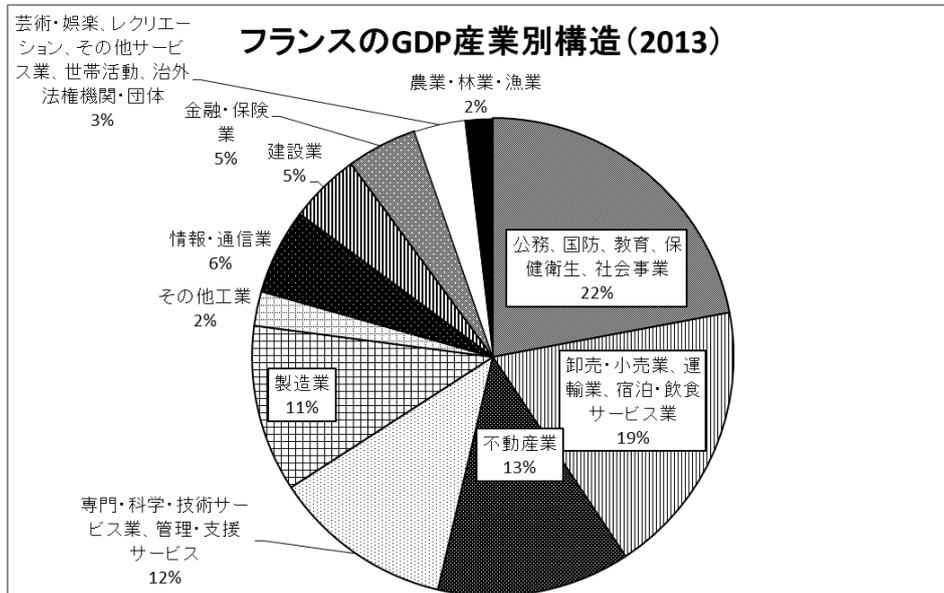
2013年第1四半期は前期と同じ前期比マイナス0.2%となったが、第2四半期には前期比0.5%となり、3四半期ぶりにプラス成長を取り戻し内需の回復の兆しがみられたが、第3四半期は前期比マイナス0.1%に転じた。第4四半期には、前期比0.3%と持ち直し、景気を牽引する個人消費の伸びが強まったほか、民間設備投資が0.9%増と欧州債務危機が深刻化した2011年第4四半期以降、8四半期ぶりにプラスに転じた。2013年通年の実質GDP成長率も0.2%と前年の0.0%から小幅ながら回復し、景気の底入れを確認する結果となった。

政府は、2014年の実質GDP成長率を0.9%と予測する。GDPのほぼ6割を占める個人消費が景気を牽引、輸出も米国やドイツ向けを中心に持ち直しが期待される。企業の設備投資は法人税減税措置の適用が本格化するも、根強い先行き不透明感から大幅な伸びにはつながらず、景気の本格的回復は2015年以降に持ち越される見通し。



## b. GDP 産業別構造

産業構造をみると、公務、国防、教育、保健衛生、社会事業という公的部門が2割と最大の割合を占める。欧州随一の観光大国であることもあり、卸売・小売、運輸、宿泊・飲食サービス業も19%と大きい。また、欧州最大の農業大国として知られているが、近年は工業化も進んでいる。



c. 財政再建策（税制・社会保障、その他）

・オランダ大統領は 2017 年に財政均衡の達成を公約

2012 年 5 月の大統領選でサルコジ氏を破り選出された社会党を出身母体とするフランソワ・オランド氏は、経済政策に公務員増員や定年退職年齢の引き下げなど財政負担の重い政策を組み込んだ。財源として高額所得者および大企業への大幅な増税を打ち出している。財政赤字については 2013 年に GDP 比で 3.0%以内に抑えるとしていた(2011 年は 5.2%)。しかし、予想以上の景気停滞や財政負担の大きい政策を打ち出していることなどから、2013 年 4 月 7 日にピエール・モスコヴィシ経済・財務相がテレビで 2013 年の財政赤字予測を GDP 比 3.7%に修正した。2014 年には 3.0%以下にするとしているが、それも GDP 成長率の 0.8%までの回復が前提であり、先行きは不透明だ。しかし、2017 年の財政赤字解消の目標は依然として掲げている。

・2014 年政府予算法案を閣議決定、180 億ユーロの赤字削減策

2014 年の歳出総額は 2013 年（補正予算含む）から 45 億ユーロ多い 3,799 億ユーロ、歳入額は前年を 143 億ユーロ下回る 2,985 億ユーロで、特別会計収支を含めた財政赤字は総

体で 822 億ユーロ<sup>40</sup>と前年から 200 億ユーロ縮小する。景気の持ち直しを見込み、予算編成の前提となる 2014 年の実質 GDP 成長率を 0.9%と前年の 0.1%より高く設定した。財政赤字の GDP 比は前年より 0.5 ポイント低い 3.6%に引き下げるとしている。ただし、公的債務残高の GDP 比は 95.1%と引き続き拡大する。

	2012年	2013年	2014年
歳出	3,707	3,754	3,799
歳入	2,825	3,128	2,985
所得税	595	719	753
法人税	408	535	362
付加価値税	1,334	1,412	1,393
一般会計収支	△ 882	△ 626	△ 815
特別会計収支	10	3	8
財政収支	△ 871	△ 623	△ 822
財政収支(GDP比)	△ 5	△ 4	△ 4
公的債務残高(GDP比)	90	93	95

(出所) 経済・財務省

2014 年政府予算法案には、財政再建に向け総額およそ 180 億ユーロの財政赤字削減策が盛り込まれている。このうち 150 億ユーロについては、歳出削減により確保する。公務員の給与凍結、政策経費の削減、輸送インフラに関わる大型投資プロジェクトの一部見直しのほか、年金および家族給付制度の改定や健康保険関連支出の抑制などが柱となる。

#### ・企業の競争力強化のため、法人税負担を軽減—憲法評議会が「合憲」判断—

憲法評議会は 2012 年 12 月 29 日、労働コスト削減のための法人税の税額控除に関する法律を「合憲」と判断した。法人税の税額控除は、エロー首相が 2012 年 11 月 6 日に発表した企業の競争力強化による投資の活性化と雇用創出に向けた、「成長、競争力、雇用のための国家協約」の一環。この決定により、企業は 2013 年 1 月 1 日以降、月収が法定最低賃金の 2.5 倍 (3,575.55 ユーロ) 以下の従業員の年間賃金総額 (社会保険料込み) の 6%相当を、法人税から控除できることになる。ただし、2013 年の控除の対象となるのは 4%相当。税控除の財源となる付加価値税 (VAT) 率の引き上げは、2014 年 1 月から実施。一般税率を 19.6%から 20%に、レストランなどの外食料金や住宅改修などにかかる軽減税率を 7%から 10%に引き上げる一方、生活必需品の食品などにかかる軽減税率は 5.5%から 5%に引き

<sup>40</sup> 財政収支の総体とは、特別会計収支 8 億ユーロを加味したもの。財政赤字 822 億ユーロは「歳入 (2,985 億ユーロ) - 歳出 (3,799 億ユーロ) + 特別会計収支 (8 億ユーロ)」で算出される。

下げる。

## ・年金改革に着手

2020年での年金財政の均衡を目指し改革案を協議していた政府の諮問委員会は2013年6月14日、改革に関する報告書をエロー首相に提出した。その後、8月17日にエロー首相が基本方針を発表した。改正案には6月の報告書が提案した政策案のうち、被保険者期間の延長や年金保険料の引き上げを盛り込む一方、労働組合の反発が根強い公務員向け特別制度の改正を見送った。

## ・家族給付制度を改正

政府は2013年6月3日、社会保障会計の継続的な赤字要因である家族給付制度について制度改正による歳出削減策を発表した。

## d. 企業動向（現地・日系）

### <貿易収支>

#### ・2013年の貿易赤字、輸入の不振で縮小―新興国向けインフラ輸出は好調

2013年の輸出（FOB）は前年比1.3%減の4,356億ユーロ、輸入（FOB）は2.3%減の4,968億ユーロとなり、貿易赤字は612億ユーロと前年から60億ユーロ縮小した。貿易省が2月7日に発表した。一方、新興国向けインフラ輸出（契約ベース）は航空機を軸に受注を伸ばし、前年より90億ユーロ多い388億ユーロとなった。

### <自動車>

#### ・自動車産業の合理化計画が続く

自動車大手PSAプジョー・シトロエンは、国内の生産体制の再編と最大で8,000人の人員削減を含む大幅な合理化計画を2012年7月に発表しており、2014年にパリ郊外北部のオルネー工場を閉鎖する。

#### ・2013年の乗用車新車販売、2年連続で200万台割る

2013年の乗用車（新車）の販売台数は、前年比5.7%減の179万台となった。縮小幅は前年（13.9%減）から改善したものの、過去15年ぶりに200万台を切った前年（190万台）をさらに割り込んだ。2014年は景気を持ち直しを受けて、小幅ながら増加すると見通され

ている。フランス自動車工業会（CCFA）が1月2日に発表した統計によると、2013年の乗用車の新車販売台数は前年比5.7%減の179万473台となった。景気低迷による雇用情勢の悪化や緊縮財政を受けた増税措置の導入などから、新車購入意欲の冷え込みが続いた。

## <化粧品>

### ・ロレアル、アジア市場が牽引し業績好調

化粧品大手ロレアルが2013年7月16日発表した2013年上半期の決算報告書によると、世界の売上高（既存店ベース）は前年同期比5.4%増の約117億ユーロに増加した。このうち、アジア大洋州地域の事業は8.0%増の22億4,020万ユーロであった。アジア大洋州地域では、日本市場を除く売上高が9.2%増で、韓国市場が振るわない一方、インドネシア、インド、中国など業績が好調となった。

## <日系企業>

### ・進出日系企業が多様化

日系企業のフランス進出の動きは多様化しており、自動車分野では2013年、トヨタがバランシエンヌ工場で生産しているハイブリッド車「ヤリス」がフランス原産保証（Origine France Garantie）ラベルを取得し、北米向けの輸出を開始。また、製造業の中には、研究開発（R&D）拠点をフランスに設置する企業も増えている。食品分野では、サントリーによる清涼飲料オレンジナ・シュウェップス・グループ買収や、ニチレイの低温物流事業会社買収およびリヨンにおける物流センター稼働などがある。また新たなビジネスモデルとして、ファーストリテイリングによる女性向け衣料ブランド「コントワー・デ・コトニエ」を展開するクリエーション・ネルソンの経営権取得やパリでの店舗展開、楽天の電子商取引サイト運営プライスマニスターおよび物流アルファ・ダイレクト・サービスの買収による電子商取引ビジネスの強化などがある。

### ・2013年日本車販売台数は増加

フランス自動車工業会（CCFA）が1月2日に発表した統計によると、2013年のフランスにおける日本車の販売台数は、トヨタが7万4,692台と前年より5.5%増加した。同社は「プリウス」「オーリス HYD（ハイブリッド）」に続いて2012年6月に「ヤリス HYD」を市場投入し、環境報奨金の引き上げを受け拡大したエコカー需要を取り込んだ。欧州電気自動車協会（AVERE）調べによると、トヨタブランドが5割以上を占めるハイブリッド車

の新車販売台数は、2013年1～11月に4万1,430万台（小型商用車を含む）と前年同期比で65.6%増加した。

## (3) 英国

### ① 政治動向

<2011年10月24日>

#### ・EU加盟の国民投票実施を求める動議が否決

→下院で、脱退を含む EU 加盟の在り方を問う国民投票の実施を求める動議があり、総数 650 票のうち反対 483 票、賛成 111 票の反対多数で否決された。動議は、長引くユーロ危機と英国の EU に対する影響力低下への懸念から 10 万名以上の請願が集まったとして、下院ビジネス委員会の与党・保守党デビット・ナットール議員が要請していた。輸出の 50% 以上が EU 圏向けと最も重要な市場である点、欧州危機が深刻化する中で EU の結束力が試されており加盟の是非を問う時ではない点などを強調し、反対を呼び掛けていたが、与党保守党から 80 名以上の賛成票が投じられた。

<2011年12月9日、12月13日>

#### ・財政協定の導入に反発、議会は賞賛

→キャメロン首相は、12月9日の欧州理事会で、EU加盟国の財政規律を強化する財政協定の導入に反発。同協定の柱となる金融規制からロンドン・シティの除外を求めたため、英国を除く EU26 カ国で新条約の制定を目指すこととなった。

議会は 12 月 13 日、キャメロン首相の EU 首脳会議での行動を称賛する動議を賛成多数で決議。一方、保守党と連立政権を組む自由民主党は親 EU 路線で、多くの議員が 13 日の動議を棄権した。

<2012年11月20日、11月23日>

#### ・EUに効率化を求める

→11月20日、国内最大の経営者団体である英国産業連盟（CBI）の年次総会で、キャメロン首相は EU 予算の効率化を求めつつ、引き続き積極的に関与していくと述べた。続いて登壇した、EU 残留（支持）派が多い野党・労働党のミリバンド党首（影の首相）も、輸出の過半を占め、5 億人の欧州単一市場を守るために、EU にとどまり中から改革をリードすべきと訴えた。

また、キャメロン首相は 11 月 23 日の記者会見で、政府職員の約 1 割削減、行政管理コストの約 3 割削減、年金改革など、国内で厳しい緊縮財政に取り組む一方で、EU では 200 人を超える欧州委員会職員がキャメロン首相を上回る報酬を得ており、さらにブリュッセル

ルに30年以上住んでいても非ベルギー国籍の場合は本俸の16%の駐在手当が付くとして、真剣に削減に取り組むべきと非難した。また、コスト削減効果の一例として、総人件費の10%削減で30億ユーロ、定期昇給停止で15億ユーロ、職員への特別減税見直しで10億ユーロ、年金制度の見直しで15億ユーロなど、計70億ユーロに上る試算結果を発表している。

<2013年1月23日>

・EU加盟の是非を問う国民投票を表明

→キャメロン首相は1月23日、演説の中で2015年の総選挙で現在与党の保守党が勝利した場合、EU加盟の是非を問う国民投票を行うことを表明した。これに対し、一部の与野党内やEU加盟国首脳から懸念が示された。

<2013年6月17日、6月18日>

・G8サミット、自由貿易、課税強化、透明性向上が主議題に

→G8サミットは英国が議長国を務め、6月17～18日に北アイルランドのロックアーンで開かれた。共同声明で、最優先課題として成長促進、若年層ならびに長期失業者の雇用対策を掲げ、需要下支えや財政出動、構造改革により、世界経済の回復と成長に寄与する姿勢を明らかにしたほか、キャメロン首相がサミットに先立って強調した自由貿易の推進、公正な国際税制の構築、政府や企業による説明責任を促す透明性の向上の3分野に重点的に取り組むことで合意した。また、中東・アフリカ諸国を中心とした開発途上国支援、テロ対策、シリア情勢への対応やリビアの民主化支援が盛り込まれた。

【民間の反応】

・EU懐疑主義政党の支持率が10%に

→EU離脱論が台頭する背景には、長引く欧州債務危機と景気の停滞により、国民の間で右傾化が進んでいることがある。調査会社ユーガブと国内最大発行部数の大衆紙「サン」が発表した2012年11月21日の政党支持率では、EU懐疑主義の英国独立党が10%を獲得し、保守党が連立を組む自由民主党の9%を上回った。

・自動車業界、EU残留支持を明確に表明

→英国自動車製造販売者協会（SMMT）は2014年4月2日、「英国自動車産業とEU」と

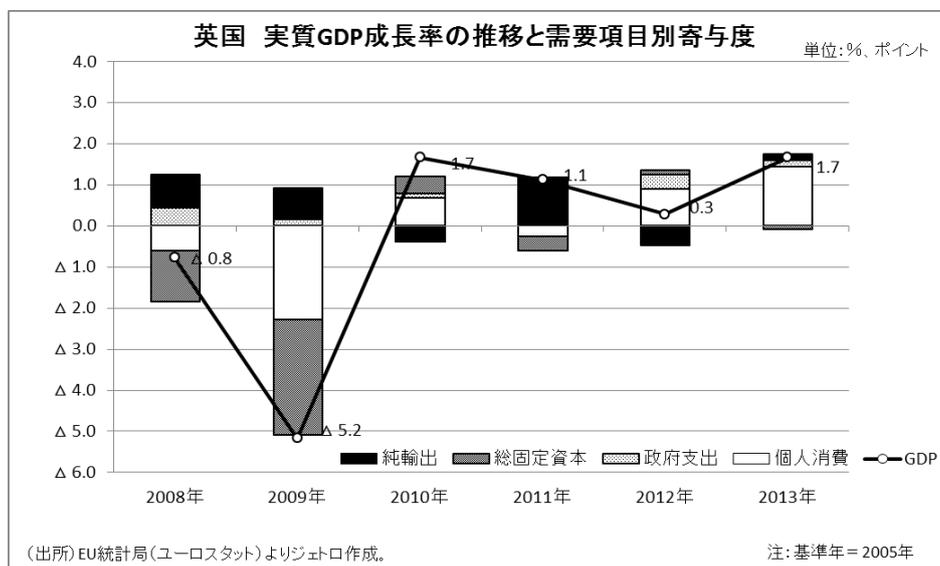
題するレポートを公表し、自動車業界として明確な EU 残留支持を示した。イノベーション促進のための資金援助、人の自由移動など EU の単一市場への参入、EU 共通基準が利点として挙げられた。

## ② 経済動向

### a. GDP 項目別

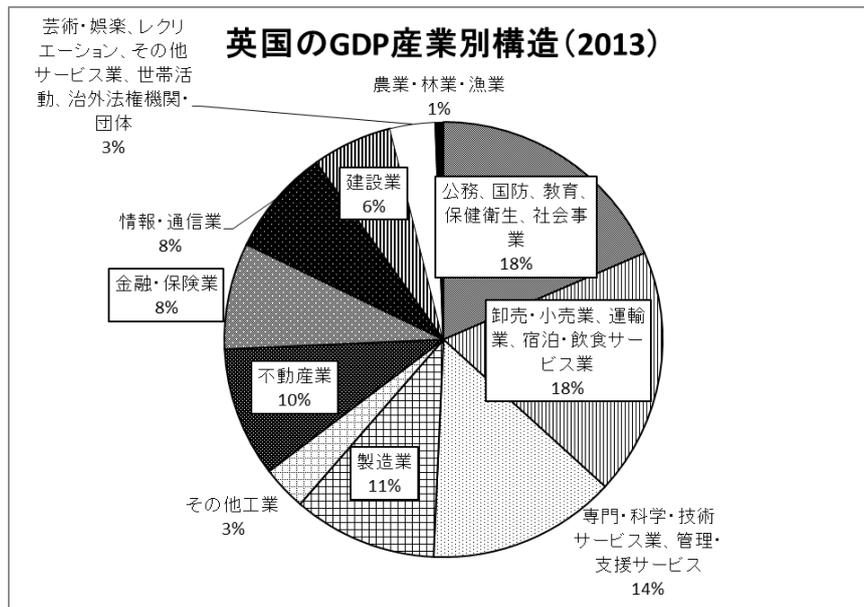
リーマン・ショックで 2008 年、2009 年の実質 GDP 成長率は大打撃を受けたが、2010 年にはプラス成長に回復、2011 年は引き続きプラス成長を維持した。国民統計局（ONS）の発表（2013 年 2 月 27 日）によると、2012 年通年の実質 GDP 成長率は 0.2%で、2011 年の 0.9%から一段と鈍化した。欧州債務危機の影響を受け、2 年連続で前年を下回る低成長が続いた。

予算責任局（OBR）が 2013 年 3 月に発表した経済財政予測によると、2013 年の実質 GDP 成長見通しを 0.6%としていたが、2013 年 12 月に 1.4%に修正。個人消費が予想を上回ったことが主な要因だ。



### b. GDP 産業別構造

第3次産業が合計で8割弱と圧倒的な比重を占めている。中でも金融サービスが強く、英国経済を支えている。



## c. 財政再建策（税制・社会保障、その他）

### ・2014年度予算案

ジョージ・オズボーン財務相は2014年3月19日、2014年度（2014年4月～2015年3月）予算案を発表した。歳出・歳入ともに前年度比プラスで、歳入が歳出を上回る伸びを示す。また、予算責任局（OBR）は2014年の実質GDP成長率見通しを、加速する民間投資の拡大を理由に2.7%に上方修正した。

2014年度予算案の中で、既に4月から法人税率を2ポイント引き下げ、21%としたのに続き、さらに2015年4月からは20%に引き下げ、G20主要国では最低水準となる予定と発表した。また、2014年4月から個人所得税の基礎控除額を1万ポンド（約172万円、1ポンド＝約172円）にし、2015年には1万500ポンドに拡大するなど、減税を中心とした政策で弾力的な経済を目指す方針を示した。

### ・中央銀行による国債買い入れ枠を拡大

イングランド銀行（BOE）は2012年7月5日の金融政策委員会（MPC）で、BOE資金を活用した国債などの資産買い入れ枠を500億ポンド増の総額3,750億ポンドに拡大すると決定した。量的緩和策の拡大は、2012年2月以来5ヵ月ぶり。2012年5月のインフレ率は2.8%と、2009年11月以来の低い水準となっているものの、インフレターゲットの2.0%を上回る状況が続いている。

## ・3つの方針

2012年12月5日、オズボーン財務相は、財政赤字削減、安定性の回復、経済再均衡、国際競争力強化を実現するために掲げる方針を発表した。

### (1) 経済の保護

金融危機の影響の継続と欧州債務危機、収入と事業コストに与えるインフレの影響に対応するため。

### (2) 成長

中国、インド、ブラジルのような新興国と競合できるよう、経済の再均衡と強化を目指し、一生懸命働き努力する者を支援する。

### (3) 公平性

公平性が財政赤字削減と経済保護の基盤。年金生活者や弱者を支援しながら、成長を促す革新的な税制と、持続可能な福祉システムの構築を目指す。

## d. 企業動向（現地・日系）

### ・2013年の乗用車生産は前年比3.1%増え150万台に

2013年の自動車生産台数は前年比1.3%増の159万7,433台だった。乗用車は国内向けや欧州以外への輸出が大幅に増加し、150万9,762台（3.1%増）に達した。乗用車生産台数の3割を占める日産は、50万1,756台（1.7%減）と引き続き英国最大のメーカーの座を守った。商用車は8万7,671台（21.7%減）と、フォードのサウサンプトン近郊の商用車生産工場の閉鎖により、大きく減少した。

### ・2013年の新車登録台数、過去5年で最大に

2013年の新車登録台数は前年比11.2%増の259万2,028台だった。うち乗用車が10.8%増の226万4,737台と22ヵ月連続のプラス成長、商用車が14.7%増の32万7,291台となり、乗用車・商用車ともに過去5年で最大を記録した。日系メーカーの乗用車登録台数は10.9%増の34万7,306台と好調だった。

### ・オフジェム、競争市場局に電力・ガス市場の調査を要請

電力・ガス規制機関のオフジェムは2014年3月27日、競争市場局（CMA）に対して電力・ガス市場の調査を要請した。調査結果次第で「ビッグ6」と呼ばれる6大事業者の分割といった措置が取られる可能性がある。エネルギー価格の高騰が社会問題化する中、エネ

ルギー大手 SSE は 3 月 26 日、家庭用電力・ガス料金を 2016 年 1 月まで凍結する方針を明らかにした。

・ **中小企業対象に輸出金融スキームを拡充**

ビジネス・イノベーション・職業技能相のビンセント・ケーブル氏は 2014 年 4 月 1 日の英国商工会議所年次総会で、中小企業の国際化を支援するための輸出金融スキームについて紹介した。英国企業の 2 割しか輸出を行っていない現状に対する危機感から、中小企業が持つ輸出への不安感を払拭（ふっしょく）するのが狙い。同相は、輸出のメリットは貿易赤字の改善以外に生産性向上や研究開発の促進などもあると説明した。

## (4) イタリア

### ① 政治動向

<2011年11月3日>

#### ・IMFの監視下に

→フランスのカヌヌで11月3~4日に行われたG20首脳会議で、欧州委員会のバローゾ委員長はイタリア政府がIMFの監視を受けることに合意したと発表。

<2011年11月16日>

#### ・モンティ内閣、発足

→ベルルスコーニ首相の辞任に伴い、11月13日にナポリターノ大統領は新首相に元・欧州委員会競争政策担当委員のマリオ・モンティ氏を指名した。その後、新内閣が発足。モンティ新内閣は有識者16人から構成されるテクノクラート（実務家）内閣で、議員は入閣していない。なお、経済・財務相はモンティ首相が兼任。

<2012年7月5日>

#### ・緊急歳出削減策を閣議決定

→政府は2012年に45億ユーロ、2013年に110億ユーロ、2014年には111億ユーロの歳出削減を目指すとしている。

<2012年7月11日>

#### ・経済・財務相にビットリオ・グリッリ氏を指名

→2011年11月の政権発足以来、モンティ首相が兼務してきた経済・財務相に、同省副大臣を務めてきたビットリオ・グリッリ氏が後任として指名された。

<2012年12月8日>

#### ・モンティ首相が辞任を表明

→モンティ首相は、2013年の予算案可決後に首相を辞任することを表明。2013年の予算案をイタリア議会が可決したことをうけ、辞任した。

<2013年2月24日、25日>

#### ・議会総選挙を実施するも、政権樹立ならず

→モンティ首相の辞任表明をうけ、総選挙が実施された。下院（定数 630）では、ピエル・ルイジ・ベルサーニ書記長〔民主党（PD）〕率いる中道左派連合が最大の得票率 29.5%を獲得した。下院では最大得票率を獲得した政党連合に 340 議席が与えられるため、中道左派連合が過半数の議席を獲得した。上院（定数 315）では PD が単独で最大得票率 27.4%を獲得したものの、中道左派連合全体でも過半数には届かず、上院では過半数を得た政党や政党連合はなかった。上下両院で第一党となった中道左派連合のベルサーニ書記長は、連立政権樹立に向け他党と協議するも政権樹立は難航した。

<2013 年 4 月 2 日>

・**専門家や政治家 10 名によるワーキンググループの初会合開催**

→困難を極めた新政権樹立に対し、ナポリターノ大統領は、専門家や政治家 10 人からなるワーキンググループを開催、経済・政治分野における制度改革の策定に取り組み、政治難局の打開を図った。国家統計局（ISTAT）局長のエンリコ・ジョバンニーニ氏、イタリア銀行副総裁のサルバトーレ・ロッシ氏やモンティ内閣で欧州担当相を務めるエンツォ・モアベロ・ミラネージ氏などが参加した。

<2013 年 4 月 20 日>

・**ナポリターノ大統領の続投決定**

→新大統領選出に向けた投票が 3 日間にわたって実施され、6 回目の投票でナポリターノ大統領の続投が決定した。同大統領は難航している政権樹立を、民主党（PD）の副書記長エンリコ・レッタ氏に委ねた。ベルサーニ書記長は、大統領擁立失敗の責任をとって書記長を辞任。

<2013 年 4 月 28 日>

・**エンリコ・レッタ連立政権が発足**

→総選挙後約 2 ヶ月にして、民主党（PD）の副書記長エンリコ・レッタ氏率いる新連立政権が誕生した。モンティ政権時に試験的に導入された新しい固定資産税（IMU）と付加価値税（VAT、イタリアでは IVA）の引き上げの見直しなどが争点となっている。

<2013 年 6 月 26 日>

・**2013 年 7 月 1 日に予定されていた付加価値税（VAT、イタリアでは IVA）の 21%から**

22%への引き上げが、2013年10月1日に延期されることが閣議決定された。

<2014年2月22日>

## ・マッテオ・レンツィ連立政権が発足

→エンリコ・レッタ氏が2月14日にジョルジョ・ナポリターノ大統領に辞意を表明、同大統領は各党との協議の結果、民主党（PD）の書記長だったレンツィ新内閣の組閣を指示した。レンツィ氏は、政治や経済の構造改革が遅れているとして、レッタ内閣への批判を強めていた。首相としては最年少の39歳で、憲法、および選挙制度の改革、行政・財政改革、労働に係る諸課題に対して早急に改革を打ち出していくと明言した。なお、優先課題となっている経済や労働分野の閣僚については、テクノクラートが起用された。

## 【民間の反応】

### ・ゆっくりとした回復基調へ

→最大の民間産業団体であるイタリア産業連盟の研究所は、2014年の実質GDP成長率予測をISTATと同様の0.7%と予測（2013年9月発表）しており、景気後退局面から脱するとみている。項目別では、個人消費が前年比0.1%減と回復を悲観的にみている一方、輸出（2.9%増）や総固定資本形成（1.2%増）が回復し、在庫の調整も進むとしているが、経済全体の回復のペースは遅いと指摘している。

### ・落ち込む民間消費

→生活協同組合は、国民の80%が辛うじて受け入れることができる水準の生活を強いられていると指摘した。VAT増税を中心とした財政措置の影響で、民間消費は落ち込むとしている。イタリアの自動車業界も厳しい状況が続いており、イタリア自動車工業会（ANFIA）によると、2013年の乗用車登録台数は前年比7.03%減の130万4,345台となった。2007年に過去最高の249万4,115台を記録して以降、2008年のリーマン・ショックや2011年の欧州債務危機に伴う景気低迷により、この6年間で約120万台減少した。長引く景気低迷と先行き不安、燃料費の高騰や緊縮財政による国民負担の増加などから、自動車市場は縮小しており、引き続き厳しい状況が続くとされている。

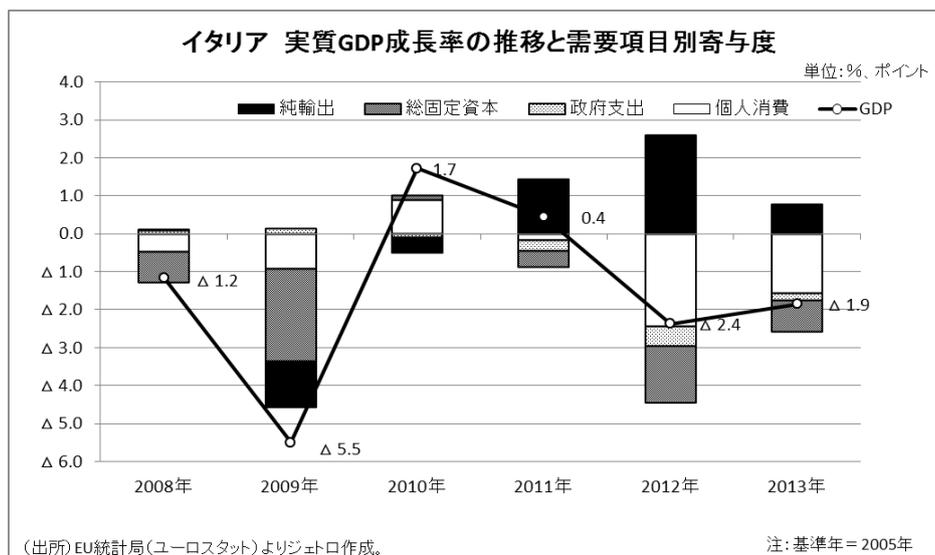
## ② 経済動向

### a. GDP 項目別

GDP 規模は南欧諸国最大で、ユーロ圏ではフランスとドイツに次ぐ。ISTAT（イタリア国家統計局）は 2013 年の実質 GDP 成長率をマイナス 1.9%とした（2014 年 5 月 5 日発表、暫定値）。輸出は堅調に推移しているものの、内需と政府消費支出の落ち込みが激しく、経済全体をプラス成長に押し上げるほどの勢いはない。経済の飛躍的回復は期待できず、政府は 2013 年の総固定資本形成については 5.3%減と予測、足元の設備投資は脆弱（ぜいじゃく）である（2013 年 9 月時点）。

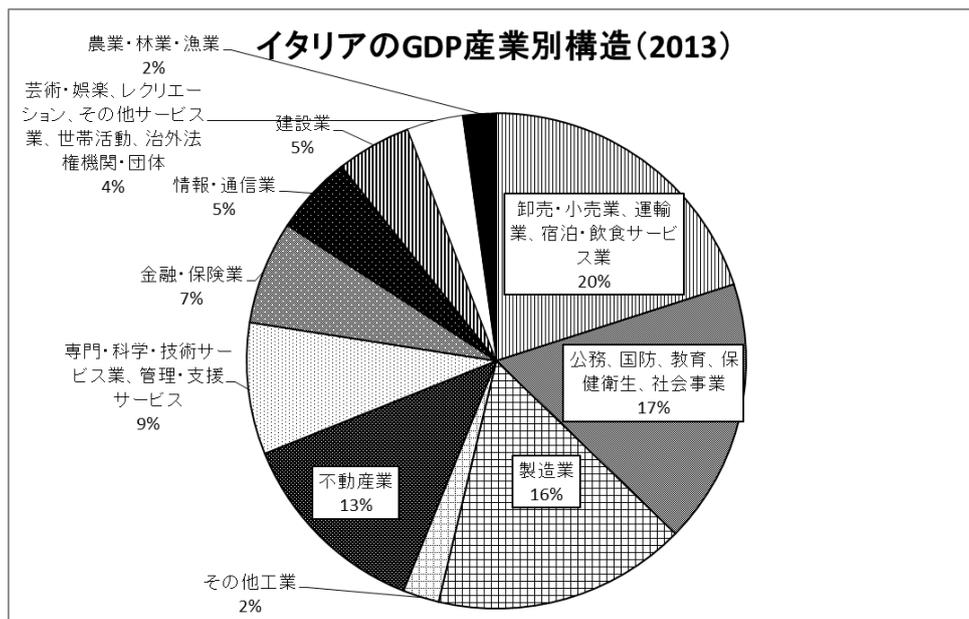
一方、2013 年第 4 四半期の実質 GDP 成長率は、前期比マイナス 0.9%と第 3 四半期のマイナス 1.9%から 1.0 ポイントも上昇している。前期比では 0.1%と第 3 四半期の 0.0%からプラス成長に転じており、緩やかな回復基調の兆しがみえてきた。個人消費は前年同期比で 1.4%減、総固定資本形成は同 3.4%減と内需は落ち込んでいるものの、輸出が同 1.0%増と外需が経済をけん引している。

政府は 2014 年の実質 GDP 成長率を 1.0%と予測。景気後退局面から脱して 3 年ぶりのプラス成長となる見通し。ただし、経済成長は引き続き外需依存の構造が続き、内需は依然として脆弱。新興国の経済状況や公的機関の債務返済の進展などに成長率も大きく左右される可能性もあり、引き続き動向には注意を払う必要がある。



## b. GDP 産業別構造

自動車や機械を始めとする製造業が約 2 割と比重が大きい。約 450 万ある企業の 95%以上を中小零細企業が占めており、繊維・アパレル、靴や家具など伝統的品目部門は輸出比率が高いが、グローバル化の進展やリーマン・ショック、欧州債務危機の影響から近年低迷が続いている。



## c. 財政再建策 (税制・社会保障、その他)

### ・規制緩和策を閣議決定

政府は 2012 年 1 月 20 日、EU などから求められていた規制緩和策を閣議決定した。これは財政再建策の一環で、規制緩和を実施することで経済成長を促すねらい。

### ・ムーディーズ、イタリア国債を 2 段階引き下げ

格付け会社ムーディーズは、2012 年 7 月 13 日、イタリア国債の格付けを「A3」から「Baa2」に 2 段階引き下げた。ムーディーズは今後の格付け見通しを「ネガティブ」とし、その理由として、政府が打ち出している改革が実際に実施されるか不透明であること、経済状況の悪化が国民の消費を減少させ改革疲れを生じさせていることを挙げた。経済構造改革の着実な実行と景気の浮揚が今後の格付けを大きく左右させるとしている。

## ・VAT 税率の引き上げは先送り

2012年10月から予定していたVAT税率の引き上げ(21%→23%)は、国民の反対が根強かったこともあり、2012年7月に閣議決定された緊急歳出削減策の中で2013年7月から先送りされた。エンリコ・レッタ新政権成立後は、VAT税率の引き上げの見直しが大きな争点となっており、2013年7月に予定されていた引き上げ(21%→22%)は、2013年6月の閣議決定で、2013年10月1日に延期された。

## ・VAT 税率の引き上げ

延期されていたVAT税率の引き上げが、2013年10月1日実施され、21%から22%となった。

## d. 企業動向（現地・日系）

### ・2013年の国内自動車生産台数は6年連続の減少

2013年のイタリア国内の自動車生産台数(商用車、トラック、バスを含む)は、65万8,207台と前年をわずかに下回り、6年連続の減少となった。乗用車の生産台数は前年比2.1%減となり、この5年間で半減している。乗用車の輸出台数も2001年から連続して減少しており、イタリア国内の自動車生産を取り巻く環境は依然として厳しい。

### ・イタリア経済の構造的問題

イタリアの有識者や日系企業による「イタリア経済の問題点」に関する共通の認識は「硬直的な労働市場」と「中小企業の国際競争力の弱さ」。主に構造的問題で、欧州債務危機以前から根深く横たわっている問題だ。

硬直的な労働市場について、概して南欧諸国は労働者の権利保護の色合いが強く、賃金切り下げや解雇が難しいといわれる。

ボッコーニ大学経済学部のフィリップピニ教授は「労働者が解雇されたとき、裁判所に訴えることが容易にでき、多くの場合、裁判所は労働者の正当性を認め、解雇は不当だと判断し、労働者の職場復帰を企業に強制していた。特に現在のような悪い経済状況下では、労働者に有利な判定に傾き、保護する傾向にある」と説明する。

また、現地主要銀行のアナリストは「正社員としていったん雇用すると、企業は基本的に解雇できない。従って、企業も新たに正社員を雇用することをためらっており、非

正規（派遣）社員の雇用に流れている。その結果、正社員の職につけない若年層の失業率が上がる、という悪循環に陥っている。この解決には柔軟性のある（企業が必要に応じて解雇しやすい）労働市場に改革していく必要がある」と訴える。

イタリアでは、各企業は労働条件や最低賃金などを規定した、産業ごとの労働協約を順守する必要がある。同協約は労働組合団体と雇用主団体が全国規模の集団交渉を行って定期的に改定されるが、各社は同規定に従う必要があり、柔軟に労働条件などを変更しづらい仕組みになっている。

モンティ政権は、硬直的だと長年批判の的となってきた労働市場について改革に着手しており、労働市場改革に関する法律が2012年7月18日から施行された。労働契約制度や失業保険制度の見直し、不当解雇の際の労働者保護などを通じて柔軟化を図りつつ解雇を抑制することを試みている。しかし、その規定の内容が曖昧な部分も多く、実際の効果は疑問視されているのが現状だ。

中小企業の国際競争力の弱さについては、イタリアにはかばん、靴、アパレルに代表される優れた中小企業があるが、その企業規模に問題があるという。

先のアナリストは「国際競争が激化している中、勝ち残るためには小規模な企業サイズでは対応できなくなってきた。企業は投資を積極化し、低付加価値製品から高付加価値製品へのシフトを加速しなければいけない。だが、個々の企業規模が小さすぎて効率的な変革ができていない。世界で戦うためには、もっと経営統合を進めてスケールメリットを出すべきだ。緊縮財政で国内需要が減退するのは確実で、海外市場を獲得、つまり輸出しないと生き残れない」と危機感を募らせる。

ただ、小規模の企業が多いことには理由があり、このアナリストによると、「従業員が15人以下の場合、解雇が比較的しやすいというメリットがあるからだ。16人以上になると硬直的な雇用制度が適用されるため、企業は規模を大きくしようとするインセンティブを持ってない」という。つまり、フィリッピニ教授が指摘した、裁判所が不当解雇と判断した場合は労働者を職場復帰させる規定は、15人以下の企業は対象にならないということだ。ここにも硬直的な労働市場の問題が横たわる。

## (5) スペイン

### ① 政治動向

<2012年4月27日>

#### ・「財政安定プログラム」を閣議承認

→政府は4月27日に「財政安定プログラム」を閣議承認し、4月30日に欧州委員会に提出した。その中で、2013年の付加価値税（VAT）率引き上げを事実上決定するなど、2016年の財政均衡（赤字ゼロ）を目指した、中期的な財政再建を行う方針を示している。

<2012年6月9日>

#### ・EUに最大1,000億ユーロの銀行支援要請へ

→スペイン政府は住宅バブルの不良債権問題でスペインの金融システム不安が高まる中、国内銀行の資本増強を目的とした資金支援を近くEUに要請する方針を前倒しで発表した。ユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）もこの発表を受け、最大1,000億ユーロの支援を行うことで合意したとの声明を出した。支援は欧州金融安定ファシリティー（EFSF）および欧州安定メカニズム（ESM）から受け、スペイン政府が金融再編基金（FROB）を通じて各支援行に注入する。

<2012年7月13日>

#### ・「予算安定・競争力向上法」の緊急実施を閣議決定

→VAT税率の引き上げ（2012年9月から標準税率18.0%→21.0%など）や失業給付削減を含むもので、7月11日にラホイ首相が発表した2014年末までの総額650億ユーロの追加緊縮財政措置の根幹をなす。

<2013年2月14日、3月5日、3月6日>

#### ・RE電力買い取り制度におけるフィードインプレミアム（FIP）方式の適用廃止などを含む買い取り価格の引き下げを緊急施行

→政府は2013年初からの市場電力価格に変動プレミアム価格が上乗せされるFIP方式の廃止と、電力買い取り価格改定ベースの変更を柱とする「電力システム緊急措置法（勅令第2/2013号）」を施行した。2012年末に270億ユーロに膨らんだ電力システムの累積赤字に歯止めをかけることが目的。

<2013年3月>

・2012年の財政赤字目標達成ならずも、財政支援プログラムは概ね順調

→欧州委はスペインに対する財政支援プログラムの実施状況について、ECBとの共同調査に基づくレビュー第2弾を発表。2012年12月のESMからの銀行への資本注入を受け、金融市場が安定を取り戻したと評価。しかし、高失業率や不況、債務削減の圧力などからマクロ経済の情勢は依然厳しいと指摘。また、2012年の財政赤字は6.7%（スペイン政府2月発表の数字）と目標（6.3%）を達成できなかった。レビューはこれまでの財政再建策を評価しつつも、さらなる努力が必要とした。

<2013年8月>

・公共医療サービスを民間に拡大、医療ツーリズムででこ入れ

→スペイン政府は公的医療サービスを民間医療機関にも広げる方針だ。年間5,000万人以上の外国人が訪れる観光大国スペインは、西欧の中では相対的に安価で質の高い医療が受けられるにもかかわらず、医療ツーリズムにはあまり熱心とはいえなかった。医療サービスを受ける外国人の大多数が公的医療サービスを利用するEU市民だからだ。政府の打ち出した方針で、民間医療機関を中心に医療ツーリズム誘致の動きが活発化している。

<2013年12月>

・5ヵ国に対し安定・成長協定違反のリスクを指摘-欧州委

→欧州委員会は11月15日、ユーロ圏のマクロ経済支援プログラムを実施中の4ヵ国（ギリシャ、アイルランド、キプロス、ポルトガル）を除く13ヵ国と、非ユーロ圏3ヵ国（リトアニア、クロアチア、ポーランド）が提出した予算案に対する意見を発表した。欧州委は今回初めて、ユーロ各国の予算案（2014年度）を自国の議会が承認する前に審査し、ユーロ圏全体の財政健全化の取り組み姿勢の概観を提示した。スペイン、イタリア、マルタ、フィンランド、ルクセンブルクの予算案に対しては安定・成長協定（SGP）の基準値に沿わない可能性があるとの厳しい見方を示した。

<2013年12月>

・連邦産業院、スペインに高技能労働者の採用ミッションを派遣

→失業率がEUで最も低く、若年層でもドイツに次いで低いオーストリアで、ITや科学分野で専門の知識や技術を持つ労働者の不足が深刻となっている。連邦産業院（WKO、日本

の商工会議所に相当)は2009年から、若年層の失業率が高いスペインに人材募集の企業ミッションを派遣している。

## <2014年1月>

### ・プラス成長に転換、ビジネス規制改革に期待—2014年の経済見通し

→2009年以降、GDPはほぼ一貫してマイナス成長を続けてきたが、2014年の実質GDP成長率は0.7%まで回復する見込みだ。外需はEUの景気回復で好調を維持、内需は消費者マインドの改善や輸出好調によって緩やかに持ち直す見通し。財政難と低調な銀行貸し出しが引き続き回復の足かせとなる中、政府はビザ発給迅速化や自治州間の産業規制統一など、ビジネスに配慮した規制改革を通じて、外国からの資金流入を促す方針だ。

## <2014年1月>

### ・電力再編で再生可能エネルギー電力買い取り廃止

→バブル期の投資で発電設備がピーク需要の2倍に肥大したスペインでは、リーマン・ショック以降の電力需要の低迷で、発送配電設備の維持が困難な状況になっている。急増した再生可能エネルギー(RE)発電プラントやガスタービンコンバインドサイクル(GTCC)発電も採算性が悪化。政府は抜本的な電力システム再編に着手したが、これにはRE電力買い取り制度の廃止も含まれており、RE産業の先行きが危ぶまれている。

## <2014年2月>

### ・雇用喪失の勢いは鈍化も回復には至らず

→国家統計局(INE)が1月23日に発表した労働統計(EPA)によると、2013年第4四半期の失業率は前年同期と同じ26.0%、失業者数は6万9,000人減の590万人となった。失業者数が前年同期比ベースで減少したのは2006年以来7年ぶり。

## 【民間の反応】

### ・カタルーニャ州議会が独立住民投票に向けた宣言を承認

→スペイン東部の自治州カタルーニャの議会が2013年1月23日に主権・民族自決宣言を独立主義派のみの賛成多数で承認した。同宣言では独立国家創設はうたっていないものの、歴史的に自治意識の高い同州は主権独立を住民に問う正当性を有していると主張している。これに対し中央政府は、独立住民投票は違憲との立場を貫いている。カタルーニャ州はス

ペイン最大規模の経済規模を誇る自治州だが、州財政の悪化で緊縮財政を余儀なくされる中、国・自治州間の税収配分システムの不平等により、同州の税金が他の貧しい州への交付金として流出しているとの不満が政治家や州民の間で募っていた。2012年11月25日に前倒しで実施した議会選挙では独立運動賛成派が議席の過半数を確保した。なお、同州は2013年1月、2012年の州財政赤字が目標のGDP比1.5%を大幅に上回っていたと発表し、中央政府に前年を7割近く上回る91億ユーロの財政支援を申請している。

## ・RE業界は「電力システム緊急措置法（勅令第2/2013号）」に強い不満

→スペインの太陽熱発電協会（Protermosolar）やRE協会（APPA）などの業界団体は、緊急措置法によるFIP方式の廃止や買い取り価格改定ベースの変更などが投融资計画を狂わせプロジェクトの破綻も招きかねないとして反発。「大手電力企業に配慮して送配電コストの削減を行わず、RE買い取り制度コストの拡大を強調し、RE産業を悪者呼ばわりする政府の態度は許し難い。配電事業も行う大手電力企業と違って、IPPは発電コスト上昇を電気料金に転嫁できない。RE産業は政府にはしごを外され、このままでは低迷する」と批判した。

## ・2013年のスペイン 治安の悪化はみられず

→日本のメディアではデモやストライキの様子が重点的に取り上げられるため、危険なイメージを持たれているかもしれないが、景気悪化に伴う治安の悪化などはない。2007年と2013年の世論調査を比べると、スペイン人が問題と感じていることは、治安や移民、テロなどが大きく減り、逆に、失業や経済、腐敗、政治に問題を感じている人が急増した。

## ② 経済動向

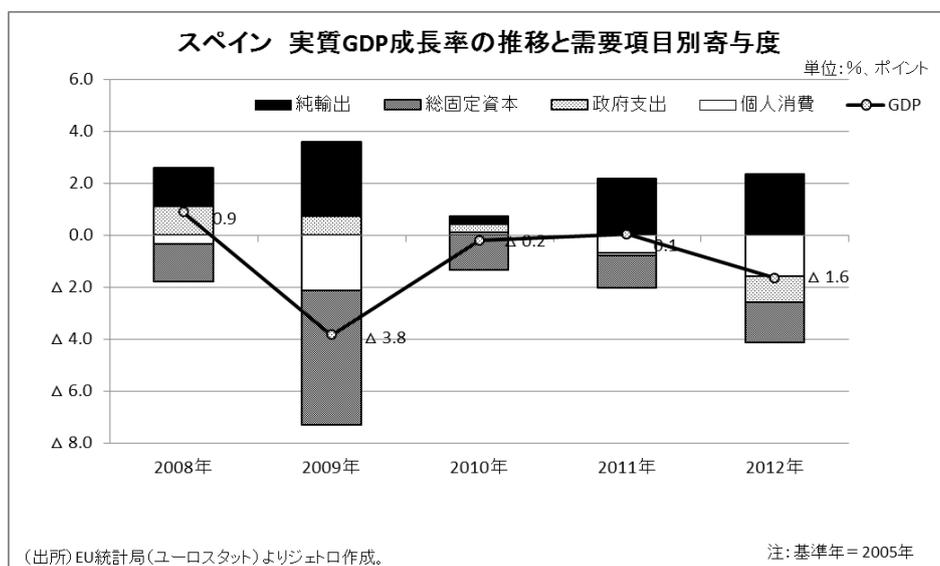
### a. GDP項目別

2013年のスペイン経済は、第3四半期の実質GDPが10四半期ぶりにプラス成長に転じ、景気底打ちの兆しがみられる。マリアノ・ラホイ政権による構造改革政策が進む中、日本とスペイン両国企業の中南米など第三国市場での協業や提携の動きが活発化している。

スペイン経済は、2013年第3四半期の実質GDP成長率が0.1%となり、10四半期ぶりにわずかではあるがプラス成長に転じた。輸出・観光の好調が大きな要因となっており、欧州経済全体の底打ち感や製造業・設備投資の回復、個人消費の下げ止まり傾向もみられる。また、家計・企業・政府のバランスシートの調整も進んでいる。債務については、2008

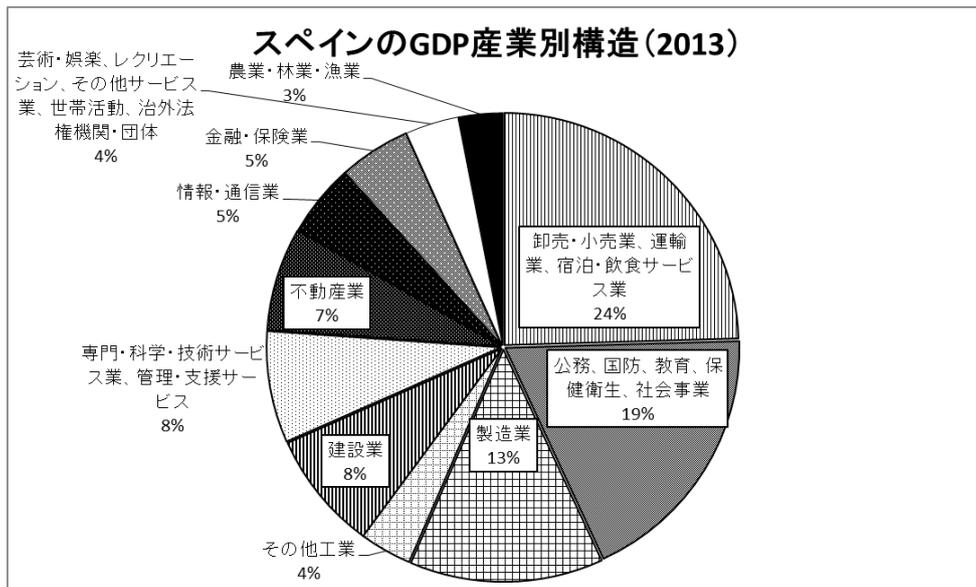
年以降、政府部門は急速に拡大したが、民間部門は、2011～2013年に少しずつ改善傾向にある。

2014年については、政府はGDP成長率を0.7%と予測している。欧州委員会やIMFなどの予測はもう少し低いですが、それでもいよいよ通年で、6年ぶりにプラス成長に転じると期待されている。外需の寄与度は依然として大きく、輸出も堅調が見込まれるが、内需面でも、個人消費や固定資本形成がプラスに転じると見込まれる。ただ、雇用の拡大や財政赤字削減の目標達成は困難な見通しだ。



## b. GDP 産業別構造

第3次産業が約7割を占めており、特に観光業などの宿泊サービスも一定の規模を有する。また、前述の住宅建設ブームの影響もあり、建設や不動産も他の欧州諸国よりも比較的シェアが大きい。

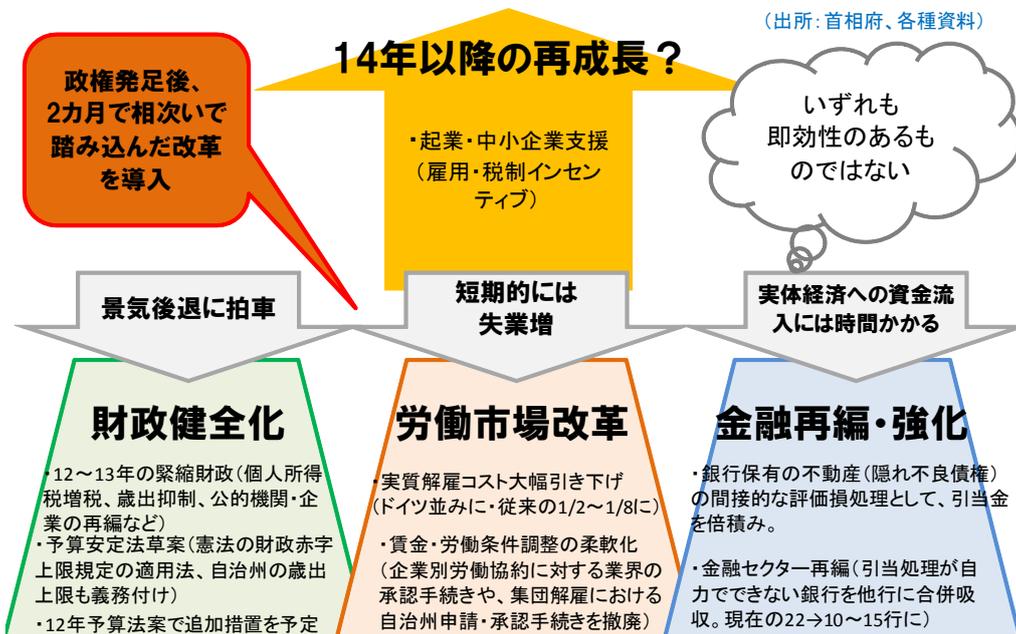


## c. 財政再建策（税制・社会保障、その他）

- ・ラホイ新政権の財政・構造改革案は財政健全化、労働市場改革、金融再編・強化の3本柱

## スペイン・ラホイ新政権の財政・構造改革

(出所: 首相府、各種資料)



現ラホイ政権の発足1年目は(1) 財政健全化、(2) 労働市場改革、(3) 金融再編・強化、

の3本柱を実行してきた。財政面は3年連続の超緊縮策を実施したが、思ったように税収が伸びず、引き続き行う必要があるとみられる。また、労働面では集団解雇規制の緩和や正規解雇コスト引き下げなどにより、硬直的といわれる制度の改正を進めている。金融面では、EUの金融セクター支援を受けるなど、不良債権処理を加速させるなどしている。

こうした改革が一部順調に進んだことを受け、ラホイ首相は2年目の方針として持続的な再成長を目指すことを掲げた。具体的には起業・中小企業の支援や（市町村の）行政機構改革、電力システム改革などを打ち出している。また、年金改革にも着手する必要があるとの認識のようだ。2014年も増税や公務員の人件費削減など、緊縮財政に変わりはないが、教育や研究開発（R&D）への予算配分を多くすることで、十分とはいえないがめりはりをつけ、政府として成長重視の意思表示をしている。

## ・構造改革の1つの焦点、「労働市場改革法」

政府は構造改革の1つとして、「労働市場改革法」を緊急立法し2012年2月12日より暫定施行している。今回最優先事項として挙げたのは「いかに解雇せずに企業を維持・存続させるか」という点だ。不況となってから、企業が経営環境の変化に対応するべく事業再編・集約を行う上で、硬直的な「地域・業種別の」集団労働協約が足かせとなり、解雇や企業倒産の増加の一因となってきた。スペインの労働市場の硬直性とはまさにこの点であり、正規・非正規雇用の二重構造を生み出す背景となっている。

<2014年2月>

## ・パート規制の緩和や失業対策で雇用純増目指す—政府が労働市場改革第2弾—

→2012年2月の「労働市場改革法」施行から2年。2013年第4四半期の失業率は26.0%と依然として高い水準だが、失業率悪化に歯止めがかかり、労働市場の調整は収束しつつある。しかし、2013年後半からの景気回復は雇用には反映されておらず、政府は労働市場改革の第2弾として、パートタイム労働規制緩和などで2014年半ばの雇用純増を目指す。また、EUの若年者雇用イニシアチブで最大の受益国として2014～2015年の2年間に20億ユーロ規模の若年失業対策を予定している。

## ・景気悪化覚悟の追加緊縮措置を緊急実施

政府は2012年7月13日の閣議で、付加価値税（VAT）率の引き上げや失業給付削減を含む「予算安定・競争力向上法」の緊急実施を決定した。今回の措置は11日にラホイ首相

が発表した 2014 年末までの総額 650 億ユーロの追加緊縮財政措置の根幹をなす。

具体的な措置の要点は以下のとおり。

## d. 企業動向（現地・日系）

### <金融>

#### ・2013 年上半期の対内直接投資は不動産中心に回復の兆し

2013 年上半期の対内直接投資は 66 億 2,900 万ユーロと、前年同期の引き揚げ超過から小幅ながら回復した。金融セクターの再編が進行する中、金融・銀行・保険分野での出資・買収が活発なほか、不良債権を処理するバッドバンクなどによる不動産のまとめ売りが本格化し、外国ファンド主導で不動産市場が活況を取り戻しつつある。また、アジアの政府系ファンドによる投資分散や、新興国からの投資の拡大もみられる

### <不動産>

#### ・本格的な回復は 2013 年後半からの見込み

長らく低迷していた対内不動産投資が、外国の機関投資家の主導で活況を取り戻しつつある。政府が 2012 年末に設立した不良債権処理機関（SAREB）が国有銀行や弱体化した銀行から買い取った不動産のまとめ売りが、夏ごろから本格化。これと並行して、SAREB の支援を受けていない優良銀行も、外国ファンドを対象とした不動産事業部門の売却や、不動産市場の回復を視野に入れた中期的提携を加速している。また、2013 年 10 月にはマイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏が、関連ファンドを通じて建設大手 FCC の株式 6% を取得した。

#### ・住宅市場、価格低下に底打ちの兆し

スペイン経済の長期不調の根源ともいわれる住宅部門は、バブルの崩壊で販売件数、着工件数が縮小を続けており、回復の兆しはみられない。ただ、住宅価格はピーク時の約 3 割減まで落ち込んだが、価格低下に底打ちの兆しがみられる。不良債権の比率は過去最悪の 12.7%（2013 年 9 月）となり、不動産関連が占める割合も 2006 年の 32.0%から 2013 年 6 月には 65.5%と大幅に拡大しており、住宅バブル崩壊の後遺症の大きさを表している。

### <エネルギー>

#### ・ガメサ、インドのチェンナイにサービスセンター開設

スペイン風力発電設備大手のガメサは2013年12月20日、インドのチェンナイにサービスセンターを開設した。インドとスリランカの顧客向けに風力発電所の運営やメンテナンスに関するサービスを提供する。サービスセンターの開設により、独立系発電事業者の高い要求にも対応できるようになると見込んでいる。12月17日には、インドの独立系発電事業者グリーンインフラから計50メガワット（MW）の風力タービンを受注したと発表していた。

## ・ガメサ、フィリピンで風力発電プロジェクトを初受注

ガメサは10月30日、フィリピン市場で初めて風力発電プロジェクトを受注したと発表した。日本の総合商社の兼松が建設する風力発電所に計54メガワット（MW）のタービンを供給するほか、保守サービスを6年間提供する。インドでも同月に計54MWの受注を獲得した。インドのプロジェクトは風力発電所の開発から10年間の保守サービスまでを含む包括的な契約となっている。

## <自動車>

### ・2013年国内の新車登録台数は前年比3.3%増

2013年の新車登録台数は、前年比3.3%増の72万2,703台と3年ぶりに持ち直した。個人消費は依然として弱含みだが、新車買い替え補助金制度により需要が喚起されており、自動車業界は同補助金の実施継続を求めている。メーカー・車種別では小型車に強い欧州勢が補助金で復調したほか、景気回復期待で一般車より1ランク上の「お手ごろプレミアム帯」における販売拡大が注目されている。

### ・2013年の国内の自動車生産台数は、前年比9.3%増

2013年の国内の自動車生産台数は、輸出の好調や新車買い替え補助金制度による需要の回復を受け、前年比9.3%増の216万3,338台となった。賃金抑制や労働条件の弾力化が功を奏して新規受注が活発化しており、2014年は240万台への増加が見込まれる。輸出台数は8.7%増の187万9,974台。フォードがバレンシア工場での生産を強化したことで対米輸出が急増した。

## <鉄道>

### ・鉄道産業の振興

スペイン国鉄（レンフェ）とフランス国鉄（SNCF）は2013年12月15日、両国を結ぶ直通高速鉄道4路線の共同運行を開始した。パリ、リヨン、マルセイユやトゥールーズなどのフランス南東部とバルセロナやフィゲラスなどスペイン北東部、マドリードの計17都市が、従来のような乗り継ぎ・軌間変更の必要なく直結された。パリ～バルセロナ線は、フランス側の一部区間における高速鉄道未対応により所要時間は6時間25分からのスタートだが、今後順次短縮される予定。

## <アパレル・皮革>

### ・生産回帰の動きも

メード・イン・スペインに対する信頼回復も見られる。2000年代半ば以降、中国への生産移転が原因で産業崩壊の危機にひんしていたスペイン南部にある伝統的な皮革産業の町ウブリケ皮革製品では、ロエベ、シャネル、クリスチャン・ディオール、ランバン、エルメスなどからの受注も急速に回復しており、生産設備の拡大や雇用増大など投資が再び活発となっている。スペインの皮革製品輸出は2011年ごろから回復基調にあり、2013年には輸出額が6億ユーロ台に戻る勢いだ。

アパレルは、スペイン国内での縫製は依然としてごくわずかだが、小生産単位（ロット）・厳格な品質要求に対応可能な副資材の調達ニーズは拡大している。

## (6)ギリシャ

### ① 政治動向

<2011年11月5日>

#### ・与野党による大連立樹立に向け交渉開始

→パパンドレウ内閣に対する内閣信任投票が11月5日未明に可決され、与野党による大連立の樹立に向けて動き始めた。EUによる支援を受け入れることとなり、直近の国債償還期限での債務不履行（デフォルト）に陥ることから回避することができた。

<2011年11月16日>

#### ・パパデモス内閣、始動

→11月6日に与野党による大連立でEUによる支援を受け入れることが確実となったため、パパンドレウ首相が辞任。それに伴い、11月11日にルーカス・パパデモス元・欧州中央銀行（ECB）副総裁が新首相として就任した。その後、与党の全ギリシャ社会主義運動（PASOK）と野党の新民主主義党（ND）による与野党による大連立政権が樹立。パパンドレウ政権で財務相だったベニゼロス氏はパパデモス新内閣でも留任となった。

<2012年2月13日>

#### ・議会、緊縮財政法案を可決

→ギリシャ議会（一院制）はEUやIMFによる総額1,300億ユーロの第2次金融支援策の前提条件となる追加の財政緊縮策などを盛り込んだ法案を可決した。同法案では2012年中に公務員1万5,000人を追加で削減する案などが盛り込まれており、公務員を中心とするストライキが続いていた。

<2012年3月6日>

#### ・パパデモス首相、3閣僚の交代を発表

→パパデモス首相は3人閣僚の交代を発表した。パプチス市民擁護相の後任に開発・競争・海運相のフリソホイディス氏が、フリソホイディス開発・競争・海運相の後任に教育・生涯教育・宗務相のディアモンドプル氏が、教育・生涯教育・宗務相にバビニオティス氏が、それぞれ就任した。

<2012年3月19日>

・ベニゼロス財務相の後任にサキニディアス財務副大臣

→ベニゼロス財務相の辞任に伴い、サキニディアス財務副大臣が財務相に就任した。ベニゼロス前財務相が全ギリシャ社会主義運動（PASOK）の党首に就任するため、同相職を辞職していた。

<2012年5月6日>

・国民議会選挙で大連立解消、急進左派が躍進

→国民議会選挙で連立与党を構成する与党第1党の全ギリシャ社会主義運動（PASOK）が第3党に後退。第2党の新民主主義党（ND）が第1党として議席を確保した。しかし、緊縮財政に反対する野党の急進左翼進歩連合（SYRIZA）も躍進、さらに小政党が新たに議席を獲得し、複数政党が乱立した。連立の枠組み協議はまとまらず、再選挙へ。

<2012年6月17日>

・国民議会再選挙、ユーロ圏離脱は当面回避

→「ユーロ残留」を掲げた新民主主義党（ND）が第1党となった。NDと全ギリシャ社会主義運動（PASOK、第3党）、民主左派が新連立政権に参加。当面ユーロ圏離脱は回避できる見込み。一方で、緊縮財政の見直しを訴えた急進左翼進歩連合（SYRIZA）も躍進した。

<2012年6月21日>

・サマラス首相、就任

→第1党NDのアントニス・サマラス党首が首相に就任した。

<2012年6月23日>

・新連立政権誕生

→第1党のND、第3党のPASOK、民主左派による新連立政権が誕生した。

<2012年6月26日>

・ラパノス氏、財務相就任を辞退。次期財務相としてストゥルナラス氏

→健康問題を理由にバシリス・ラパノス氏が内定していた財務相就任を辞退したことをうけて、ギリシャ首相府は、次期財務相として、ヤニス・ストゥルナラス氏（経済産業研究財団・理事長）の起用を発表した。

<2012年7月5日>

・サマラス首相が欧州委、ECB、IMFによるトロイカ査察団と就任後初会談

→ギリシャの経済構造改革の進捗状況などについて協議した。

<2012年11月26～27日>

・追加支援を正式承認

→ユーログループで、ギリシャへの437億ユーロの融資、金利引き下げなどで合意。

また、EFSFによるギリシャへの資金拠出を正式承認（総額491億ユーロ）。343億ユーロを2012年12月中旬に拠出、残りは2013年第1四半期中に実施。

<2012年12月18日>

・ギリシャ国債の利回り低下

→大手格付け会社のスタンダード・アンド・プアーズが、依然投機的な水準とはいえ長期信用格付けを選択的デフォルトからBマイナスまで引き上げた。

<2013年2月>

・中期財政計画（2013年～2016年）が国会で可決

→中期財政計画（2013年～2016年）が大きな混乱なく国会にて可決され、EFSFによる2月分の融資（28億ユーロ）が実施された。

<2013年4月初旬>

・2014年末までの公務員削減計画などについてトロイカ査察団と合意

→中断されていたトロイカ査察団が再開され、2014年末までに合計15,000人の公務員を解雇することで合意した。公務員の解雇を巡ってデモが実施されるなど今後も更なる反発が予想される。

<2013年5月>

・公有財産の民営化が進む

→くじ公社（OPAP）の発行済み株式33%の売却が6億5,200万ユーロで合意された。  
 また、5月14日には大手格付け会社フィッチが、ギリシャの長期信用格付けをCCCからマイナスBに1段階引き上げた。

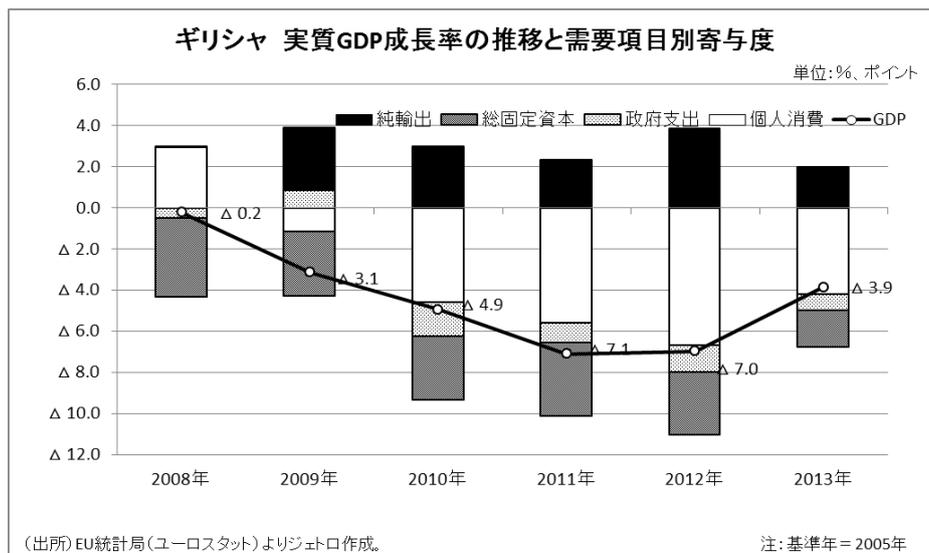
## ② 経済動向

### a. GDP項目別

欧州債務危機の発火点であり、急激な内需の冷え込みを背景に、実質GDP成長率は2011年にマイナス7.1%、2012年にマイナス7.0%、2013年にマイナス3.9%とマイナス成長が続いた。輸出は1.8%増と2012年の1.7%減からプラス成長に転じている。

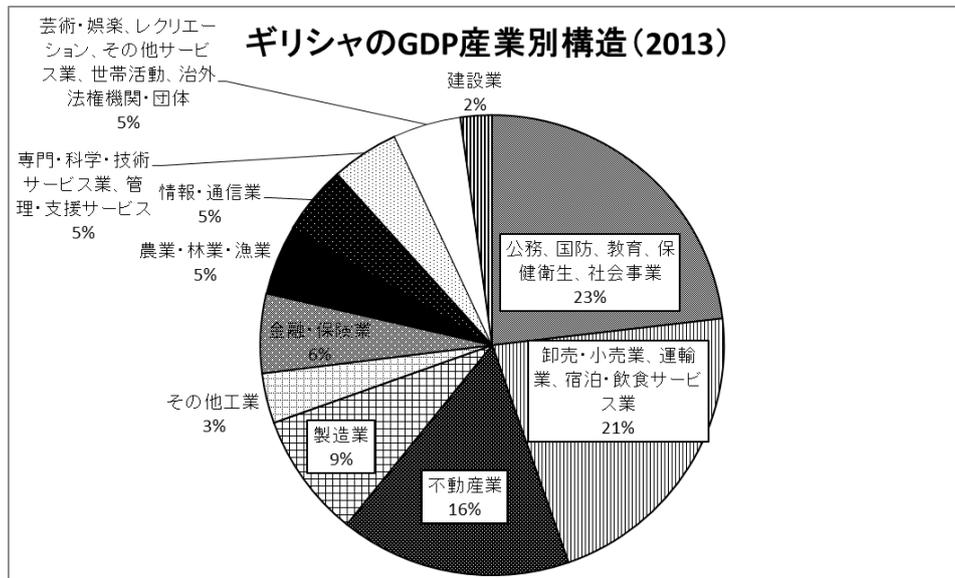
しかし、個人消費（6.0%減）、固定資本形成（6.7%減）、輸入（5.3%減）と内需の落ち込みはひどく、外需が経済を下支えている状況で、国内経済の本格的な回復はまだ遠い。ポルトガルやアイルランド同様、IMFなどの支援を受けており、財政再建策の進捗と経済をけん引している輸出や観光業が今後を左右する。

また、失業率も27.5%（2013年第4四半期）と高い状態が続いており、特に30歳未満の若年層の失業率は50%を超えている。産業構造の転換、労働市場の改善や成長戦略を含めた抜本的な改革の必要に迫られている。



## b. GDP 産業別構造

主要産業は観光や海運といった運輸や宿泊サービスで、両者合わせて2割程度を占める。他方、製造業の比率が1割を下回っており、輸出産業が脆弱である。



## c. 財政再建策（税制・社会保障、その他）

### ・選挙結果に左右されるか、増税措置

ギリシャ国民議会は2011年12月7日、歳出削減を盛り込んだ2012年度予算案を可決した。具体的には、中期財政計画（2012～15年）の実施、税制や社会保障制度の改革、さらなる民営化の推進、公的部門の統廃合などにより、歳出削減を実行していく。

2012年5月に実施された国民議会選挙は6月に再選挙となり、新民主主義党（ND）が第1党に躍進し、第3党のPASOK、民主左派と大連立を組んだ。

## d. 企業動向（現地・日系）

### <金融機関>

#### ・事業再編が進む

フランス金融大手クレディ・アグリコルは、子会社のエンポリキ銀行は銀行（ギリシャ）の全株式をアルファ銀行（ギリシャ）に1ユーロで売却することを2012年10月17日発表した。また、この売却により、約20億ユーロの損失が計上されると同社は明らかにした。同社は「同取引はギリシャの銀行システムの再編に資するものであり、同国の金融セクタ

一の回復にとっても必要不可欠な要件である」と10月17日付けのプレスリリースでコメントしている。クレディ・アグリコルは2000年にエンポリキ銀行の株式の6.7%を取得して資本参加を始め、2010年にはその持ち株を91.0%まで引き上げている。

また、ソシエテジェネラル（フランス）も、10月19日子会社のゲニキ銀行（ギリシャ）をピレウス銀行（ギリシャ）に100万ユーロで売却することを発表した。

ギリシャでは、急速に企業の資金繰りが悪化しているとされ、大手企業も財務体質の強化を急いでいる。

## <現地企業>

### ・欧州流通最大手カルフルが撤退

欧州流通最大手カルフル（フランス）は2012年6月、ギリシャ流通市場からの事実上の撤退を発表。同社はギリシャおよびキプロス市場で、これまでギリシャ資本のマリノプロス・グループとの合弁による事業展開（「カルフル・マリノプロス」ブランド）を図ってきた。今回、カルフルは合弁事業での同社保有株式の全てをマリノプロスに売却し、マリノプロスがギリシャおよびキプロスの他、アルバニアなど一部バルカン諸国での事業もカルフルの独占的フランチャイズとして継承する。

### ・ベルギーの小売り・流通大手デレーズは投資拡大

カルフルをはじめ多くの外国企業がギリシャでのビジネスを見直す中、ギリシャでスーパーマーケット「アルファ・ベータ」を展開するベルギーの小売り・流通大手デレーズは逆に投資を増やしている。同社は2012年第2四半期決算発表で、期中に同国の店舗数を6店増やし、計259店舗にしたと発表。今後も拡大を続ける計画だとしている。

## <国営企業>

・財政緊縮策の一環として、ギリシャ資産開発基金（HRADF）を中心に公有財産の民営化が進行中。

2013年5月、くじ公社（OPAP）の発行済み株式33%の売却が6億5,200万ユーロで合意された。また、7月には、国営銀行であるニュー・ポストバンクとニュー・プロトンバンクの売却先としてギリシャ4位の金融機関ユーロバンクが決定した。売却は株式交換で行われる予定。

## (7) その他周辺国

### ポルトガル

- ・新財政協定を EU 加盟国内で初めて批准（2012 年 4 月 13 日）

→ポルトガル政府は 3 月末に閣議承認した後、4 月 13 日の議会の承認をもって、新財政協定を批准した。EU 加盟国内で最初となる。

- ・2013 年予算案も厳しい緊縮財政が続く

→2013 年度予算案が 2012 年 11 月 27 日に成立した。歳入総額 705 億 8,960 万ユーロ、歳出総額 780 億 8,360 万ユーロ、収支額マイナス 74 億 9,400 万ユーロが計上されており、GDP 成長率はマイナス 1.0%と見込まれている。税負担は GDP の約 36.8%と過去 35 年間で最も高く、公的債務の削減については、その 80%が経費削減ではなく、増税によって賄われることになる。最終的には追加的増税策による国民負担を求める形となった今回予算案に関してガスパール財務大臣は、「(トロイカによる) 第 5 次審査をパスするための唯一残された政策であり、変更を加える余地は残されていない。この予算案を受け入れないということは、財政健全化プログラムを受け入れないということである」と理解を求めた。

今回明らかになった所得税増税の主な内容は次のとおり。

- ① 個人所得税標準課税率を 8 段階から 5 段階に縮小。最高税率の課税対象額を 153,000 ユーロから 80,000 ユーロに引き下げ、最低税率は 11.5%から 14.5%へ引き上げ、最高税率は 46.5%から 48%へ引き上げ。
- ② 被雇用者、年金生活者に対して追加税率 4%を課税し、源泉徴収する。
- ③ 自営業者への課税率が 21.5%から 25%に引き上げ。
- ④ 投資、キャピタルゲインへの課税率は 25%から 28%へ引き上げ。
- ⑤ 住宅ローン関連控除の減額。
- ⑥ 株式、国債、その他のキャピタルゲインに適用された税優遇措置の廃止。
- ⑦ 家賃収入に関しては、28%の固定税率を選択することができる。

- ・緊縮予算に関する違憲判決を受け、欧州委は財政健全化プログラムの遂行を要請

→2013 年 4 月 5 日に憲法裁判所が 2013 年予算案の 1 部分について違憲判決を下した。これを受け、4 月 7 日にコエーリョ首相は声明を発表し、財政赤字削減のための施策の必要性を強調。翌 8 日にはバローゾ欧州委員会委員長が同声明を歓迎し、健全化プログラムの重

要性を主張するとともに、その緩和の可能性を示唆した。

## ・顕著な景気後退

→政府統計局 (INE) の 2013 年 3 月 11 日の発表によると、2012 年の実質 GDP 成長率はマイナス 3.2%となり、2011 年のマイナス 1.6%から大きく落ち込んだ。特に個人消費の減退が激しく、前年比 5.6%減となった。財政支援プログラムに伴う歳出削減や増税による影響から、2013 年も停滞が予測される。

## ・コエーリョ政権が続投

→2013 年 7 月 24 日、ペドロ・パス・コエーリョ首相 (社会民主党: PSD) による改造内閣が発足した。連立与党を組む民衆党 (CDS) からパウロ・ポルタス党首 (前外相) が副首相に、同副首相の右腕といわれるピーレス・デ・リマ氏が経済相に起用され、両閣僚に EU や IMF との財政支援プログラムの協議・調整に当たらせるとの方針が示された。これにより、7 月 1 日のビートル・ガスパール財務相の辞任以降続いていた政治混乱は、ひとまず落ち着きを取り戻した。

## ・IMF、EU による金融支援プログラムが終了

→2014 年 5 月 17 日、IMF、EU などによるポルトガル向け金融支援プログラムが終了した。欧州委員会によれば、ポルトガルでは過去 3 年間で経常収支の黒字転換、財政赤字の減少、ソブリン債市場の改善、経済回復、失業率の低下、競争力の改善、財政の安定化などが見られている。

## アイルランド

### ・財政協定を批准 (2012 年 5 月 31 日)

→EU の財政規律強化を目指す「財政協定」の批准について、国民投票が 5 月 31 日に実施され、賛成 60.29%、反対 39.71%の賛成多数で承認された。選挙管理委員会が 6 月 2 日に公表した最終結果によると、有権者は 314 万 4,828 人 (18 歳以上)、有効票は 158 万 4,179 票 (50.37%) で、批准賛成が 95 万 5,091 票 (有効票の 60.29%)、反対が 62 万 9,088 票 (39.71%) だった。43 投票区のうち、アイルランド北西部に位置する北東ドニゴール、南西ドニゴール、首都ダブリンのうち北西ダブリン、南央ダブリン、南西ダブリンの 5 つの投票区で、北東ドニゴールの反対 55.63%を筆頭に反対が過半数を超えた。いずれも労働者層の割合が

高い地域。

一方、最も賛成票が多かった投票区は南ダブリンで 75.84%だった。次いで、ダブリンの南に位置するダン・レアリーが 74.21%、南東ダブリンが 72.30%。賛成票が 7 割を超えたのはいずれも富裕層が多く住む地域だった。

## ・1年10ヵ月ぶりとなる国債入札を実施

→財務管理庁（NTMA）は 2012 年 7 月 5 日、2010 年 9 月以来 1 年 10 ヶ月ぶりとなる国債の入札を実施したと発表した。3 ヶ月物国債の目標売却額 5 億ユーロに対し、応札は 2.8 倍となる 14 億 1,500 万ユーロで、平均利回りは 1.8%だった。2012 年 10 月 15 日に満期を迎える。EU などへの金融支援要請以降、初めてとなる国債の発行は、厳しい財政再建策を続けるアイルランドにとって明るい兆しとなりそうだ。

## ・2013年にEUなどの支援から脱却目指す

→アイルランド政府は 2012 年 10 月 25 日、第 8 回目の EU-IMF によるレビューが無事終了したことを発表した。その中で財政再建が順調に進んでおり、EU-IMF からの目標はほとんど達成しており、2013 年には支援プログラムから脱却を目指すとしている。さらに、2015 年には財政赤字が安定・成長協定で定められている対 GDP で 3%以内になるとした。

## ・3年2ヵ月ぶりとなる10年国債入札に成功

→NTMA は 2013 年 3 月 13 日、2010 年 1 月以来 3 年 2 ヶ月ぶりとなる長期（10 年）国債の入札実施を発表した。目標売却額 50 億ユーロを大幅に上回る 130 億ユーロの応札があった。うち 82%が外国投資家によるものであった。

## ・EU、IMFによる金融支援プログラムが終了

→2013 年 12 月 15 日、EU、IMF などによるアイルランド向け金融支援プログラムが終了した。NTMA は 2014 年 1 月 7 日、同プログラム後初となる長期（10 年）国債を新たに発行した。発行額 37 億 5,000 万ユーロの内、17%がアイルランド国内、83%が国外（英国、北欧、ドイツ、オーストリア、スイス、米国、カナダなど）の投資家によるものであった。

## ハンガリー

### ・金融支援を要請

→政府は IMF と EU に金融支援を要請、2011 年 11 月 18 日に両機関と協議を開始したことを明らかにした。債務危機により国内の外資系銀行の業績が悪化、国民を外貨建てローンから救済しようとする政府の施策も銀行業界を圧迫した。9 月以降、ユーロに対する通貨フォリント安が進み、市場での資金調達も困難になったことが主な要因とみられる。

### ・ハンガリーの財政改善策は不十分と認定

→EU 経済・財務相 (ECOFIN) 理事会は 2012 年 1 月 24 日、欧州委員会の勧告を受けて、ハンガリーの財政赤字是正に向けた取り組みは不十分だと認定する決定を採択した。欧州委は今後 2 ヶ月以内に対応策を勧告することになるが、理事会の決定では、EU 結束基金(補助金)の支給停止の可能性が示唆されている。仮に補助金の支給が停止されれば、初めてのケースになる。ハンガリーはユーロ圏国ではないが、財政赤字是正に向けた EU の姿勢をあらためて示すことになる。

### ・EU の結束基金の補助金支給停止を提案後、撤回

→欧州委員会は 2012 年 2 月 22 日、ハンガリーに対する結束基金からの補助金のうち、4 億 9,518 万ユーロ分の 2013 年からの支給停止を EU 閣僚理事会に提案した。欧州委は「ハンガリーが再三の警告にもかかわらず、実効性のある財政赤字削減策を講じなかった」ことを理由としていた。しかしその後、ハンガリー政府は 4 月に新しい構造改革指針「セール・カールマン・プラン 2.0」を発表するなど経済構造改革への真摯な取り組みを示していた。これを受けて欧州委は「ハンガリーは勧告に従って財政赤字削減のための措置を講じている」と判断し、5 月 30 日に補助金支給停止の取り消しを ECOFIN 理事会に提案し、補助金支給停止の取り消しを決定した。なお、欧州委の予測によると、ハンガリーの財政赤字は 2012、2013 年とも GDP 比 2% 台で、基準の 3% 以内に収まる見込み。

### ・欧州委が金融支援交渉開始を決定

→欧州委員会は 2012 年 4 月 25 日、ハンガリーへの金融支援に関する交渉開始を決定したと発表した。欧州委は「ハンガリーは予防的信用枠供与(金融支援)に関する交渉の開始に向けて十分な対策をとり、義務を実行している」と評価。オルバーン首相は 4 月 23 日、ブリュッセルにおけるバローゾ委員長との会談で、投資家の信頼を得るため、また、マク

ロ経済の安定性を図るため、全ての重要な懸案事項について EU 法を順守する具体的な措置を講じると約束した。欧州委員会ではこうした点を評価し、交渉開始を決定したものである。また、欧州委の強い態度により、ハンガリーとの金融支援に関する交渉を見合わせていた国際通貨基金（IMF）も、今回の決定を受けて、交渉開始に踏み切るものとみられている。

## ・ EU および IMF との第 1 回金融支援交渉終了

→2012年7月17～25日にブダペストで行われた EU および IMF との1回目の金融支援交渉が終了した。金融取引税をハンガリー国立銀行（中央銀行）の取引にも課すことに反対する EU 側と、中央銀行を含めた金融機関全てが負担すべきだとするハンガリー政府との対立は解けていない。EU、IMF は今後、経済政策や 2013 年度予算について意見書を提出し、それを踏まえた交渉が 2012 年 9 月に実施される予定だ。

## ・ 追加の赤字削減策を発表

→政府は 10 月 5 日、実質 GDP 成長率予測を下方修正するとともに、追加の赤字削減策を発表した。この発表には金融取引税の国立銀行への適用除外が含まれており、IMF、EU との融資交渉への障害が取り除かれることになった。今回の発表は市場に好感され、フォリントは対ユーロで上昇している。

## ・ 2014 年予算案、財政赤字は GDP 比 2.9%に

→バルガ・ミハイ国家経済相は 9 月 30 日、2014 年予算案を国会に提出した。2013 年の実質 GDP 成長率が予測よりも好調だったことを受け、2014 年の GDP 成長率予測は 2.0% と上方修正された。2013 年 6 月に過剰財政赤字是正手続き（EDP）を解除されたばかりのハンガリーでは、財政赤字は GDP 比 3%以下というマーストリヒト基準を達成しなければならないが、総選挙を 2014 年に控え、幾つかの歳出拡大措置が取られるため財政赤字の GDP 比は 2.9%とぎりぎりの数字になった。

## オランダ

### ・ 内閣総辞職

→財政健全化のための様々な施策を盛り込んだ予算案をめぐる連立政権内部で不一致が生じたことから、2012 年 4 月 23 日に内閣が総辞職した。既に 2012 年予算で大幅な歳出削減

を行っているオランダにとって、財政健全化へのさらなる取り組みは、付加価値税の増税や年金制度の見直しなど国民に負担を強いる内容になる。ルッテ内閣で閣外協力してきた自由党（PVV）は当初から財政健全化に向けた取り組みに反対だったため、長期にわたる協議は実を結ぶことなかった。

## ・下院選で自由民主党が第1党を維持

→下院総選挙（定数 150 議席）が 2012 年 9 月 12 日実施され、与党の自由民主党（VVD）が勝利した。同党は国内では緊縮財政政策をとりつつ、ユーロ圏の債務問題では南欧諸国に財政規律を求め、追加支援に慎重な対応をしてきた。ただし、連立政権が不可避なことから、今後の他党との政策協議が注目される。

## ・第2次ルッテ内閣発足

→先の下院選挙で第1党となった自由民主党と第2党の労働党の連立によるルッテ新政権が 2012 年 11 月 5 日に発足した。新政権は 160 億ユーロに上る追加の超緊縮財政路線を発表したが、医療分野の改革に批判が集まり、発足当初から厳しい政局運営を迫られている。

## ルーマニア

### ・ギリシャとルーマニアからの企業移転が急増

→財政赤字で緊縮財政下にあるギリシャとルーマニアからブルガリアへの企業進出が急増している。ギリシャからの 2011 年の企業進出（移転を含む）は前年末比 72%増の約 3,800 社、ルーマニアからは 47%増の約 400 社に達した。政治の安定度や税制がその要因とみられ、2012 年に入ってもこの傾向は続いている。

### ・内需の回復で 2.2%成長を見込む

→公共・財務省は 2014 年の実質 GDP 成長率を 2.2%と見込む。内需の回復が成長の原動力になるとしている。政府は、財政の安定化を図りつつ、EU 基金を有効活用し投資案件を積極的に進める計画を立てており、税収源を拡大することによって予算枠を確保する方針だ。IMF および欧州委員会との第3次スタンバイ融資協定により、引き続き構造改革に取り組むが、2014 年に大統領選挙および欧州議会議員選挙が控えており、政治的リスクによる改革の遅れが懸念される。

## ・第3次ポンタ政権が新たな4党連立で発足

→第3次ポンタ政権が2014年3月6日に発足した。与党の社会自由同盟（USL）から中道右派の国民自由党（PNL）が離脱したことを受け、ビクトル・ポンタ首相は、従来の社会民主党（PSD）、保守党（PC）、「ルーマニアの進歩のための国民同盟」（UNPR）の3党に、ハンガリー人民主同盟（UDMR）を加えた4党で新たな連立内閣を組閣した。

## キプロス

### ・EUに支援要請

→2012年6月25日、キプロスがEUに財政支援を要請。ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペインに続き5カ国目となる。

### ・ミハリス・サリス財務相辞任

→ミハリス・サリス氏が財務相を辞任、2013年4月2日、ハリス・ゲオルギアデス氏が新財務相として就任した。

### ・支援策の条件をめぐって一時混乱

→2013年3月15～16日にかけて開催したユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）では、キプロスに対しユーロ圏とIMFから最大100億ユーロの金融支援を実施することで合意した。ユーロ圏財務相は、キプロスの銀行の預金者に対し、課徴金を徴収することを支援の条件として提示。しかし、課徴金賦課の決定を受け、キプロスでは預金者に混乱が起きた。当初の予定では3月19日に課徴金を預金から差し引くとされていたが、そのために必要なキプロス議会での採決を前18日に行うことができなかった。これを受けて、ユーロ圏財務相は再度電話会議を開き、高額預金者への課税を強化し、少額預金者の負担を軽減することとしたが、最終的に3月25日に、課徴金の賦課ではなく、キプロスの2大銀行であるライキ銀行の清算、およびキプロス銀行の再建策実施を条件とすることで合意した。

### ・キプロス国債及び銀行の格付け状況

→2013年6月27日、キプロス政府が2013年～2016年第1四半期までに償還期間を迎える10億ユーロ相当の既発政府債を償還期間の長い（5～10年）新たな政府債と交換するプログラムの導入を発表したことを受け、翌28日、大手格付け会社のフィッチ・レーディングスが同国の長期信用格付けを「CCC」から「RD（Restricted Default：一部債務不履行）」

に、同業 S&P も同国の長期信用格付けを「CCC」から「SD (Selective Default : 選択的債務不履行)」に引き下げた。

→2013年5月14日、2013年7月3日、トロイカが二回目の融資(10億ユーロ)を済ませたことなどにより、S&Pは長期信用格付けを「SD(選択的デフォルト)」から「CCCプラス」に引き上げた。フィッチ・トレーディングスも「Bマイナス」に引き上げた。

・キプロス中央銀行のデメトリアデス総裁辞任

→2014年3月10日、キプロス中央銀行のデメトリアデス総裁は大統領に辞表を提出、1ヵ月後の4月10日、辞任した。新総裁はキプロス初の女性で、クリスタラ・ゲオルガジ氏。会計検査院長官を務めていた。

以 上

禁無断転載

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：欧州債務危機をめぐる動き

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～